

\*0028460000\*

0028460-000

338-M162k

金融論



牧野輝智・著

日本評論社

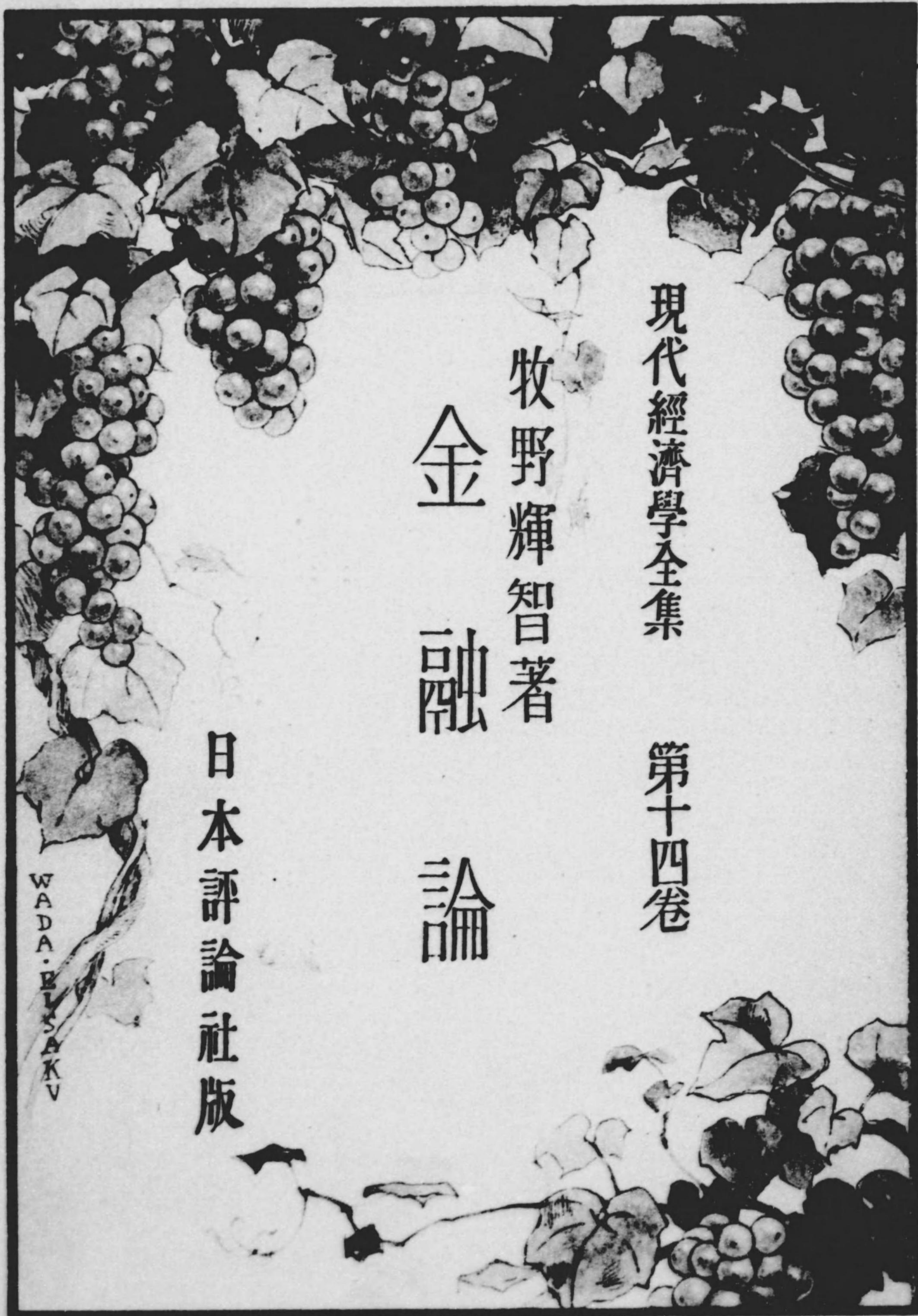
1930

ADI









現代經濟學全集

第十四卷

牧野輝智著

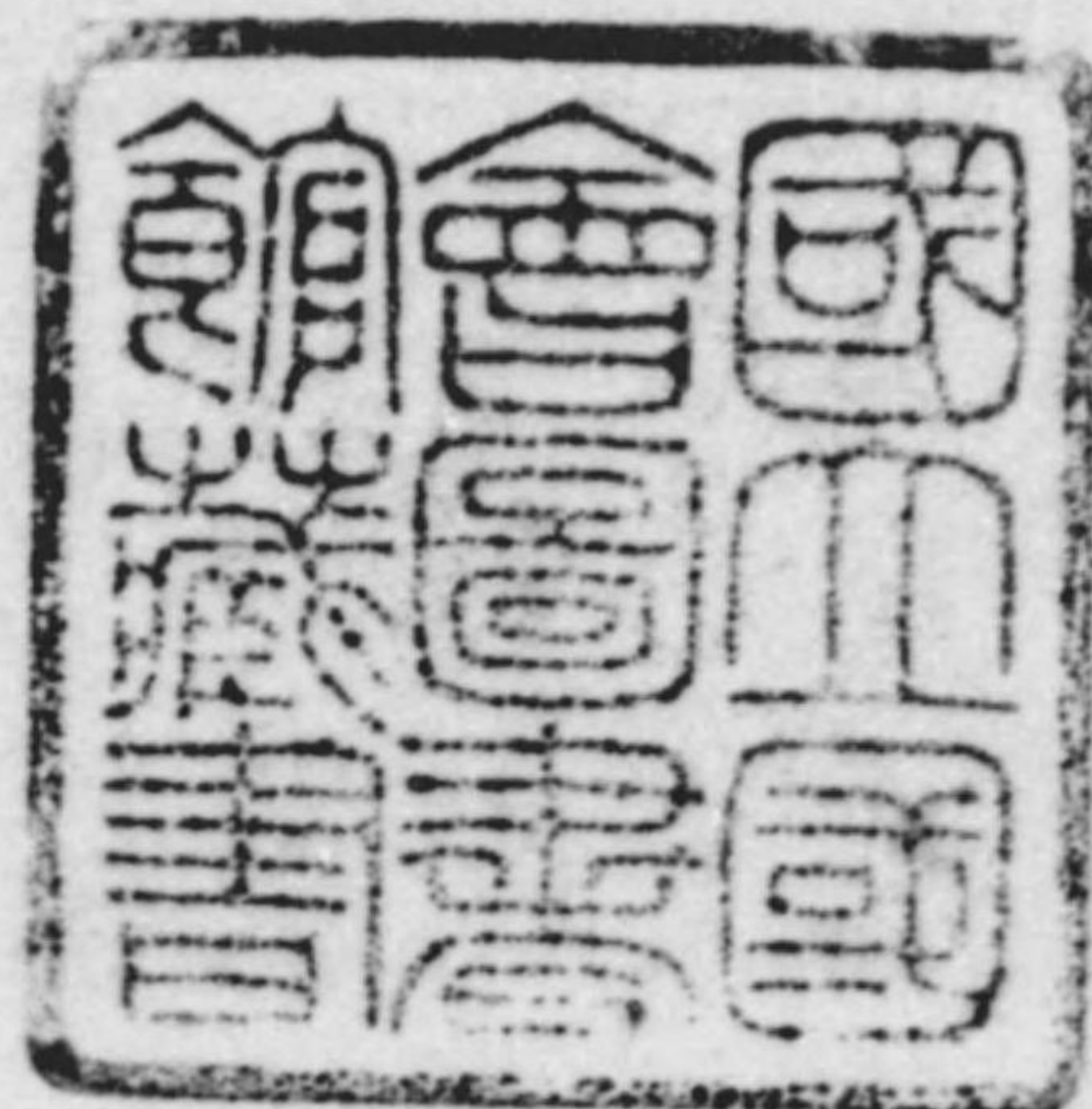
金  
融  
論

日本評論社版

WADA · HISAKI



338  
M162k



7. 835

## 序

私は經濟學の研究には經濟事實を基礎とした研究が、最も必要だと信じ常に之を主張してゐる。恰も現代醫學の進歩が、臨床的體驗を基礎とした研究の成果であると同様に、經濟事實の正しい考察を基調として、茲に始めて經濟學の根柢ある發達は期待され得るのである。而して經濟學の中にも、特に貨幣金融爲替等の研究には、演繹的抽象的の論究よりも、我々の體驗せる現象を基礎とせる歸納的實證的の考察研究が、極めて重要且つ有効なるを痛感するのである。

斯の如き信條に基いて私の本著は現實の金融機構及び我々の眼前に展開せられる金融現象の解説と考察に最も重きを置いた。即ち金融機構及び金融現象を具體的に説明し、之を合理的に考察することは、抽象的に金融理論を陳ぶるよりか金融の概念を把握する爲にも、更に又金融の靜態動態を的確に了得する爲にも、有



効だと考へたからである。其の結果として紙面の大部分は機構現象政策の解説考察に之を當て、金融理論は是等の説述の内に之を會得せしむることを努めたのである。此の種の方法は私が既刊『爲替問題十講』『農業金融』其の他の著に於て採り來つたもので、それ等と別に變りはない。

私が本書の執筆を引受けたのは昭和三年春で、現代經濟學全集の豫約募集の公表された數ヶ月前であつた。爾來二ヶ年の時日を閑したに拘らず、日常業務の繁忙に防げられ筆は少しも進まなかつた。遂に變則の方法によることとし、執筆に代ゆるに口述を以てし、速記者をして筆を走らしむることにした。斯くて匆忙の中に本書を纏め得たのであるが、之を通讀すれば第一に其の内容に於て自から意に満たない點が尙ほ幾何となく存してゐる。第二に記述の體裁が甚だ冗漫の嫌を免れない。併しながら之を十分に修補することは、豫約出版物として其の期日の許さないとあるから、幾多の不備を自覺しながら茲に之を上梓し、其の完成は之を後日に期した次第である。幸に讀者の寛恕を希ふ。

本書を著すに就て友人白石幸三郎君の援助を受けたことが少くない。附記して感謝の意を表する。

昭和五年七月

東京市外千駄ヶ谷の居にて

牧野輝智



金融論目次

第一編 總論……………一

第一章 事業と資金……………三

第二章 金融の意義……………六

第三章 金融と投資と信用……………二

第四章 金融の種々相……………一四

第二編 金融機關……………一七

第一章 概説……………一九

第二章 中央銀行……………三二



第三章 其の他の特殊銀行……………三七

  第一節 農業銀行及び不動産銀行……………三七

  第二節 貿易銀行……………四四

  第三節 工業銀行……………四五

  第四節 植民地發券銀行……………四七

第四章 普通銀行……………五〇

第五章 貯蓄銀行……………五八

第六章 信託會社……………六〇

  第一節 信託の起源……………六〇

  第二節 信託の業務……………六二

  第三節 信託會社の現状……………六六

第七章 信用組合……………七一

  第一節 信用組合……………七一

  第二節 信用組合聯合會……………七九

  第三節 産業組合中央金庫……………八〇

第八章 大藏省預金部……………八四

第九章 保險會社……………八八

第十章 株式取引所……………九七

第三編 金融の種類……………九九

  第一章 商業金融……………一〇一

    第一節 其の意義及び範圍……………一〇一

    第二節 貿易金融……………一〇四

  第二章 工業金融……………一〇六



第一節 商業金融と工業金融……………一〇六

第二節 狭義の工業金融……………一〇七

第三節 船舶金融……………一一一

第三章 農業金融……………一二五

第四章 不動産金融……………一二八

第一節 不動産金融の意義……………一二八

第二節 不動産金融の特色……………一三〇

第三節 不動産金融の資金……………一三三

第四節 獨逸の不動産金融施設……………一三四

第五節 佛蘭西の不動産金融制度……………一三九

第五章 國際金融……………一三三

第一節 國際金融の意義……………一三三

第二節 國際間の資金移動……………一三四

第六章 庶民金融及び中小産業者金融……………一三九

第四編 金融市場……………一四五

第一章 金融市場の意義……………一四七

第二章 金融市場の構成及び種別……………一四九

第一節 金融市場の構成……………一四九

第二節 金融市場の種別……………一五〇

第三章 中央銀行と普通銀行との關係……………一五三

第四章 コール市場……………一五五

第五章 紐育の金融市場……………一五七



第一節 概 説……………一五七

第二節 株式取引所金融市場……………一六〇

第三節 引受手形市場……………一六〇

第六章 倫敦の金融市場……………一七一

第五編 資 金……………一七七

第一章 概 説……………一七九

第一節 資金の意義……………一七九

第二節 資金の集中……………一八一

第二章 資金の運用……………一八四

第一節 銀行の支拂準備金……………一八四

第二節 資金の貸出……………一八七

第三節 有價證券放資……………一九〇

第三章 金融現象の變動……………一九二

第一節 金融變動の一般的原因……………一九二

第二節 金融變動の季節的原因……………一九六

第四章 資金の調節……………二〇一

第五章 中央銀行の發券機能……………二〇九

第六編 金 利……………二二二

第一章 金利の意義……………二二三

第二章 金利の決定……………二二六

第三章 利子存在の合理的根據……………二二九

第四章 金利の種類……………二三三

第一節 銀行の預金利率……………二三三



第二節 銀行の貸出利率……………二三四

第五章 預金利率の協定……………二四二

第六章 金利の變動と正貨の出入……………二四三

第七編 金融政策……………二四七

第一章 概 説……………二四九

第二章 銀行合同問題……………二五〇

    第一節 大銀行主義と分立主義……………二五〇

    第二節 銀行合同の世界的趨勢……………二五四

    第三節 特殊銀行の合同及び整理問題……………二五八

第三章 發券制度の問題……………二六一

第四章 金利政策……………二六八

第五章 事業資金の問題……………二七五

第六章 中小業者金融難の問題……………二七九

第八編 英國の金融機構……………二八三

第一章 英國の金融組織……………二八五

第二章 英蘭銀行……………二八七

    第一節 英蘭銀行の發行部と銀行部……………二八七

    第二節 發行部の主要勘定……………二九〇

    第三節 銀行部の主要勘定……………二九三

第三章 普通銀行……………二九七

    第一節 大銀行主義(ビッグ・ファイブ)……………二九七

    第二節 株式銀行の主要業務……………三〇三



第四章 植民地銀行及び外國銀行……………三二〇

第五章 手形引受商會(マーチャント・バンカース)……………三二四

第六章 手形仲買人及び割引會社……………三三〇

第九編 米國の金融機構……………三三五

第一章 概 説……………三七

第二章 聯邦準備制度……………三二

第三章 聯邦準備銀行の業務……………三五

第一節 資産勘定と負債勘定……………三五

第二節 銀行券の發行……………三七

第三節 支拂準備金其他預金の受託……………三四

第四節 手形再割引及び貸付……………三二

第五節 一般市場取引……………三四

第六節 國庫金の受託其他の業務……………三四

第四章 國立銀行及び州立銀行……………三五〇

第一節 國立銀行……………三五〇

第二節 州立銀行……………三五六

第五章 信託會社……………三九九

第六章 聯邦農地貸付制度……………三六四

第七章 個人銀行……………三七二

目次終



第一編  
總  
論



## 第一章 事業と資金

今日の經濟組織に於ては、如何なる事業を営むにもそれ相當の資本が必要である。原始時代の極めて幼稚なる社會に於ては、資本なくして生産を営むことも必ずしも不可能ではなかつた。野蠻人が山に入つて、自然に成熟した果實を採收し、或は川に漁つて魚類を捕獲する如きは、單なる勞働のみによつて生産を爲し得るのである。併しながら是等の幼稚な社會に在りても、少しく生産の能率を擧げんとせば、川に漁る場合には釣針を用ひ、其の他の簡單なる漁具を用ひることになる。又山に獵をなす場合には文化の程度相應の捕獲器具を用ひるのである。是等は極く幼稚な狀態に於ける生産資本である。

無資本の生産は今日に於ては單に想像せられたる原始的狀態であつて、現在の實際問題としては、如何なる事業を営むにも資本が必要である。而して其資本が大きくなればなる程生産の効果を擧げることができるのである。従つて今日の經濟社會に於ては、資本と云ふことは最も重要視されるのであるが、それに就て或は資本の力が餘りに大きいことを非難して、金融資本の横暴などか云ふやうなことも耳にするけれども、如何なる意味に於ても資本そのものが生産に必要であると云ふことは、否定し難い事實である。勞農露西亞の如き社會主義の國に於ても、實際問題として最も悩むとする事は資本の少いことである。資本が少い爲に生産の效果の擧らざる事である。だから如何にすれば資本を吸集することができるか、如何にすれば資本額を増加することができるかと云ふ事に非常な悩みを懷いて居る



のである。

資本は多く貨幣の形態にて支給せらるゝが故に金融論にありては通常資金と稱することになつてゐる。資金が生産上如何に偉大な力を有するかと云ふことを、少しく具體的に説明すると例へば商業である。商業に於ては資金なくして之を營むことは絶対に不可能である。商業に於て主要なる部分を占むるものは商品の販賣であるが、販賣の利得と云ふのは仕入れたる値段と、販賣する値段との間の差額を稱するのである。然るに商品を仕入れるに就てはそれ相當に資金が必要である。而して斯の如くして仕入れたる所の商品を幾箇月かの間に賣却して其代金を回収してそれを次の取引の資金に充當するのである。

又工業を經營するに就ても、工業には原料が必要であるが、其原料を仕入れるには資金が要る。又工業を營むには工場敷地、家屋、機械等の固定資本が必要である。是等の原料や設備がなくては工業を經營することは出来ない。要するに工業の經營に於ては、固定されたる所の資本即ち工場機械などの類と、流動する所の資本即ち原料の購入、職工の賃銀支拂等に要する資金、是等のものが無くては工業を經營することは不可能である。

又農業の經營に於ても同様であつて、其固定資本とも稱すべきものは農業土地耕作農具等である。流動資本と稱すべきものは種苗購入資金肥料購入資金等である。是等が無かつたならば農業の經營は出来ないのである。假りに之を爲すことが出来るとしても収入が非常に少い爲に、農業として經濟的に成立し得ないのである。

斯の如くに商業と云はず工業と云はず農業と云はず、其他水産業、牧畜業總て今日の生産事業には資金の必要がある。更に範圍を極めて考へると、是等の産業のみでなく、總ての事業經營にはそれ相當の資金が必要である。それが慈善

病院、學校、養育院などのやうな非營利的事業にありても、之が經營には必ず相當の資金が必要である。而して其の實績が果ると否とは其の資金が豊富であるか否かに關係する所が極めて大である。



## 第二章 金融の意義

進歩せる經濟社會にありて、事業經營の資金は事業を經營する人自身の所有にかゝるものでなく、多くは他より其供給を受けるのである。假りに事業經營資金の一部分を自己の所有資金にて充たすものでも、多くの部分は他より供給を受けたものである。今日の事業經營に於てそれが小規模であると大規模であるとを問はず、資金全部を全く他の供給に依らずして調達して居るものは殆ど無いと云つても宜しい。従つて今日の事業經營に於ては資金の調達と云ふことが非常に重大な事になるのである。金融 (Finance) と云ふことは要するに事業經營に必要な所の資金を融通する事である。資金が事業經營に於て非常に重要であり、而して其資金は自己の資産を以て充當するのではなく、主として他から供給を仰ぐものだとすれば、事業經營に於て金融と云ふ事が如何に重大であるかは自ら了解せらるゝであらうと思ふ。

「金融」と云ふ言葉は、廣い意味に用ゐる場合と狭い意味に用ゐる場合とある。廣義に用ゐる場合には、凡て事業經營に要する所の資金を融通することは即ち金融である。例へば學校經營の爲に資金を他から仰ぐのも一つの金融である。或は又父兄が子弟の教育に要する所の學費を他から借入れることも一つの金融である。廣い意味に於て金融と云ふ時には、産業上の資金の融通を受けるのは無論のこと、右に述べたやうな學資金の調達、或は學校經營資金の調達、慈善救濟資金の調達の如きも一つの金融と見ることが出来る。併しながら是等は經濟上普通に謂ふ所の金融ではな

い。「金融」と云ふ言葉は嚴格なる意義に解釋すると、それは産業資金を他から融通して貰ふと云ふ場合に用ゐられるのである。是が狭い意味の金融である。普通の意義に於ける金融と云ふのは、商工業農業等の如き産業經營上の資金を融通する場合に用ゐらるゝ言葉である。

今日の經濟組織に於て資金の供給と云ふことは、自給ではなく他給である爲に、之を仲介する所の機關が必要と云ふことになる。經濟狀態の未だ進歩してない場合に、而して其交通範圍が狭い場合に於ては、自分の知人などから資金を融通して貰ふより外に道がないけれども、經濟組織が進歩すれば資金の供給者と需要者とは全く未知關係であつて、資金を供給する人は、其の資金が如何なる人に、如何なる目的の爲に使用されるかを知らず、又資金を使つて居る者は自分が用ゐて居る資金が本來誰の所有にかゝる金であるかを知らない。だから此の未知者間に資金を供給するには其の間に信用ある仲介機關の存在することが必要である。之が即ち金融機關である。

今日は經濟組織が非常に大規模となつて居る爲に、資金供給と資金使用との關係は、一地方的或は國內的のみでなく、國際的にも資金の融通供給が行はれるのである。英國の資本が餘剰して居れば、それが我國の鐵道事業の資金に使用せられ、アメリカの資金が餘つて居れば、それを獨逸の戦後の經濟復興に使用すると云ふやうな次第である。「資本には國境なし」と云ふ言葉は此の國際間の融資關係を語るものであつて資金は餘剰して居る所から、缺乏して居る所に向つて流出するものである。然らば如何なる理由にて餘つて居る地方から不足して居る地方へ流出するかと云ふと、凡そ資金を蓄積して居る人は、之を只手許に保存して居つた所で何等利益を生出すものではない。他の資金を必要とする人に之を融通して、利子を收むればこそ資本所有の効果を擧げ得るのである。要するに資本の所有者が未



知の人に其資金を使用せしむるのは資金の使用料即ち利子を取得せんが爲である。

斯様な次第であるから、金融と利子とは極めて密接な關係を有するものである。資金の供給者は其の使用料の多いことを望む。だから資金は利子の安い所から高い所に向つて流出するのである。併しながら資金需要者の信用が十分で、元金の回収に危険があるやうな場合に於ては、利子が高くても資金は流出しない。元金の回収が安全であれば、少しでも利子の高い所に於て使用せらるゝことを欲するのである。資本に國境なしと云ふのは、資本は利子の安い所から高い所に向つて動く。更に之を別言すれば資金は需要の少い所から需要の多いところに向つて動くこと云ふことを意味するのである。資本家の側から云へば、少しでも収益の多い所に融資するを欲するは當然であるが、資金の使用側から云つても、相當な金利を拂つたとて、之に依つて受くる所の生産利益が、其金利よりも多ければ、餘剰利益を收むることが出来るのである。例へば一萬圓の資金を以て商業を営む場合に、之に對して五分の利子を拂つても、其資金を運用する爲に收むる所の利益が一分であるとすれば、其商人は五分の利子を拂つても尙ほ残りの五分、即ち五百圓の利益を得ることが出来るのである。總て取引上の利益は相互的でなければならぬ。一方のみ益し他方が損するやうなことは繼續されない。金融が經濟上の重要機能であるのは供給者も使用者も共に利益を得便宜を蒙るからである。

前に述べた如く金融は資金を他に融通する事であつて、之が成立するのは其間に利子の關係があるからである。それ故に金融に於て第一に問題となるのは資金の問題であり、第二に問題となるのは利子の問題である。元來資金は零細なる存在の場合には、其効果を擧げることは少いが、之が集合して大きなものとなれば、其効果は著しく増大する

のである。今から五十年前英國の金融學者バチオットは其の名著「ロンバート・ストリート」の中に、倫敦が世界の金融市場として非常に大なる力を有つて居るのは、倫敦には資金が充實し、其の需要者は何時でも其希望する所の資金を、調達し得るからだと稱してゐる。其當時の計數として同氏が示して居る所によると、是は千八百七十二年頃のことであるが、柏林には八百萬磅、巴里には千三百萬磅、紐育には四千萬磅、而して倫敦には一億二千萬磅の資金が存在して居る。倫敦は巴里に比ぶれば約十倍、紐育に對しては三倍、柏林に對しては十五倍の資力が在ることを述べ之を以て世界の中心金融市場たる所以だと稱して居る。(Bagehot's Lombard street, p.4.)

今日は經濟事情が全く一變し、資金の集中される額は、到底其當時の比較ではないが、併しながら資金が集中して居れば集中して居る程、其金融上の勢力が大きくなると云ふことは、其當時も今日も變りはない。社會的に經濟的に考へて個人が資金を其庫の中に貯藏して置くは不利であり不合理である。如何に零細の資金でも或は銀行に預金し或は郵便局に貯金し、其他信用組合などを利用して、それらの資金施設に集中せしめ、之を有効な資金として働かしむることが肝要である。

併しながら凡て物事には程度と云ふものがある。バチオットなどが金融資本集中の必要を説いた場合には、少しでも多く一つの地方に集中せしむれば、資金の効力は増大するやうに述べて居るけれども、今日の金融政策からいふとそれは必ずしも望ましいことではない。成程資金を集中すると云ふことは資金としての効果を發揮せしむる上に於て必要であるけれども、之を或る一地點のみに集中せしむることは産業政策から見て廣く金融の便宜に均霑せしむる所以ではない。産業經營上資金の働きは、人間の體内に於ける血液の作用の如きものである。資金は如何なる事業を爲す



にも缺ぐべからざる要素である。だから之を或る一地點のみに偏在せしめず、其地方々の産業状態に應じ或程度に於て分散せしむるとことも亦必要である。と云ふのは従来の金融政策は、商工業の金融を調達すると云ふことのみに重きを置いた爲に、商工業の存在する都市の金融と云ふことが中心になつて居つたけれども、産業上の實際から考へて見ると、資金を要するものは商工業ばかりでなく、農業、水産業と云ふやうなものもそれ相當の資金が必要であるが、この方面の資金は著しく缺乏してゐる。之は資金の大都市集中の一つの弊害である。資金の最大需要者は商工業であるけれども、資金が都市の金融市場のみに集中され、地方に枯渴するが如きことがあつたならば、人體の一部分のみに血液が充滿して、或る部分に缺乏して居つては健康状態を保てないと同様である。要するに地方の金融が非常に缺乏してゐるは、其國の産業を疲弊せしむることになるのである。

又廣く世界的に考へて見ても、今日資金は紐育と倫敦の二大中心地に集中されて居る。世界に斯の如き金融の中心市場が存在することは無論有意義な事ではあるけれども、それが餘り極端にならんとしつゝある爲に、歐羅巴の各國其他に於ける金融の中心市場の勢力が餘りに微力となつて、均衡がとれなくなり、其國の經濟的繁榮を妨けてゐるやうな嫌ひがないでもない。是は恰も一國に於て大都市に金融の中心市場が存在することは必要であるけれども、尙ほ地方々の金融も缺乏してはいけないと同様に、世界的にも一つの國のみが金融の中心地點となり、餘りに大なる力を振ふことは世界の經濟全體から見て喜ぶべき事ではない。

### 第三章 金融と投資と信用

金融と云ふ言葉は、時間的關係から廣い意味に用ゐて投資を含む場合もあり、又狭い意味に用ひて投資を除いて用ふる場合もある。投資と云ふ言葉は比較的長時間に亘る所の資金の融通を謂ふのである。例へば土地を購入する爲の資金を貸付ける。鐵道を敷設する爲の資金を供給するなどの場合には、三年五年に於て之を返済することはできない。無論三ヶ月六月といふが如き短期資金では其の使用の目的を達する譯に行かない。是等の資金は十年とか甚しきは三十年五十年と云ふが如き長期間に於て資金を回収し得べきものであるから、之を一般の金融と區別する爲に投資 (Investment) と稱するのである。金融は投資と異つて比較的短期限の資金の融通、即ち三箇月五箇月或は一年と云ふが如き期間に回収されて、次から次に資金を運轉せしむる場合に用ゐらるゝことが普通である。併しながら理論的に考へて見ると、時間が長期であるから金融即ち資金の融通ではなく、短期であるから金融であるとは言ひ得ない。又其時間的區別の如きも何年以上は投資であつて、何年以下が金融であると云ひ得べきものではない。

それ故に同じく資金を供給するもので之を時間的に區別し、或ものは金融であり、或るものは投資であるとなすは理義の明確を缺ぐけれども、常識的の區別としては比較的長期であれば之を投資と稱し、短期のものが普通に金融だと稱するのである。之を區別するの必要があると云ふのは、短期の金融であれば同じ資金を屢々運轉することができなければならない、長期のものであれば單に利子を收めるだけであつて、資金を新に運轉することは出来ない。従つて其の



資金の性質も自ら異つて来る。普通の金融資金は銀行預金の如く、何時でも取付に遣ふやうなものを以て之に充當することが出来るが、投資の資金は斯様なものを以て供給することは適當でない。債券の發行などによりて調達した資金を以て之に充つるの必要がある。斯の如き關係から實際問題として金融と投資とは之を區別するの必要があるけれども、理論的に云へば何れも資金を供給するのであるから、投資も亦廣い意味の金融の中に包含せらるゝことになるのである。

金融は之を擔保の有無によつて之を區別すれば、無擔保金融と擔保附金融に分つことが出来る。無擔保金融と云ふのは相手方の信用のみに依つて資金を融通するのであるが、理論上からいへば之が金融の本體であるべきである。元來金融と云ふことは、信用と云ふことを意味して居る。金融はファイナンスといふ言葉の外にクレジット即ち信用と云ふ文字を用ひることがある。農業金融と云ふ代りに、農業信用と云ふ言葉を用ひ、商業金融と云ふ代りに商業信用と云ふ言葉を用ふるが如きは其例である。何故に信用と云ふことと同様に用ひらるゝかと云ふと、凡て金融をなすには、相手方の信用と云ふことが其成立の最大要件をなすのである、信用のない者に資金を貸したならば、如何に契約の利子は高くても、之を回収することが出来ない。金融をなすには相手方の信用と云ふことが第一である、其擔保の有無の如きは寧ろ第二であると稱しても宜しい。従つて金融の理想から云へば對人信用の融通が最も多く、擔保附金融は第二であつても宜しい筈であるけれども、事實は金融をなす場合には擔保を徵する場合が多くして、對人信用の金融は寧ろ例外に過ぎないのである。

無擔保金融が擔保を徵せず相手方の信用のみにより資金を供給するのであるに對し、擔保附金融は必ず擔保品を徵

收し所謂物上信用によりて資金の供給を爲すのである。商業金融について云へば、約束手形一枚にて資金の供與をなす如きことは、即ち對人信用の金融である。併しながら此場合に於ても資金の融通者、例へば銀行は株式其他の有價證券を添付せしむることが多い。或は又總括的に擔保品を徵收して置く場合もある(根抵當の類)。斯様な場合には約束手形そのものは信用證券であるけれども其の金融は擔保附の金融である。又農業資金其他を調達する場合に土地を抵當に入れて資金を融通して貰ふ場合が澤山あるが、之も擔保附金融の一例である。證券を擔保として融通を受くる場合を證券金融と謂ひ、後者の如く不動産を擔保品として金融を受くることを不動産金融と謂ふ。商業金融には證券擔保の金融が多く、農業金融には不動産金融が多い。



## 第四章 金融の種々相

金融が對人信用の無擔保金融であるか、擔保附の金融であるかは金融の種別として重要なものであるが、金融は其供給せらるゝ資金を使用する目的の如何に因つて、商業金融、工業金融、農業金融、水産金融、森林金融等に區別することができる。元來金融と云ふ事は産業上の資金を供給することが主なる目的であるから、金融の種別として此の種の區別は最も重要なものである。前に述べた如く最も広い意味の金融は、學校經營、孤兒院、養育院などの設立に資金を融通するが如き場合をも包含するのであるけれども、是等は産業上の經營資金とは性質に於て異つてゐる。一般に使用の目的による金融の種別を列舉する場合には産業の種別を標準として區別することになつてゐるのである。

商業金融は文字自體が示す如く、商業の爲に必要な資金を供給することであるが、之が金融の最も重要な部分であつて、普通に金融と云へば商業金融を意味するのである。何も商業金融のみが金融ではないけれども、商業に使用せらるゝ所の資金は金融として其効果が最も大であり、又之に使用せらるゝ金額が非常に多く、金融機關なども商業金融の機關が最も早くから發達し今日でも金融機關の主要なる部分を占めて居る爲に、普通に金融と云へば直に商業金融を聯想する位に、商業金融は金融としての重大な地位を占めて居るのである。商業金融の特色は期限が割合に短いこと、而して其金利も割合に有利であり得ることである。それは商業の取引は、それ／＼の取引の終了に長時間を要せないため資金の回收が迅速である。且つ又其収益が比較的多い爲に、利子の如きも割合に高くても引合ふことに

なるからである。

金融は之を地域的に區別すると、國內金融と國際金融とに分つことができる。我々が普通に謂ふ所の金融は國內金融であるが、今日の經濟關係は非常に複雑であり、又世界的である爲に、國際金融と云ふ事も一年に其重要性が増して來るのである。國內金融は其國內に於ける資金の融通である。之に對して國際金融は資金の供給と使用とが異つた國の間に行はれる場合をいふ。國內金融に就ては特別の説明を必要としないが國際金融に就ては別章に於て少しく説明を試みたいと思ふ。

此の外に金融の種類として庶民金融、中小農工商金融、船舶金融など、目下我國の經濟問題として世論の對象となつてゐるものがある。是等は大體に於て以上の分類の中に含まれてゐるものであるが、庶民金融と中小農工商金融とは大體に於て同一であつて、比較的資力の乏しい者に對する金融の必要上から、今日の不備を補はんとする主張である。たゞ庶民金融と中小農工商金融とは少しく範圍を異にしてゐる。中小農工商金融は大體に於て庶民金融に屬する譯であるけれども、庶民金融は今少し範圍が廣く必ずしも産業資金ではなくとも、庶民階級が生活費として或は子弟の教育費としての資金を必要とする場合に、之を低利に供給せしむると云ふやうなものも含まれてゐる。従つて後者の方が範圍が廣い譯である。船舶金融が今日殊に問題となつて居るのは、我國の金解禁後の對策としては國際貸借を改善することが必要である。國際貸借を改善することに就ては貿易外の受取勘定を増加することを考へなければならぬ。それに就ては我國の海運業を發展せしむることが必要であるが、此海運業の發展に付ては、船舶金融が今日の如き状態では種々の支障を生ずるから、海運業の發展の爲に船舶金融の新たな途を立てることが必要であるとして、今日



では中小農工商金融の問題と共に、世上の論議の對象となつて居るのである。中小農工商金融の問題が社會政策上の問題であるに對して、船舶金融は寧ろ國際貸借改善上の問題と云ふべきである。

次編に於て先づ金融機關を解説し、金融とは如何なるものかを具體的に了解せしむるために其の用途から見た金融の種類を説明し、更に金融市場の意義を明にし、以下資金、金利、金融政策等に就て論述し、最後に英國及び米國の金融機構を解説し、是を本著「金融論」の内容となしたいと思ふ。

## 第二編 金融機關



## 第一章 概 説

凡て資金を必要とする者に對して、資金を供給するの業務に當るものを金融機關と云ふ。進歩せる經濟組織にありては資金を必要とする者は、他よりの供給に依つて之を調達することが普通の方法である。従つて需給の仲介者たる金融機關の必要が益々重要となるのである。金融機關の最も幼稚な状態は金貸業者である。一定の資金を有する者が、相當の利子を收めて資金を融通する。是は幼稚の經濟社會に於て常に見られた現象で、既に希臘、羅馬の時代にも存在してゐた。而して今日にありても金貸業者の金融的效果は侮るべからざるものがある。其規模は小さいにしても、其數が多く全國到處に存在して居るからである。個人的金貸業者は最も單純な金融機關である。寧ろ原始的の金融機關と稱す可きである。進歩したる時代の金融機關は、他から資金を集めて、其巨大なる資金を各種産業に供給するを趣旨とするものであらねばならぬ。

今日の金融機關の第一に置くべきものは銀行である。銀行は廣く資金を集めて之を資金需要者に融通する機關である。銀行の中には中央銀行の如く通貨を發行する權能を有するものもあり、或は勸業銀行などの如く特殊の金融を目的とするものもあるが、普通にいふ銀行は主として商業工業の爲に資金を供給するものであつて、之が銀行中の代表的ものである。其外に貯金銀行の如く貯蓄獎勵の爲に設けられて、零細なる資金を蓄積せしめ、之を産業其他に融通する機關もある。我國の銀行制度は之を法規上から分類すると三つに分れて居る。特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行の三



つになるのである。特殊銀行の主なるものは日本銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行等の類である。是等はそれ／＼の法律に依つて設立されたものであつて、色々な特別の目的を有して、營業範圍が異つて居り、それに與へられた所の權能も異つて居る爲に、普通銀行と區別して居るのである。普通銀行と云ふのは一般の銀行法に準據するものであつて、中には規模の大きいものもあり、非常に規模の小さいものもある。以前は資本金額五千圓位の規模の小さいものもあつたけれども、近年改正された銀行法にては大都市にありては二百萬圓以上、その他に於いては百萬圓以上の資金を有するものでなければ、銀行と稱することはできないことになつたので、今日は銀行合同又は増資が盛んに行はれて居る。であるから銀行としては小銀行でも百萬圓以下のものは遠からず無くなる譯であるが、大銀行と云ふのは一億圓以上の資本金を有し、其資産の全部は十億圓に近く、世界の大銀行と比較しても劣らないやうなものもある。貯蓄銀行と云ふのは、貯蓄銀行法に依つて設立されたものであつて、是は大體小規模のものであるけれども、貯蓄銀行全體が金融上に及ぼす力は必ずしも微弱なものではない。

我國に於て金融機關の第二として擧ぐべきものは信用組合である。信用組合は産業組合法に依つて制定せられたものである。産業組合法の示す所の組合は購買組合、販賣組合、利用組合、信用組合の四種に分れてゐるが、此中にて最も發達したものは信用組合であつて、信用組合は今日に於ては庶民金融機關としては極めて樞要な地位を占めてゐる。信用組合の普通銀行と異なる所は、組合員の自助的共濟的精神によつて設立されたものであつて、資金の貸付を受ける者は組合員に限られて居る。信用組合は主として組合員から資金を集めて、之を組合員中の資金需要者に融通するのであるから、其性質は共助的であり、自治的であり、相互的である。是等が普通の金融機關と異なる點である。

金融機關の第三は信託會社である。信託會社なる名稱は、我國に於ても既に數十年より用ゐられて居るのであるけれども、金融機關としての整頓したる意味に於ける所の信託會社は、近年信託法及信託業法が制定された後、初めて創立され發達したのであつて、三井信託會社が最初のものである。而して其後續々信託會社が設立されて、今日に於ては大富豪は殆ど皆信託會社を經營して居るのである。政府の方針は信託會社の濫設を避けて、其認可を嚴重にして居る爲に、其數は餘り澤山にないが、併ながら是等の機關が金融上に獲得しつゝある所の勢力は、年一年に増進しつゝあるのである。

其次に金融機關として擧ぐべきものは、大藏省の預金都である。預金部は郵便貯金其他政府の特別會計の資金などを預つて、之を運用することを目的とするものである。郵便貯金は、細民の資金を預かる點に於て貯蓄銀行と類似して居るが、其貯金が近年非常な勢を以て増加し、殊に昭和二年の金融恐慌後著しい勢を以て増加して、今日に於ては二十一億圓を突破すると云ふ盛況である。郵便貯金が斯の如く増加したのは、其經營者が政府自身である爲に信用が絶大であり、銀行の破綻による支拂停止、若は支拂不能の如き危険が全く存在しないことが第一の原因である。昭和二年の金融恐慌後、國民は不良なる銀行に預金することの危険なるを覺つて、從來銀行に預金して居つた金額を引出して郵便局に預換へる者も増加した。其爲に近年特別に郵便貯金の總額は増加して居るが、更にもう一つの理由は最近の金利の状態である。郵便貯金の利子は普通銀行や貯蓄銀行より其利率が高い爲に、相手が確實の政府の經營であり、利子は銀行よりも却つて高いと云ふ事からして、郵便貯金の額が非常に増加し二十一億圓にも達することになつたのである。併ながら政府自身の經營になる機關の利子が、民間の貯蓄機關よりも高く、しかして頻りに政府の手に



資金を集中すると云ふ事が、果して金融政策として適當な方法であるかは、幾分の疑問たらざるを得ないのである。斯様に郵便貯金は非常な勢を以て資金を増加しつゝあるのであるけれども、郵便局そのものは金融機關であると言ふ譯には行かない。其理由は郵便局は資金を集めるだけで、資金を融通するものではないからである。金融と云ふのは前にも述べた如く資金を融通する事である。金融機關と云ふものは其資金融通の任務に當る所の機關であるから、資金を預るだけでは金融機關と稱する譯に行かない。此點から言つて郵便貯金の運用に當り、其他鐵道會計などの資金を預つて、之が運用の任に當る所の大藏省預金部が、金融機關と云ふことになるのである。大藏省の預金部は、一般の民衆に對して資金を融通するのではないけれども、政府が事業を爲すに必要な所の資金を供給するか、或は特殊銀行を経て特別な相手方に貸付けるとか、又公共團體に低利資金を貸付けると云ふやうなことに就て金融機關たる仕事を營んで居るのである。今日大藏省預金部の資力は二十八億圓にも達し、民間の最大預金銀行よりも更に大きい資力を有つてゐるのであるから、此機關の資金運用が適當であるか否とは、金融政策上から見ても重大なる問題である。

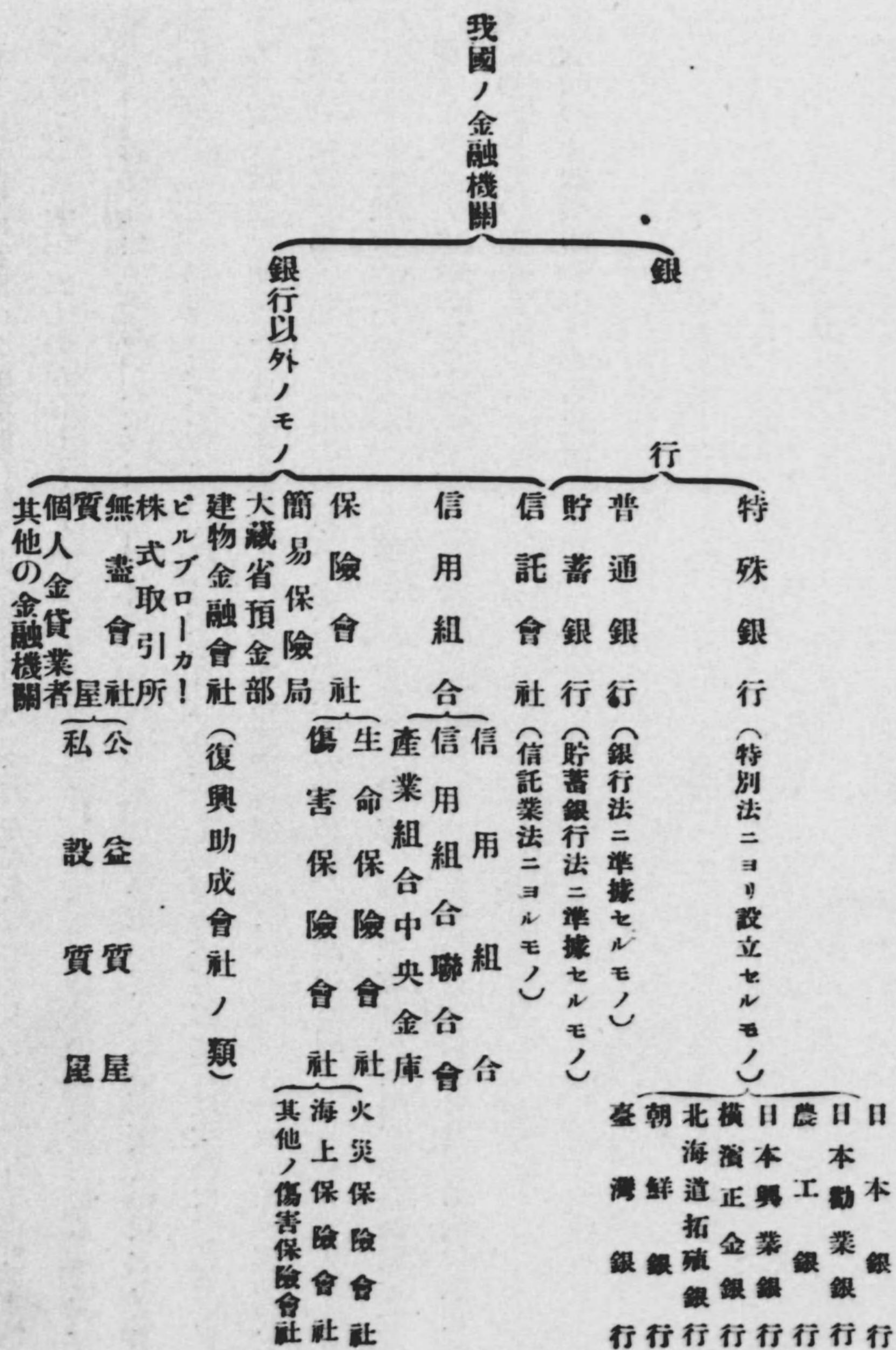
次は保險會社である。保險會社を金融機關と稱するのは一見奇異の感があるけれども、實際は保險會社も金融機關として非常な働きを爲して居るのである。と云ふのは、近年保險業の進歩の爲に、各保險會社特に生命保險會社には、それ／＼多額資金が集積されて居る。是は何等か適當な方法を以て運用しなければならぬが、それを運用するに就ては其資金を需要者に貸付けることが必要である。従つて生命保險事業の發達に伴つて其の金融的勢力も年一年に増加することになるのである。

此の外に金融機關として舉ぐ可きものは澤山ある。手形仲買人の如きもその一である。英國の金融市場では手形仲買人は金融機關として樞要の地位を占めてゐる。我國の仲買人は未だ樞要の地位を占むるには至らないけれども、金融市場の構成上此の機關の必要は十分認め得るのである。手形仲買人は手形賣買の取次をなすものである。或は銀行者間のコール取引の取次をなし、或る事業會社と銀行との間の手形融通の取次をなすのである。本來からいへば手形仲買人は自己資金によりて手形の賣買をなすべきで英國のデスカウント・ハウスが手形仲買人として有力の地位を有するは之が爲であるが我國の仲買人は資力が不十分である。英國の所謂ランニング・ブローカーに屬するものが多いために金融上の地位は低いことを免れないのである。此の他無盡會社、質屋、建築助成會社の如きも金融機關の一種である。又政府の施設として簡易保險局特別會計の如きも民間の生命保險會社と同様の意味に於て金融機關の一種と稱し得るのである。

我國の金融機關の各種を系統圖にて示せば左の如きものとなる。

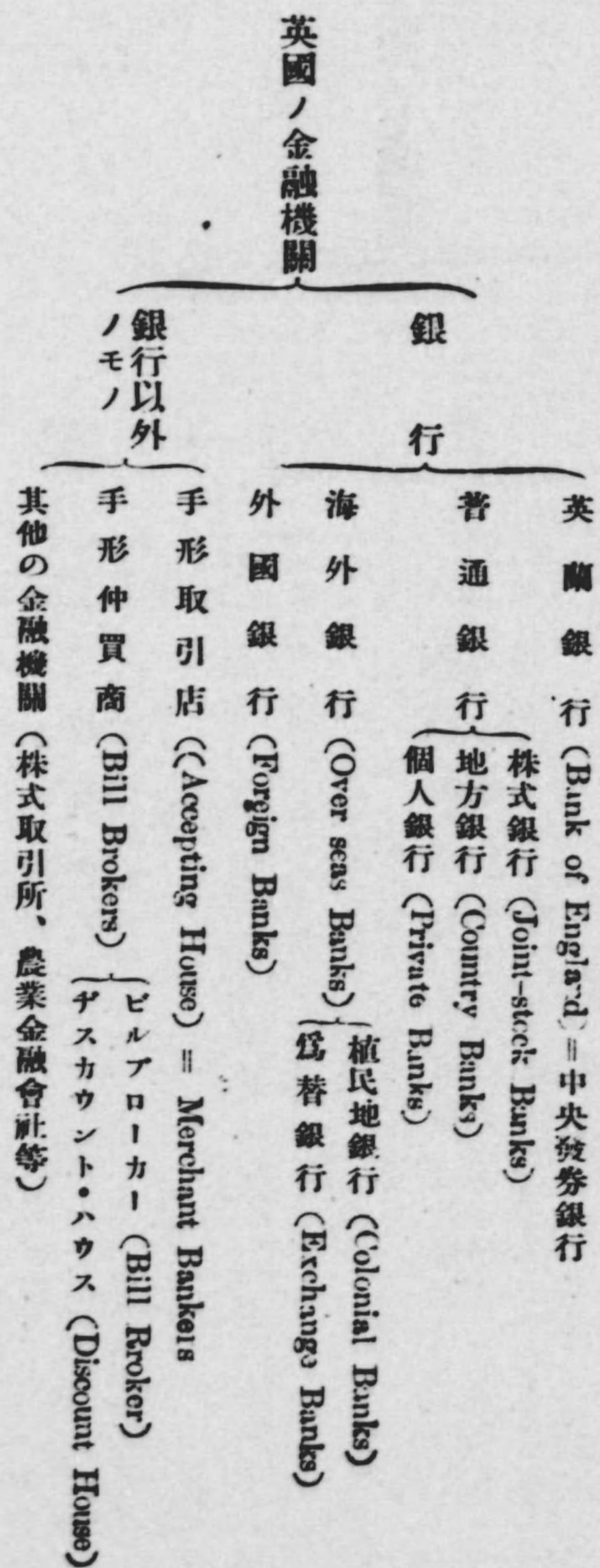


我國金融機關の分類及び系統



以上の説明は我國の金融機關に就て述べたのであるが、金融機關の種類は各國により經濟事情金融事情が異なるに従つてそれノ異つたものが存してゐる。しかしながら銀行が金融機關の中樞であつて實際問題として金融機關といへば直に銀行を聯想する程であることは各國とも變りはない。英國及米國の金融機關に就ては別編を設けて説述する筈であるが、茲に英米兩國の金融機關の種類を分類的系統圖にて示せば左の如し。

英國金融機關の分類及び系統





米國金融機關の分類及び系統



我國の銀行現在數

我國の銀行現在數は(昭和四年十二月末現在)

- 一、特殊銀行 三〇行
- 二、普通銀行 八八一行
- 三、貯蓄銀行 九五行
- 合計 一〇〇六行

である。此の外に外國銀行の内地支店が二十三行、朝鮮所在の内地銀行の支店が四行、朝鮮所在の特殊銀行二行、普通銀行十四行、貯蓄銀行一行、關東廳所轄銀行九行、領事館所轄銀行十一行總計一千七十行である。其の内譯及び前年末との比較は左の如し。(大藏省調査)

種別	昭和四年年末		昭和三年年末	
	行數	公稱資本 拂込資本	行數	公稱資本 拂込資本
特殊銀行	三〇	四四九,四〇〇千圓 三六二,一五一千圓	三三	四四八,四〇〇千圓 三六〇,六八千圓
日本銀行	一	三〇,〇〇〇	一	三〇,〇〇〇
横濱正金銀行	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
日本勸業銀行	一	一〇〇,〇〇〇	一	九九,〇〇〇
日本興業銀行	一	五〇,〇〇〇	一	五〇,〇〇〇
北海道拓殖銀行	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
臺灣銀行	一	一四,〇〇〇	一	一四,〇〇〇
合計	一〇〇六		一〇〇六	

第一章 概説

説

二七



第二編 金融機關

種別	行數	資本金	公積資本金	拂込資本金
農工銀行	二	1,044,400	41,250	1,044,400
普通銀行	八二	2,173,106	1,322,668	1,031,133
株式會社	八四	3,126,544	1,374,881	2,183,133
合名會社	三	1,840	1,840	2,175,903
合資會社	三	3,101	2,876	2,689
株式合資會社	一	50	—	3,561
儲蓄銀行	七	50	—	—
內地本店銀行計	五七	2,733,151	1,805,397	1,031,133
朝鮮所在地支店	四	—	—	—
外國銀行內地支店(普通銀行)	三	—	—	—
內地銀行計	一〇三	2,733,151	1,805,397	1,031,133
朝鮮所在地特別銀行	二	7,000	45,000	7,000
同 普通銀行	一四	28,435	15,311	28,435
同 貯蓄銀行	一	5,000	1,500	5,000
關東廳所轄銀行	九	29,000	13,261	29,000
(在支本邦人銀行)	—	—	—	—
領事館所轄銀行	二	9,975	3,455	9,975
(在支本邦人銀行)	—	—	—	—
總計	1,031	5,000,000	3,000,000	1,805,397

更に銀行數及び資本金の變化の狀勢を示せば左の如し。

年次	行數	資本金	公積資本金	拂込資本金
明治二十六年末	七六三	—	一一一,六三四	九四,五一三
同 三十五年末	一,五九九	—	三二二,七二三	二一〇,四八三
同 三十五年末	二,三五二	—	五三一,五三九	三七三,二三二
同 四十年末	二,二二二	—	六一四,四八五	四四五,一八一
大正元年末	二,一六一	—	八一,七八五	五七〇,六三〇
同 六年末	二,一二七	—	一五八,三四一	七七六,八五三
同 十一年末	二,〇〇四	—	二,八九六,二九五	一,八七六,二〇〇
昭和二年末	一,四五五	—	五〇,〇〇〇	一,八九八,七八七
同 三年末	一,二二六	—	二,八九八,七八七	一,八七三,七五四
同 四年末	一,〇七〇	—	五〇,〇〇〇	一,八八二,六七四

銀行數は明治三十五年に於て最も増加し二千三百五十一行となつたが、其の合同によりて減少した。しかし資本金は著しく増加してゐる。之を資本額によりて區別すると左の如し。

區分	特殊銀行	普通銀行	株式會社	合名會社	合資會社	個人	貯蓄銀行	總計
十萬圓未満	七〇	三,三三三	四九	二,五三一	一九	三	—	三,三三三
十萬圓以上	一	三,八四九	一六	六,一五〇	五	三	—	三,八四九
五十萬圓以上	—	二,八三三	—	一,五〇〇	—	—	—	二,八三三







米國の制度に倣つて國立銀行條例を發布し、國立銀行に紙幣發行の權能を與へた。其結果國立銀行が續々設立され、政府紙幣と相併んで國立銀行紙幣が流通し、明治十一年末には紙幣總額一億六千六百萬圓の中、政府紙幣一億四千萬圓、銀行紙幣二千六百萬圓の流通を見るに至つたが、明治十五年に紙幣を統一する爲に中央銀行たる日本銀行條例を發布し、明治十七年に兌換銀行券條例を制定し、日本銀行は明治十八年五月に始めて兌換銀行券を發行し、今日に於ては紙幣の發行權は日本銀行に統一されて居るのである。日本銀行は日本銀行條令に依つて設立されたる株式會社であるけれども、一般の株式銀行とは性質を異にして居り、總裁以下役員の任命は政府が之を行ひ、紙幣の發行に付ては法律に依つて嚴格なる制限が設けられてゐる。中央銀行が法令により特別の制限監督を受けて居るのは、其の特權が重大であり其行動は財界に非常に重大な影響を持つて居るからである。今日の日本銀行の資本金は六千萬圓で、普通の大銀行よりも却つて少いけれども、其積立金は九千一百万圓に達し、その信用の絶大なることは當然の事とは云へ、到底他の銀行の追隨を許さないものである。又日本銀行に對する國民の信頼が非常に堅實であると云ふことは、其發行する紙幣の流通を圓滑ならしむる上に欠くべからざる事であるから、其信用を鞏固にする爲には、制度の上に於ても或は其運用の上にも遺憾なきを期せねばならぬ。

往年臺灣銀行朝鮮銀行が不始末を演じて、其發行して居る紙幣の信用を低下したやうな事があつたが、若し日本銀行に於て之に似たやうな事があるとすれば、それこそ非常な重大事である。日本銀行の信用が鞏固であることは、日本の經濟信用のパロメーターであるとも云へる。斯様な次第で今日日本銀行の信用が非常に鞏固であると云ふことは當然なる事であるけれども、外國の例を見ると歐洲大戰後の獨逸のライヒスバンクでも、澳地利の中央銀行でも其他

歐洲各國の中央銀行では全く信用を失墜した例が澤山ある。それは紙幣を濫發した爲であるが、中央銀行政策としては、通貨政策が中心となるべきものである。

日本銀行の任務は、他にも種々あるけれど、其の第一は流通市場に通貨を供給することである。此の任務を遂行せしむるため日本銀行條例第十四條に、「日本銀行ハ兌換券ヲ發行スルノ權利ヲ有ス」と規定し、更に兌換銀行條例に於て日本銀行の兌換券發行に關する規定を定めて居る。兌換銀行條例の規定は左の如し。

#### 兌換銀行券條例

第一條 兌換銀行券ハ日本銀行條例第十四條ニ依リ同銀行ニ於テ發行スル金貨ヲ以テ兌換スルモノトス

第二條 日本銀行ハ兌換銀行發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ、但金貨及金地金ハ引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

日本銀行ハ前項ノ外特ニ一億二千萬圓ヲ限リ政府發行ノ公債證書、大藏省證券其他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得、但本項一億二千萬圓ノ中二千七百萬圓ハ明治二十二年一月一日以降ニ係ル國立銀行紙幣ノ消却高ヲ限度トシ之ヲ發行スルモノトス

日本銀行ハ市場ノ景況ニヨリ流通貨幣ノ増加ヲ必要ト認ムルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケテ前二項發行高ノ外更ニ政府發行公債證書、大藏省證券其他確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得、此場合ニ於テハ其發行額ニ對シ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ但其割合ハ其時ノ大藏大臣之ヲ定ム



日本銀行ハ政府發行紙幣償却ノ爲メ二千二百萬圓ヲ限り無利子ヲ以テ政府ニ貸付スヘシ  
前項貸付金ノ償還年限及毎年償還金額ハ大藏大臣之ヲ定ム

第三條 兌換銀行券ノ種類ハ一圓五圓十圓二十圓五十圓百圓二百圓ノ七種トス但大藏大臣ハ各種ニ付テ其發行高ヲ定ムヘシ

第四條 兌換銀行券ハ租稅海關稅其他一切ノ取扱ニ差支ナク通用スルモノトス

第五條 兌換銀行券ハ大藏大臣ノ指定スル書式、圖形ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ製造シ時々其製造高ヲ大藏大臣ニ上申スヘシ但其見本ハ發行期日前大藏大臣ヨリ告知スヘシ

第六條 兌換銀行券ノ引換ヲ請フ者アルトキハ日本銀行本店及支店ニ於テ營業時間中ハ何時ニテモ兌換スヘシ但支店ニ於テ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其兌換ヲ延期スルコトヲ得

第七條 金貨ヲ持參シテ兌換券ニ引換ヘムコトヲ請フ者アルトキハ日本銀行ノ本店及支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ交換スルモノトス

第八條 日本銀行ハ兌換銀行券發行高表、交換準備ニ關スル出納日表及每週平均高表ヲ製シ之ヲ大藏大臣ニ申達シ且每週平均高表ヲ官報ニ廣告スヘシ

第九條 大藏大臣ハ日本銀行監理官ヲシテ特ニ兌換銀行券發行ノ件ヲ監督セシムベシ但監理官ニ於テ必要ナリトスルトキハ何時ニテモ其手持在高及帳簿ヲ検査スルコトヲ得

第十條 兌換銀行券ノ染汚毀損等ニヨリ通用シ難キモノハ日本銀行本店及支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ引換ヘ得ヘシ

第十一條 兌換銀行券發行、製造、損券引換及消却等ノ手續ハ大藏大臣之ヲ定ムヘシ

第十二條 兌換銀行券ノ偽造變造ニ係ル罪ハ刑法ノ各本條ニ照シテ處斷ス

更に日本銀行の營業として日本銀行條例の定むる所は左の如し。

第一、政府發行ノ手形、爲換手形、其他商業手形等ノ割引ヲ爲シ又ハ買入ヲ爲スコト

第二、地金銀ノ賣買ヲ爲スコト

第三、金銀貨或ハ地金銀ヲ抵當トシテ貸金ヲナスコト

第四、豫テ取引約定アル諸會社銀行又ハ商人ノ爲メ代金ノ取立ヲ爲スコト

第五、諸預リ勘定ヲ爲シ又ハ金銀貨資金屬竝諸證券類ノ保護預リヲ爲スコト

第六、公債證書政府發行ノ手形政府ノ保證ニ係ル各種ノ證券ヲ抵當トシテ當座勘定貸又ハ定期貸ヲ爲スコト但其金額及利息ノ割合ハ總裁副總裁理事監事ニ於テ時々決議シ大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ

日本銀行條例にては前記の如く種々の營業項目を列記して居るけれども、實際に於て日本銀行は普通の個人と取引するが如きことは爲さず、「銀行の銀行」たる地位を有し、預金は銀行より預かり、資金の必要ある場合には銀行に對して之を供給し直接に個人に對して融通を爲すことはなさない。日本銀行の營業報告に「預金」とあるは、一般銀行の預金であつて、「貸付」とあるのは銀行の所有する國債、商業手形其他に對して日本銀行が融通したものである。

此外に日本銀行は、政府の財政を圓滑に處理せしむる爲に、政府の金庫事務を取扱ひ、又政府の預金を受入れ、必要なる支拂を爲すの任務に當つてゐる。是も中央銀行の重大なる任務の一つである。



中央銀行の制度は國々によつて異り、英蘭銀行の如きは銀行に對して貸付を爲すよりも、寧ろビルブローカーの如き機關に對して資金を融通することを爲して居る。此點に於ては我國の日本銀行と異つて居る。又アメリカの聯邦準備銀行は、國立銀行が其構成分子となつて、是等が株主となつてアメリカの中央銀行たる聯邦準備銀行を組織して居るのである。斯の如くに中央銀行の構成、業務等は國によつて幾多の相違があるけれども、中央銀行が金融機關として最も重要な地位に在ることは各國とも同一である。それは屢々述べた如く金融と云ふことは資金を供給する事であつて、其資金は通貨に依つて供給せらるゝのであるが、中央銀行は其通貨を發行し、之を統制するを其任務の第一となすからである。多くの國に於ては此發行權は殆ど獨占せられて居る。獨占せられない國にありても殆ど獨占に近い状態に在るのである。

我國にありては植民地は別問題として、内地に於ける紙幣の發行權は、日本銀行が獨占して居る。英國に於ても英蘭銀行が今日に於ては紙幣發行權を獨占して居る（蘇格蘭愛蘭等に於ては其地方の銀行券は別に殘存して居る）。米國に於ては政府發行の金券銀券等があり、又國立銀行の紙幣も幾分か殘存して居るけれども、今日に於ては通貨の重要な地位を占めて居るのは聯邦準備券であり、將來は聯邦準備券が益々増加して、米國に於ける通貨の主要部分を占めんとして居る有様である。如何なる國に於ても今日に於ては通貨發行のため中央銀行を設置し、中央銀行が金融機關として重要な支配力を有して居るのである。（銀行券の發行に關しては第四編中央銀行發券機能の章參照）

### 第三章 其の他の特殊銀行

我國には日本銀行の外に多數の特殊銀行がある。特殊銀行の数は三十行に達してゐる。不動産金融及農業金融機關として日本勸業銀行府縣農工銀行があり、爲替専門の銀行即ち貿易金融の機關として橫濱正金銀行があり、工業金融機關として日本興業銀行があり、此の外に北海道及樺太の開拓の爲めに北海道拓殖銀行があり、植民地の發券銀行として臺灣銀行朝鮮銀行がある。是等はそれ／＼特殊の目的の爲めに設立されてゐるけれども餘りにそれが多過ぎるといふ非難もある。發券銀行としては鮮銀臺銀を廢止して日銀に統一せしむべしとの意見も可なり有力である。又勸業銀行と興業銀行の業務は交錯して殆ど特立の意義がないから勸興兩行を合併せしめよといふ意見もある。農工銀行は以前は各府縣に一行づつあつたが今日では勸農合併の法律により漸次勸銀に併合されつゝあるのである。特殊銀行は各一行を原則としてゐるが農工銀行が今日でも二十四行存在してゐるため全國を通じて三十行となるのである。以下各特殊銀行に就て大體の説明を試むべし。

#### 第一節 農業銀行及び不動産銀行

我國にて農業銀行不動産銀行たることを主要の目的とするものは日本勸業銀行と府縣農工銀行とである。

我國の金融制度は主として英米の制度に倣ひ創設されたものであつて、銀行と云へば預金銀行商業銀行に限られる



やうに考へられてゐるが、それでは農工資金の供給が不足し、農工業の發展に多大の障礙があるので、農工業金融に關しては、國家が特別の保護を爲し特殊銀行を設立することになった。其第一として明治二十九年に日本勸業銀行法と農工銀行法が制定され、明治三十年に日本勸業銀行が設立された。

日本勸業銀行は佛蘭西の不動産銀行に倣つて、それに我國の實情を加味して設けられたものであつて、農工業の發達と地方公共團體の事業資金を低利長期に供給することを目的として設置された特殊の銀行である。

勸業銀行の業務は同法の第十四條十五條に掲げられて居る。左の如し。

日本勸業銀行ハ五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スモノトス

日本勸業銀行ハ拂込資本金及積立金總高ニ相當スル金額ヲ限リ不動産ヲ抵當トシ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得但水産業ノ爲ニ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ漁業權ヲ抵當トナスコトヲ得

輕便鐵道財團、軌道財團ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ不動産ト看做ス

工場財團及工場ニ屬スル敷地又ハ建物ヲ除クノ外市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニ屬スル宅地又ハ建物ヲ抵當トスル貸付金額ハ拂込資本金額及勸業債券發行額ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

日本勸業銀行ハ府縣郡市町村其他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ貸付ヲ爲ス場合ニ於テ抵當ヲ徵セザルコトヲ得

耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其聯合會ヨリ借用ヲ申出デタルトキ又ハ共同

○施行者ガ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出デタルトキハ抵當ヲ徵セスシテ定期償還貸付又ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

産業組合漁業組合森林組合畜産組合住宅組合又ハ其聯合會ニハ抵當ヲ徵セスシテ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付ヲ

爲スコトヲ得

農工銀行ノ存在セザル府縣ニ於テ八十人以上ノ農業者工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出デタルト

キハ其信用確實ナルモノニ限リ五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

日本勸業銀行ハ割増付勸業債券ノ發行ニ依リテ得タル資金ハ田畑、鹽田、森林、牧場、養魚池又ハ漁業權ヲ抵當トスル貸付、十五條各項ノ貸付及農工債券又ハ勸業債券ノ引受ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ但大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此限ニ非ズ

日本勸業銀行ニ於テ抵當ヲ徵收スルトキハ總テ第一抵當タルコトヲ要ス

勸業銀行の目的は農工資金を供給する事であるが、實際に於ては不動産を抵當として貸付を爲すことが、其資金融通の大部分を占めて居るから、勸業は事實に於て不動産抵當銀行の一種だとも稱することが出来る。然に不動産抵當に依る貸付は期限が長期限であり且つ低利である爲に、之が資金を一般の商業銀行の如く、預金に依つて調達することは不適當である。預金に依つて調達したる資金を貸付ければ、何時預金の取付に遭ひ資金を回収しなければならぬことになるかも知れないから、斯くては長期貸付に依る農工資金融通の目的を達する譯に行かない。従つて勸業銀行の如き不動産銀行或は農工資金融通の銀行は、別種の方法を以て其資金を調達する必要がある。此方法として勸業銀行には債券發行の特權が與へられて居る。勸業銀行は拂込金額の十倍を限り勸業債券を發行することを許されて居る。而して此債券には割増金を附することも許されて居る。昭和三年十二月末現在に於て、勸業債券の發行高は七億三千二百萬圓に達して居る。勸業債券の資金貸付の特色は、其償還方法が濟崩し償還であると云ふ事である。濟崩し



償還は最初の一年以上五箇年以内にて据置年限を定め、其年限内には利子のみを支拂ひ、据置の期間が経過したる後は、毎年元金と利子とを合せたる一定の金額、即ち年賦拂込約束の年限満了間に元利皆済を爲す仕組である。農工業に投ぜらるゝ資金の如くに、十年二十年と云ふやうな長い期間に互り次第に収益の増加を來すものにあつては、借入金も之に従つて一部づゝ漸次償還して行く必要がある。此やり方は誠に都合が宜しい。我國に於ても農工資金辨済方法としては、原則として此方法を採用して居る。此済崩償還の方法が如何に便宜であるかと云ふことを、具體的の數字に依つて説明して見ると次のやうな計算になる。

借入元金一萬圓に對する年賦金（済し崩し償還金）

年 賦	十ヶ年賦	十五ヶ年賦	廿ヶ年賦	廿五ヶ年賦	卅ヶ年賦
七 分	一、四〇七・二二	一、〇八七・四二	九三六・五四	八五二・六八	八〇一・七八
七 分 三 厘	一、四二六・三八	一、一〇七・九六	九五八・四六	八七五・八八	八二六・一四
七 分 六 厘	一、四四五・七〇	一、一二八・六八	九八〇・六〇	八九九・三四	八五〇・七八
七 分 八 厘	一、四五八・六四	一、一四二・六〇	九九五・四八	九一五・一二	八六七・三四
八 分	一、四七一・六四	一、一五六・六〇	一、〇一〇・四六	九三一・〇〇	八八四・〇四

右表を説明すれば年利七分、三十ヶ年賦の條件にて金一萬圓を借入れた場合には、毎年八百一圓七十八錢（半年拂なれば四百圓八十九錢）を拂込めば三十年目には元利全部の償還が出来る譯である。一萬圓に對し八百一圓七十八錢は約八分に當るから、年々八分餘の負擔で三十年後には元利全部を償却し盡すことになる。又年八分二十ヶ年賦

の條件で借入れた場合でも其の償却負擔は元利合せて年一割位に過ぎぬ。是が定期償還の負債であると毎年利子を拂ふてても元金は少しも減ぜぬ。然らば利子でも安いかと云ふと、個人の不動産擔保貸借は一割二分位であるから、高い金を拂ふて元金を何時までも償却し得ないことになる。要するに年賦償還即ち済崩し償還の長所は知らず識らずの内に元金をも償還し得ることである。

勸銀の貸付にも抵當貸付の外に信用貸付がある。抵當貸付は多く不動産を抵當として貸付けるものであつて、田畑、建物、工場、工場財團、輕便鐵道財團、軌道財團、漁業權などであるが、斯種の貸付に於ては年賦償還貸付が主なるものであつて、定期償還貸付は従として行はれて居る。信用貸付乃ち無擔保貸付は、公共團體又は各種組合に對して、無抵當で資金を供給するのである。公共團體貸付と云ふのは府縣市町村、其他法律を以て組織せる公共團體に無抵當で貸付けるものである。又組合に對する無抵當貸付と云ふのは、耕地整理組合、耕地整理共同施行者、産業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅合組、又は是等の聯合會に無抵當にて貸付を爲して、定期償還又は年賦償還の方法で辨済せしむるのである。又十人以上連帯にて借入を申出する時には、無抵當で貸付け得ることもある。是は農工銀行の存在しない府縣内に於て、十人以上の農業者、工業者又は漁業者が申合せて連帯責任を以て借用を申出た時に、信用確實と認められた時に限り五箇年以下の定期償還方法にて貸付けるのであるが、元來十人以上の連帯貸付の如き小口のもの、原則として農工銀行をして取扱はしむる性質のものであるから、例外として農工銀行の存在しない地方に於てのみ勸業銀行が之を爲すことになつて居る。

我國の農工銀行は勸業銀行と同様農工資金供給の目的を以て、設けられたものである。勸業銀行が農工金融機關



として、全国的に大口の貸付を爲すに對して、農工銀行は一府縣を營業區域として小口貸付を爲し、殊に農業に對する不動産金融機關としての作用を爲して居る。府縣農工銀行の制定せられたのは明治二十九年であつて、此法律に於て府縣は續々農工銀行を設立して、勸農合併法の制定せらるゝ以前に於ては其數四十六行に達したこともあつた。

元來農工銀行は地方の農工業の改良發達に要する資金を低利に供給する爲に設けられたのであるから、借主は其金を農工業以外に使用することを禁ぜられてゐたが、其の後明治四十四年に法律を改正して此制限を削除した爲に、農工銀行も普通の不動産銀行に化して了つたのである。

大正六年頃から勸業銀行の農工銀行併合問題が起つて、日本勸業銀行の下に中央集權的に統一せんとする議論が起つたが、遂に大正十年に任意合併を許すの法律が發布されて、會ては四十六行に達した所の農工銀行が、漸次勸業に合併せられて、各府縣に於ける勸業の支店に變化し、今日に於ては農工銀行の存するものは二十四行である。

農工銀行は北海道又は一府縣を以て一營業區域とし、其區域内に一行を限つて設立することになつて居る。其組織は株式會社であるけれども、純然たる營利會社とは本質を異にして居る。農工銀行の資本金は二十萬圓以上と云ふことになつて居るが、各府縣は其株を引受けて、設立當初から十五箇年間は利益配當を受けなかつた。其期間の満了後五箇年間は、府縣の引受株に對する配當金は悉く準備金に繰入れられ、斯くて大正七年度から初めて府縣の持株に對し配當を爲して居るのである。是は農工銀行に對する自治體の特殊の保護である。

農工銀行の主要な業務は、資金の貸付と農工債券の發行とであるが、貸付業務に關しては農工銀行法第六條に左の如く規定されてゐる。

- 一、五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ、不動産ヲ抵當トシテ貸出ヲナスコト
  - 二、拂込資本金及積立金總高ニ相當スル金額ヲ限リ、不動産ヲ抵當トシテ、五箇年以内ノ定期償還貸付ヲナスコト
  - 三、郡市町村又ハ法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シテハ、無抵當ニテ第一號第二號ノ貸付ヲナスコト
  - 四、耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ、耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ、又ハ共同施行者ガ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ、無抵當ニテ第一號第二號ノ貸付ヲナスコト
  - 五、十人以上ノ農業者、工業者又ハ漁業者申合せ、連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ、其ノ信用ノ確實ナルモノニ限リ、五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲナスコト
- 以上の貸付業務を要約すれば、(一)年賦償還不動産擔保貸付 (二)定期償還不動産擔保貸付 (三)無擔保公共團體貸付 (四)耕地整理無擔保貸付 (五)十人連帶無擔保貸付である。

農工債券は府縣農工銀行が其資金を得る爲に發行する所の債券であつて、其發行の趣意は勸業債券と異なる所はない。農工銀行は拂込資金の十倍迄農工債券を發行することができる。農工債券には勸業債券のやうに富籤を附することとは許されていない。又農銀は勸業に比ぶれば其規模が小さく信用も劣つてゐる爲に、農工債券は勸業債券より高利であることは免れない。債券の發行に際しては、利率は五分六分位に止め割引發行により、利廻を高くすることもある。例へば額面五十圓利子六分のもの四十三圓で發行するとすれば、利廻は七分以上になる。又利子を七分八分とすれば



は額面にて發行することもある。此割合の場合には利子の利廻は同一である。實際問題として勸業債券は勸業自身が發行し、別に引受銀行に依託することはないけれども、農工銀行は引受銀行に依る場合が多い。農工銀行は各府縣に本店を有する地方銀行であつて、農工債券を發行して中央都市の資金を吸収するには證券金融の銀行と信託會社を利用した方が便利だからである。昭和三年十二月末現在の農工債券發行高は四億六千八百萬圓である。

### 第二節 貿易銀行

我國にて貿易金融を目的とする特殊銀行は横濱正金銀行である。正金銀行は明治二十年七月發布の横濱正金銀行條例に依つて設立せられたのである。同條例が正金銀行の營業として定めてゐる項目は左の如し。

- 一、外國爲換及荷爲換
- 二、内國ノ爲換及荷爲換
- 三、貸付
- 四、諸預り金及保護預り
- 五、爲換手形及約束手形、其他諸證券ノ割引又ハ其代金取立
- 六、貨幣ノ交換

今日我國の貿易は、年額輸出入合せて四十億圓を超えて居る。之に對して金融機關の機能が重大の任務を有することは當然であるが、實際に於て我國の貿易金融の七割は正金銀行が之を占めて居る。此外に貿易金融に準じてゐるの

は、民間銀行としては三井銀行三菱銀行住友銀行第一銀行などがある。以前は朝鮮銀行臺灣銀行なども爲替銀行として相當な働きを爲したけれども、昭和二年の金融恐慌後、臺銀鮮銀は爲替銀行としての活動を中止することになつた。

正金銀行は貿易金融機關である爲に其活動は國際的である。現に正金銀行の金融機關としての活動は、世界に於ける有力なる銀行と對立して遜色なく、潑刺たる活動を爲して居り、其成績の如きも極めて優良であつて、其資本が一億圓に對して、積立金の類も一億圓を算すると云ふが如き状態である。

横濱正金銀行は支那に於て銀行券を發行するの特權を有して居る（明治三十九年九月十五日勅令二百四十七號）。正金の銀行券は銀を引換準備として發行するものであつて、其の發行高は一千二百二十萬圓である（昭和四年六月末現在）。

### 第三節 工業銀行

日本興業銀行は明治三十三年三月公布の日本興業銀行法に依つて設立せられたものであつて、是は工業金融の特殊の任務を有する銀行として設立されたのである。日本興業銀行の營業項目に付て、同銀行法は第九條に左の如く定めて居る。

- 一、國債證券、地方債證券、社債券及株券ヲ質トスル貸付
- 二、國債證券、地方債證券、社債券ノ應募又ハ引受
- 三、預り金及保護預り



- 四、擔保附社債ニ關スル信託事業
  - 五、手形ノ割引
  - 六、爲替及荷爲替
  - 七、法律ノ規定ニヨリ設定シタル財團ヲ抵當トスル貸付
  - 八、十五年以内ニ於ケル年賦償還又ハ五年以内ニ於ケル定期償還ノ方法ニ依リ船舶又ハ製造中ノ船舶ヲ抵當トスル貸付
  - 九、造船材料又ハ船舶屬具ヲ擔保トスル貸付
  - 一〇、國債證券地方債證券若ハ株券ノ募集、其拂込金ノ受入又ハ其元利金若ハ配當金支拂ノ取扱
- 一一、工場ニ屬スル敷地又ハ建物並ニ市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニ存在スル宅地又ハ建物ヲ擔保トテ當座貸又ハ定期貸ヲナスコトヲ得但シ其貸付金總高ハ拂込資本額ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス
- 右に記した營業科目の或部分は、普通銀行或は他の特殊銀行と異なる所はなく、例へば預金、手形割引、爲替荷爲替と云ふが如きは、他の銀行に於ても普通に取扱はれて居る事であるが、同銀行の特色と云ふべきものは、財團を抵當とする貸付、船舶を抵當とする貸付、或は造船材料又は船舶附屬具を擔保とする貸付等の如き工業金融の機關たることである。日本興業銀行も勸銀農銀と同様に、其拂込資本額の十倍迄の債券を發行することを許されてゐる。興業債券が即ちそれである。昭和四年十二月末現在の興業債券發行高は、二億七千八百萬圓である。興業に對しては設立後五箇年間、政府は配當金が五分に達する迄其補給を爲してゐた。

#### 第四節 植民地發券銀行

我國の植民地發券銀行としては朝鮮銀行と臺灣銀行がある。

朝鮮銀行は明治四十四年三月公布の法律に依り設置せられたものであつて、朝鮮に於ける中央銀行としての任務を盡すを第一の目的とするものである。其以前朝鮮に於ける銀行券は、第一銀行の京城支店が之を發行してゐたが、朝鮮銀行の創立と共に、朝鮮に於ける銀行券の發行權は鮮銀に統一された。鮮銀の發行する銀行券は、それと同額の金貨、地金銀又は日本銀行兌換券を支拂準備に充つることになつて居るが、其外に朝鮮銀行は五千萬圓だけは、國債證券其他確實なる證券又は商業手形を保證として、銀行券を發行することを許されて居る。又市場の狀況により、銀行券の發行を特に必要とする場合には、大藏大臣の認可を受けて、國債證券其他確實なる證券又は商業手形を保證として銀行券を發行することもできる。此場合には其發行高に對し、一箇年百分の五以上の發行税を納めなければならぬ。是は日銀の限外發行に相當するものである。

朝鮮に於ける紙幣の發行は、鮮銀の特權であり又責任であるが、此外に朝鮮銀行の業務として同法に掲げてあるものは左の如し。(同法第十七條)

- 一、爲替手形其ノ他商業手形ノ割引
- 二、平常取引スル諸會社銀行又ハ商人ノ爲替手形金ノ取立
- 三、爲替及荷爲替



- 四、確實ナル擔保アル貸付
- 五、諸預リ金及當座貸越勘定
- 六、金銀貨、貴金屬及諸證券ノ保護預リ
- 七、地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換
- 八、信託ノ業務

臺灣銀行は明治三十年四月公布の臺灣銀行法に依り設立したる株式會社であつて、臺灣に於ける紙幣發行の特權を有する中央銀行である。臺灣銀行は其銀行券發行高に對し、同額の金銀貨及び地金銀を置いて、其支拂準備に充つることになつて居るが、此外に政府發行の證券、兌換券其他確實なる證券又は商業手形を保障として、二千萬圓迄の銀行券を發行することができる。是は日銀の保證發行に當るものである。更に此外に市場の狀況によつて銀行券の發行を必要とする場合には、主務大臣の認可を受けて、日銀兌換券、證券、政府發行の證券又は確實なる證券若は商業手形を保證として、銀行券を發行することが出来るが、此場合には年五分以上の割合を以て發行税を納めなければならぬ。是は日銀の限外發行に當るものである。

臺灣銀行の事業として同法に規定してあるものは左の通りである。

- 一、爲換手形其他商業手形ノ割引
- 二、爲替及荷爲替

- 三、平常取引スル諸會社又ハ商人ノ爲メ手形金ノ取立
  - 四、確實ナル擔保アル貸付
  - 五、諸預リ金及當座貸越勘定
  - 六、金銀貨、貴金屬及諸證券ノ保護預リ
  - 七、地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換
  - 八、擔保附社債ニ關スル信託事業
  - 九、他銀行ノ業務代理
  - 十、國債證券、地方債證券、社債券若ハ株券ノ募集、其拂込金ノ受入又ハ其元利金若ハ配當金ノ仕拂ノ取扱
- 臺灣銀行は以前は爲替銀行としても相當な活動を爲したけれども、昭和二年の金融恐慌以來銀行の大改革を行ひ、今日に於ては臺灣に於ける中央銀行の任務を盡すことに最も力を用ゐ、爲替銀行としては殆ど言ふに足らぬ。



## 第四章 普通銀行

我國の普通銀行は最初アメリカの制度に倣つて創設したものであつて、商業金融を主要なる目的とする所の預金銀行であつた。預金銀行の業務は一般民衆から資金を預り、之を商業上の短期資金に融通することである。元來アメリカの銀行制度は非常に難然たるものであつて、其数の如きも甚だ澤山であつた。我國の銀行は之に倣つて設立されたものであるから、銀行の業務と云へば主として商業金融であつて、預金に依つて資金を得ることのみを目的として、其の銀行数の如きも非常に多く、明治三十四、五年頃には二千三百臺を算したのである。併ながら其資力を云ふと僅に資本金三千圓位のものもあると云ふ状態で、是等は名は銀行と稱しても其の實質は個人質屋に同じ位のものであつた。是等の銀行の基礎は非常に薄弱で、預金を預りながら之を支拂ふこともできず、營業停止或は破綻など云ふ不祥の事件が頻繁に起つたのであるから、どうしても銀行を合同せしむることが必要だといふことになり、近年頻りに銀行合同を行つた。其結果として今日に於ては銀行数は著しく減少し、昭和四年末の普通銀行数は八百八十一行に減じて居る。

銀行法に於ては第一條に銀行を定義して「左ニ掲グル業務ヲ營ムモノハ之ヲ銀行トス」と述べてゐる。

- 一、預金ノ受入ト金錢ノ貸付、又ハ手形ノ割引ヲ爲スコト
- 二、爲替取引ヲナスコト

## 營業トシテ預金ノ受入ヲ爲スモノハ之ヲ銀行ト看做ス

普通銀行は以前銀行條例により設立したものであるが、今日は銀行法に準據すべきもので其の新規定によると、銀行の資本金は一百萬圓以上たるを要し、其組織は株式會社に限られてゐる。而して資本の總額に達する迄は配當をなす毎に準備金として、其利益の十分の一を積立てなければならぬ。

銀行の業務は特殊銀行たると普通銀行たると貯蓄銀行たるとにより、それ／＼目的を異にするが、一般に銀行は預金を其金融資金の主要部分となし、之を資金需要者に貸出すことに依つて業務を經營するのである。昭和四年末現在の全國銀行勘定に依ると、特殊銀行の預金總高は十三億圓、普通銀行の預金總高は九十二億圓、貯蓄銀行は十四億圓で、其合計は百十九億圓である。是等預金の内容を見ると、其第一に位するものは定期預金である。普通銀行の預金九の十二億圓中、五十一億圓は定期預金であり、特殊銀行の預金十三億圓の中四億八千萬圓は定期預金である。貯蓄銀行に於ては定期預金と稱するものは少額であるけれども、定期積金、据置貯金が其貯蓄銀行貯金の大部分を成してゐる。

斯の如く我國の銀行預金の主要部分が定期預金であると云ふことは、我が銀行の特色として種々の研究すべき問題を含んで居るのである。既に述べた如く普通銀行の重要な任務は取引先に對して貸借の決済機關としての任務を盡す事である。長期の資金を預かる如きは必ずしも銀行の本務ではない。是は今後に於ては寧ろ信託會社に移るべきものではないかと思はれる。我國の銀行が定期預金を中心として其資金を集收し、之に依つて業務を營んで居ると云ふ事は、我が銀行の經營上今後の問題として十分研究に値する懸案である。



次に是等の預金が如何に貸出されて居るかを見るに、貸出には証券貸付、手形貸付、當座貸越、コールローン、手形割引等の種類があるが、特殊銀行にありては三十四億圓の貸出中、二十三億圓は証券貸付である。是は特殊銀行が多く長期の貸付を爲すべきものである爲に生ずる必然の結果である。普通銀行にありては手形貸付が重要部分を占めて居る。即ち七十三億圓の貸出の中に、手形貸付は四十二億圓に達して居る。手形割引が僅に八億圓あるに過ぎないことは、商業銀行としては遺憾の嫌がないでもない。又貯蓄銀行の貸付は全部証券貸付である、斯くて全國銀行貸出の總額は百十二億圓に達して居る。金融恐慌前に於ては、我國の銀行勘定は預金よりも貸出の額が多く、其貸出の中には不良貸出にて、到底回収の見込ないものも相當あつたが、金融恐慌後は等の貸出が幾分か整理されて、今日に於ては預金の方が貸出を超過し、昭和四年十二月末現在に於ては預金は貸出に比し七億圓の超過である。

### 我國銀行の主要勘定

我國銀行の主要勘定（預金及貸出）の最近狀況は預金額百十九億圓、貸出額百十二億圓である。其の内容は左の如し。（大藏省調査）

種類	昭和四年十二月末			昭和三年十二月末		
	特別銀行	普通銀行	貯蓄銀行	特別銀行	普通銀行	貯蓄銀行
預金	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
普通預金	—	二,一〇九	六,九一七	—	三,九三六	五,九七〇
合計	—	二,一〇九	六,九一七	—	三,九三六	五,九七〇

種類	昭和四年十二月末			昭和三年十二月末		
	特別銀行	普通銀行	貯蓄銀行	特別銀行	普通銀行	貯蓄銀行
定期預金	—	—	—	—	—	—
公金預金	—	—	—	—	—	—
（内日本銀行ノ政府預金）	—	—	—	—	—	—
當座預金	—	—	—	—	—	—
特別當座預金	—	—	—	—	—	—
通知預金	—	—	—	—	—	—
定期預金	—	—	—	—	—	—
其他預金	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

種類	昭和四年十二月末			昭和三年十二月末		
	特別銀行	普通銀行	貯蓄銀行	特別銀行	普通銀行	貯蓄銀行
証券貸付	—	—	—	—	—	—
手形貸付	—	—	—	—	—	—
當座貸越	—	—	—	—	—	—
「コール・ローン」	—	—	—	—	—	—
割引手形	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

（備考）一、本表には右各種銀行の内地、臺灣及樺太に於ける店舗の預金及貸出金を除外した。  
二、貯蓄銀行の諸貸出金は便宜一括して其總額を証券貸付金の欄に掲記した。



全國銀行所有有價證券、預金及現金（昭和四年十二月末現在）

種別	特別銀行	普通銀行	貯蓄銀行	合計
國債	五六七、二五八	一、四四〇、四七四	四四六、一三三	二、四五三、八六五
地方債	三〇、四二四	三一、七一六	五三、五四三	三九五、六八三
社債及株式	一五三、二六六	一、五四四、一七八	三九七、七七五	二、〇九五、二一九
計	七五〇、九四八	三、二九六、三六八	八九七、四五二	四、九四四、七六七
現金	一九四、三三一	四六六、六七二	一八一、八六〇	八四二、六八三
預金	三四〇、八二三	六九五、六九九	二二、三四二	一、〇五八、八六四
合計	一、二八六、一〇二	四、四五八、七三九	一、一〇一、四七三	六、八四六、三二四

昭和三年末現在の全國銀行の負債及資産勘定は左の如し

全國銀行資産表（昭和三年十二月末現在）

種別	三年十二月末	二年十二月末	二年末との比較
拂込未済資本金	九三四、〇四五	一、〇二四、二四〇	減 九〇、一九五
現金	二、一一二、四八五	一、九四六、三〇九	増 一六六、一七六
預金	八九八、八四一	八五一、九五六	増 四六、八八五
「コール・ローン」	一八三、二四〇	二四七、一六五	減 六三、九二五
所有々價證券	四、九八二、六〇七	四、一八六、七〇二	増 七九五、九〇五
割引手形	二、一六二、九一七	二、六〇八、二九五	減 四四五、三七八
諸貸付金	九、五三五、八一	九、六三二、八三四	減 九七、〇二三

種別	三年十二月末	二年十二月末	二年末との比較
外國爲替勘定	八三七、九五一	七三六、〇七五	増 一〇一、八七六
他店貸及代理店貸	二八三、四八二	三二五、〇七八	減 四一、五九六
本支店勘定	三、五四二、二〇三	三、一六三、二七八	増 三七八、九二五
動産不動産	五〇九、九九七	五二八、五七四	減 一八、五七七
其他ノ資産	四四一、六八六	六五三、六一六	減 二一、九三〇
損失	一〇八、九六三	一二三、八七五	増 一四、九一二
合計	二六、五三四、二三三	二六、〇二九、〇〇四	増 五〇五、二二九

更に負債の内譯を示す時は左の如し

全國銀行負債表（昭和三年十二月末現在）

種別	三年十二月末	二年十二月末	二年末との比較
公稱資本金	二、七五九、四四七	二、九四八、四三五	減 一八八、九八八
諸積立金	九五六、二八五	九六六、九九八	減 一〇、七一三
兌換券	一、九四〇、三一八	一、八六九、六〇八	増 七〇、七一〇
債預金	一、六五九、八二八	一、五七四、四一六	増 八五、四一二
各種貯金及積金	一〇、九七二、一三九	一〇、八七八、三三二	増 九三、八〇七
借入金	一、一八一、三二七	一、〇一八、三六四	増 一六二、九六三
再割引手形	一、五二四、〇二一	一、四一六、五〇八	増 一〇七、五一三
「コール・マネー」	三一九、四七二	四〇三、八六〇	減 九四、三八八
外國爲替勘定	一一三、四八八	一八一、三二五	減 六七、八三七
集店及代理店借	二二二、八九〇	三二四、四一六	減 一〇五、六三七
第四章 普通銀行	二二八、七七九	三二四、四一六	減 五五



第二編 金融機關

本支店勘定	三、五五一、九四〇	減	三、一五四、七〇二
其他の負債	九一三、九六四	増	一、〇七六、一四九
利益金	二一〇、三二九	減	二一五、八八七
合計	二六、五三四、二三三	増	二六、〇二九、〇〇四
		増	五〇五、二二九

五六

東京大阪兩交換所社員銀行の勘定  
東京手形交換所社員銀行 (單位千圓)

年次	預						諸預金	合計	現金 在高
	定期金	預當金	金座	特別預金	預通知金	預金			
昭和元年十二月末日	九三二、〇〇七	三九四、四八三	三〇〇、四四三	六八、八四二	九七、八〇八	二、〇〇〇、五八三	二、〇〇〇、五八三	二、〇〇〇、五八三	
同 二年十二月末日	八二〇、七五七	三三三、二六八	三三九、七五七	三三三、二五九	二九、七三三	一、九六四、八〇四	一、九六四、八〇四	一、九六四、八〇四	
同 三年十二月末日	九五四、九〇〇	三三三、八五六	四〇五、七六六	三三三、〇三二	二二、一四九	二、一四三、七四三	二、一四三、七四三	二、一四三、七四三	
同 四年十二月末日	九四八、八三三	三三三、四三〇	四二二、一四四	三三六、七五四	二七、三三〇	二、一三三、八〇〇	二、一三三、八〇〇	二、一三三、八〇〇	
昭和元年十二月末日	三五四、一五六	一、三九九、一一一	二二七、六五五	一七二、四八八	七九、三六二	七、六九〇	二、八六三、二七〇	二、八六三、二七〇	
同 二年十二月末日	四一九、四三三	一、二九九、〇八〇	九〇、三三四	九六、三六二	三三、三三三	三、三三三	二、三九九、〇一一	二、三九九、〇一一	
同 三年十二月末日	三九二、三三〇	一、二三四、六六〇	八二、七三三	七、三三四	七、三三四	三、三三三	二、一三七、〇〇〇	二、一三七、〇〇〇	

大阪手形交換所組合銀行 (單位千圓)

年次	預						諸預金	合計	現金 在高
	定期金	預當金	金座	特別預金	預通知金	預金			
昭和元年十二月末日	七九、九〇一	二四七、五八八	一九九、三三七	一一、三三三	一一、三三三	四、九三三	一、三八三、九三三	一、三八三、九三三	
同 二年十二月末日	六九四、四五六	二二二、六五五	一〇七、七〇〇	三三、三三三	三三、三三三	三、三三三	一、三三六、四六六	一、三三六、四六六	
同 三年十二月末日	七六四、三三三	二二二、四九九	三三三、八三三	二九、二二二	二九、二二二	六、二六六	一、四三〇、五五六	一、四三〇、五五六	
同 四年十二月末日	八六四、四七七	三三六、六六七	三三三、九三三	二七、六六六	二七、六六六	三、三三三	一、四六九、七三九	一、四六九、七三九	
昭和元年十二月末日	八五、二六二	七〇、八六六	一五、七七七	一四、八八八	一四、八八八	三、八八八	一、四九三、〇〇〇	一、四九三、〇〇〇	
同 二年十二月末日	九〇、三三三	七三、三三三	二九、三三三	二九、三三三	二九、三三三	三、三三三	一、三三〇、三三三	一、三三〇、三三三	
同 三年十二月末日	一一七、三三三	九二、三三三	八、〇一〇	八、〇一〇	八、〇一〇	三、二二二	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	
同 四年十二月末日	一五七、七二六	七九〇、二二二	九二、二六六	五、六六六	五、六六六	三、八八八	一、三〇七、七二六	一、三〇七、七二六	



## 第五章 貯蓄銀行

貯蓄銀行は貯蓄銀行法によりて設立せられたものであつて、同法の第一條には次の如く規定して居る。

左ニ掲クル業務ヲ營ムモノハ之ヲ貯蓄銀行トナス

- 一、複利ノ方法ニ依リ預金ヲ受入ルコト
  - 二、一回十圓未満ノ金額ヲ預金トシテ受入ルコト
  - 三、豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ定期又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ預金ヲ受入ルコト
  - 四、期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲナスコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金錢ヲ受入ルコト
- 貯蓄銀行ニ非サルモノハ前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス
- 貯蓄銀行法第五條には左の如く規定して居る。

貯蓄銀行ハ第一條第一項ノ業務ノ外左ニ掲クル業務ヲ併セ行フコトヲ得

- 一、定期預リ金
- 二、保護預リ
- 三、債權ノ取立
- 四、公共團體又ハ産業組合金錢出納事務ノ取扱

## 五、公共團體又ハ産業組合ヨリノ要求拂預リ金

貯蓄銀行の本來の目的は貯蓄を奨励し、零細なる資金を預ることを主要な目的とするものである、従つて貯蓄銀行法に於ては、小額の十圓未満の金額を複利の方法に依りて預かることが貯蓄銀行の特色であることを示して居る。併ながら資金を預れば之を運用せなければならぬ。運用するに付ては或は貸付を行ひ、或は有價証券の引受に依つて資金を需要者に供給すると云ふことになる。斯様な關係からして貯蓄銀行本來の目的は貯蓄の奨励、零細なる資金を預かるに在るけれども、其運用が金融上に相當な働きを爲すことからして、貯蓄銀行も亦一種の金融機關といふことになるのである。

我國の貯蓄銀行数は大正十三年末には百三十六行であつたものが昭和四年末には九十五行となつた。是は銀行が合同した、めで資金は却て著しく増加してゐる。預金の状態からいふと大正十三年末に七億九千萬圓であつたものが、昭和四年末には十四億二千萬圓となり、貸付は大正十三年末の二億一千萬圓が昭和四年末には四億圓になつてゐる。



## 第六章 信託會社

## 第一節 信託の起源

信託の制度は十四世紀頃英國に於て發生したものである。英國に於ける信託制度が、米國に渡つて後金融機關の一種として發達し、我國に於ても最近は信託制度が金融機關として相當な地位を占め、今後益々重要な地位に進まんとしてゐる。

元來信託 *Trust* と云ふ語は、中世時代の *Trust* と云ふ言葉に起源してゐるのである。*Trust* と云ふ言葉は代理とか、委任とかの意味に用ゐられたものであつて、例へば「國王の *Trust* に」と云へばそれは「國王の代理人として」と云ふ意味であつた。中世時代に於ては宗教が社會上に非常なる勢力を有して居つたので、信仰の爲に其所有地を宗教團體に寄進するの風が頻りに行はれた。然るに宗教團體の所有地は免稅となつて居る爲に、宗教團體に對する寄進地が増加すれば、それだけ租稅收入が減少して、國王としては財政上に苦痛を感ぜざるを得なかつた。それ等の理由によつて英國では十五世紀に宗教團體に對する所有地の寄進を禁止した。所が其禁止を避ける爲に、第三者の利益の爲に土地を讓渡することが起つた、之が乃ち信託の起源である。

土地の所有者は宗教團體に土地を讓渡することが出来ないから宗教團體の *Trust* に於て他人に讓渡するのである。即

ち土地の讓受者は宗教團體の利益の爲めにその土地を管理するのである。そして收益全部をその宗教團體に交付するのである。だから國王の禁止法に觸れないことになる。此の方法は其の後頻りに行はれるやうになつたので十六世紀に英國のヘンリー八世は *Statute of Uses* を發布して *Uses* を絶滅せんとした。けれどもこの法律は土地にのみ關するもので土地以外の財産の *Uses* には何の關係もなかつた。此の法律發布以後その適用を受ける *Uses* を *Trust* といひ其の適用を受けない *uses* を *trust* といふやうになつたと稱せられる。英國に於ける信託は原則として無償であつた。其の爲に營業としての信託業の發達を見るに至らなかつたが、それが米國に傳はつて經濟上の進歩に伴い營利的の制度として發達し今日のやうに金融機關として牢乎たる地位を占むるに至つた。

米國に於ては一七九二年に、コンネクチカット州の *Union Bank and Trust Co. of New London* と云ふ信託會社が設立せられた。之が米國に於ける最初の信託會社である。其後一八〇〇年に *Washington Trust Co. of West'ry* と稱する信託會社が設立され、更に一八二二年に今日の *Farmers Loan & Trust Co. of New York* が創設された。(其當時は *Farmers Fire Insurance and Loan Co. of N. Y.* と稱した) 其後信託會社は金融機關として非常な發達をなし、今日米國に於ては銀行に次いで重要な金融機關としての活動を爲して居る。

我國に於ても信託の思想は必ずしも最近の事ではない。「講」も一種の信託制度であつた。併ながら法令に於て「信託」なる言葉を使つたのは、明治三十三年制定の日本興業銀行法第九條に「信託業務」なる文字を使用したのが最初の法律語である。それから明治三十八年に擔保附社債信託法なるものが公布されて、英國流の信託が我が法制に於ても採用せらるゝ事になつた。其後信託會社が頻りに設立され、大正九年には其數が四百二十五社にも達したけれど



も堅實なる意味に於ける信託業務を営むものは稀であつて、中には全然本業を離れ、代理業、仲介業、貸金業、保証業なども営む者も少くなかつた。其當時に在つては信託會社と云へば直にいかさま會社であるかのやうに思はれた位であつた。然るに大正十一年に信託法及信託業法が制定せられ、其の實施によりて我國の信託事業に一新紀元を劃するやうになつた。信託法は一般の私法的權利關係を規定し、之に依つて英國流の信託制度の意義を明にし、信託業法は經濟機關としての信託會社を保護し監督する爲に米國流の制度に依つて制定したものである。一言にしていふと信託法は取締の規定であり、信託業法は信託事業の經營に關する規定である。此の兩法の實施後第一に新設された信託會社は三井信託會社であつた（大正十四年）。其後三養、住友、安田等の大富豪を初めとして、有力者が續々信託會社を設立し、兩法の實施後未だ歲月を経る事十年に足らざるも、其期間に於ける信託會社の發展は眼覺しいものがあつて、今日は金融機關としても一つの勢力であり、更に前途の發達に對しては多くの期待を屬されてゐる。

## 第二節 信託の業務

信託と云ふは或人をして他人の利益の爲に財産を占有せしめる事である。依頼を受ける者は受信託者 Trustee と稱し、其財産の保全及び管理に付て一切の權利を附與されて居る。我國の信託法に於ては其第一條に信託の意義を左の如く規定してゐる。

本法ニ於テ信託ト稱スルハ財産權ノ移轉其他ノ處分ヲ爲シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ從ヒ財産ノ管理又ハ處分ヲ爲サシムルヲ謂フ

又信託業法に於ては信託會社の設立に就て次の如く規定してゐる。

- 一、信託業は大藏大臣の免許を得なければ之を營むことは出来ない。
  - 二、信託會社は資本金百萬圓以上の株式會社でなければならぬ。
  - 三、銀行は必ず其商號の中に「銀行」と云ふ文字を附せなければならぬ、而して是が銀行の特權であると同様に、信託會社も其商號の中に「信託」なる文字を用ゐなければならぬ。而して信託會社に非ざるものは、其商號の中に「信託」の文字を用ゐることを禁ぜられてゐる。
- 信託會社が信託として引受け得る財産の種類は左記の六種に限られてゐる。

- 一、金銭
  - 二、有價證券
  - 三、金銭債權
  - 四、動産
  - 五、土地及其定着物
  - 六、地上權及土地ノ賃借權
- 此外に信託會社は次に掲ぐる業務に限つて之を併せ營む事を許されて居る。
- 一、保護預り
  - 二、債務ノ保證



- 三、不動産買入ノ媒介又ハ金銭若ハ不動産ノ貸借ノ媒介
- 四、公債、社債若ハ株式ノ募集、其拂込金ノ受入又ハ其元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱
- 五、財産ニ關スル遺言ノ執行
- 六、會計ノ検査
- 七、次ノ事項ニ關スル代理事務

(イ)、財産ノ取得、管理、處分又ハ貸借 (ロ)、財産ノ整理又ハ清算 (ハ)、債權ノ取立 (ニ)、債務ノ履行

信託會社が金融機關の一たる所以は、其信託せられたる財産を利殖するために、金融資金として之を運用するからである。信託業法に於ては信託會社が其營業資金を運用する方法を左の諸項に限定し、此以外には資金の運用を爲すことを禁じてゐる。

- 一、公債社債又ハ株式ノ應募引受又ハ買入
- 二、公債其他前項ニ掲グル有價證券ヲ買トスル貸付
- 三、動産ノ買入又ハ動産ヲ擔保トスル貸付
- 四、不動産ノ買入
- 五、不動産又ハ法令ニ依リ設定シタル財團ヲ抵當トスル貸付
- 六、公共團體又ハ産業組合ニ對スル貸付

七、銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

八、銀行又ハ信託會社ノ引受アル手形ノ買入

信託會社が信託を受くる各種の事業の中、最も重要なものは金銭信託である。金銭信託は信託業法施行細則に依つて左の如く區分されて居る。

- 一、運用方法ノ特定セル金銭信託
- 二、運用方法ノ指定アル金銭信託
- 三、運用方法ノ特定及指定ナキ金銭信託

運用方法の特定せる金銭信託と云ふのは、例へば某銀行に對する預金とか、某會社に對する貸金とか、其運用方法を特定した金銭信託である。特定金銭信託に付ては損失補填、利益補足の契約を爲すことは許されない。運用方法の指定ある金銭信託と云ふのは、運用方法を特定したものではないけれども、信託金の運用方法を例へば貸金であるとか預金であるとか云ふ如に指定したものである。指定金銭信託に就ては損失補填、利益補足の契約を爲すことができ。運用方法の特定及指定なき金銭信託と云ふのは、信託金銭の運用方法に付て特定も指定もなく、損失補填、利益補足の契約を爲すことも出来る。金銭信託の期間は二箇年を下ることは禁ぜられてゐる(例外、特定金銭信託)。金額も五百圓未満のものは信託會社にて引受けることは出来ない。是等は銀行の定期預金の預ケ替を防止する目的で制限されたものである。

信託會社の業務中、金銭信託以外の信託は次の如き種類に區分されて居る。



- 一、金銭信託以外ノ金銭信託
- 二、有價證券ノ信託
- 三、金銭債權ノ信託
- 四、動産ノ信託
- 五、土地及其定着物ノ信託
- 六、地上權ノ信託
- 七、土地及賃借權ノ信託

「金銭信託以外ノ金銭ノ信託」と云ふ言葉は甚だ矛盾した用語のやうに聞へて、一般的には理解されない言葉であるが、其の意味を簡単に説明すると、是は「金銭以外の信託」ではあるけれども、信託引受の際に受入れる財産は金銭である場合の信託である。例へば金銭を受入れて、それにて有價證券とか家屋とか買入れて之を信託財産として管理處分する信託である。有價證券の信託以下の各信託は改めて説明するまでもないから省略する。

### 第三節 信託會社の現狀

前に一言した如く我國に於ける信託會社は、大正十一年の信託法及信託業法制定に依り一新紀元を劃し、其後眞面目なる經濟施設として又金融機關として發展することになったのである。昭和五年一月末現在に於て、信託會社の數は三十七社である。而して其資本金は三億三千三百萬圓（中拂込金九千二百萬圓）積立金二千萬圓、信託財産十四億三千

四百萬圓、（中金銭信託十一億三千四百萬圓）である。

普通銀行の預金總額が九十億圓であるに對し信託會社の主要資源たる金銭信託は十一億圓に過ぎない。此の點からのみいふと金融機關としての我國の信託會社は未だ有力なものとは稱し得ないけれども、我國の今日の信託會社の大部分は其の創立後未だ數年の日子を経たのみである。しかも尙ほ此の短い期間内に信託財産は十四億圓に達し、此中にて金銭信託のみにて十一億圓を越へ、之が擔保付の貸付及び信用貸付に融通せられてゐる金額は九億圓を越へてゐる。此の金額も普通銀行の貸出總額が七十三億圓であるに對比すれば未だ微力であるけれども、普通銀行は其創立後既に六十年に近い歳月を経、其行數は八百八十一に達して居る。之に對して信託會社は創立後數年に過ぎないばかりでなく、其社數も僅に三十七に過ぎない。それにも拘らず、金融機關として信託會社が融通して居る所の資金の額は、普通銀行の貸出の一分に達して居る。是は現在に於て信託會社が有力なる金融であると云ふよりも、將來に於て非常に有力なる機關として發展すべき情勢にあることを示すものであつて、金融機關を研究する者は此意味に於て信託會社を理解することが肝要である。

今日普通銀行預金の主要部分は定期預金であるが、今後の傾向から云ふと定期預金は寧ろ信託會社に集中さるべき性質のものである。信託法實施後定期預金が頻りに信託會社に移らんとする傾向がある爲に、銀行業者は之を阻止する一つの手段として、政府に陳情し、是等の運動の結果として信託法令に改正を行ひ、金銭信託として預かるべきものは五百圓以上とし、其期間は二箇年以上と云ふ事に改められたのであるけれども、依然として定期預金が信託預金に移る傾向は止まない。少くとも定期預金の増加よりも金銭信託の増加の方が遙かに比率に於て大である。是は收



益を目的とする定期的預金の性質上當然のことである。だから銀行經營者としては此趨向を了解して今後定期預金は金銭信託に移るべきものと覺悟し、而して銀行本來の任務は寧ろ當座預金にあることを考へ、此點に於て銀行の本色を發揮することに努める必要があると思ふ。

昭和四年十二月末に於ける我國の信託會社の資産状態は左の如し。

全國信託會社の信託財産調

信託協會調査

資産勘定		負債	
國債	八六、二二一、九八二	貸付有價證券	二九、九四三、七四二
地方債	六一、六二一、五四六	不動產	二九、四七三、一一一
社債	二六二、五七六、七四六	土地	二、四〇〇
株式	三六、四五一、七三八	地上	〇
有價證券擔保貸付	一六七、八七一、八二三	土地賃借權	一、四四一、一四二
動產擔保貸付	一二、九〇〇	生命保險證券	一、四四一、一四二
不動產抵當貸付	一六一、九三四、五五四	預金及現金	二六、五三三、八七一
財團抵當貸付	一六二、一一七、五八四	其他	四、二一四、四六五
公共團體及産業組合貸付	一六、四一二、八九三	計	一、四三六、八四四、五六二
債權擔保貸付	六、三六〇、四六七	負債勘定	
保證貸付	五七、一九一、九六六	金錢信託以外ノ金錢ノ信託	一、一六三、三七一、九七五
手形及信用貸付	三二六、四六一、六二二	金錢信託ノ信託	一二、二三一、八〇二
		有價證券ノ信託	二〇五、五二〇、四七四

金錢債權ノ信託	土地賃借權ノ信託
二八、一七四、六五六	一、四三六、八〇八、四二六
土地及定着物ノ信託	計
二七、五〇七、一一七	
地上權ノ信託	
二、四〇〇	

備考 資産負債の兩勘定に於て合計額の符合しないのは未達勘定を其儘處理したためである

右表の示す如く、全國三十七社の信託財産は十四億三千萬圓であるが、其八割以上は金錢信託であり、其一分四分は有價證券の信託である。其他の信託は殆ど言ふに足らぬ。而して信託財産の運用方法を見るに、其第一は手形及信用貸付である。それが三億二千萬圓に達して居る。第二は社債の買入であるが、之も間接には金融上に影響をなして居るのである。其次は有價證券擔保貸付、不動產抵當貸付、財團擔保貸付等であつて、何れも一億六千萬圓を越えて居る。斯くて信託會社が金融機關として貸出を爲して居る額は九億圓を越へて居るのである。

金融機關としての信託會社の働きは、米國に於ては更に大なるものがある。ガーランチー、トラスト、コムパニー (Guaranty Trust Co.) の如きは、米國第一流の國立銀行たるナショナルシティ、バンクと相對立して居る大信託會社であるが、米國の信託會社は州法に依つて設立されたものであつて、其營業は普通に信託業務と銀行業務に分れて居る。銀行業務に於ける信託會社の活動は、普通の銀行のそれと殆ど異なる所がない。而して其規模が廣大であり、保有する資金が豊富である爲に、信託會社の銀行部は、普通の銀行と同一に見られて金融機關の重大なる働きを爲して居る。米國に於ける信託會社の數は一千六百に達してゐるが其の中最も大なるものは左の如し。(米國の信託業については第八編第五章を参照せよ)



米國大信託會社 (一九二九年末現在)

七〇

	資本金	積立金	預金	資産
紐育ケランチー信託會社	九〇,〇〇〇 <small>千弗</small>	二〇二,六三六 <small>千圓</small>	一,三〇九,二九〇 <small>千圓</small>	二,〇一七,一一九 <small>千圓</small>
紐育エクキタアル信託會社	五〇,〇〇〇	六三,六一一	七六五,三四五	一,〇一三,九七一
アービング信託會社	五〇,〇〇〇	八三,七四一	六六六,三〇七	八六五,九八〇
パンカース信託會社	二五,〇〇〇	八二,六三一	六〇六,二七一	八一七,九七七

備考 エクキタアル信託會社ハ一九三〇年四月にチエース國立銀行に合同して世界第一の銀行となつた。

## 第七章 信用組合

### 第一節 信用組合

信用組合の發生は獨逸である。獨逸にては十九世紀の中頃シルチエ・デーリッヒ、ライプハイゼン兩氏が、庶民階級の金融難を打開する趣意を以て、相互的共濟的の組合を設置し、中小農工業者其他一般庶民階級の金融に便宜を與へることになつた。獨逸に於ける信用組合の成績が良好である爲に、此制度は各國に普及し、我國にても明治時代の半頃に既に此制度を輸入したが、明治三十二作産業組合法が制定せらるゝに及んで、制度の上にも整備することになつた。尤も我國にも以前から信用組合の一種と稱し得べきものがないではなかつた。二宮尊徳翁の報徳社の如きはそれである。報徳社はライプハイゼン式の組合に似たところの一種の信用組合であつた。

産業組合法にて組合と稱するものは信用組合、販賣組合、購買組合、利用組合の四種類である。第一の信用組合は組合員の産業に必要な資金を貸付け、又は貯金の便宜を得せしむることを目的とするものであり、第二の販賣組合は組合員の製造したる物を賣却するを以て目的とするものである。第三の購買組合は産業又は經濟に必要な物品を買入、又は之を生産して組合員に賣却するを目的とするもの。第四の利用組合は組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしむるを目的とするものである。



右の中にて金融機關と稱すべきものは信用組合である。併ながら信用組合は信用組合の外に他の産業組合をも併せ營み得るのである。例へば信用組合と販賣組合、信用組合と購買組合とを營むが多き其類である。本書に於て研究すべき金融機關としての産業組合は信用組合である。又信用組合のみでなく、他の組合と兼營して居る所のものも、金融機關の一として研究の對象となるのである。信用組合が金融機關であると云ふのは、信用組合は組合間の資金を集收し、又組合員外からの貯金を預り、是等の資金を組合員に貸付けて金融上の便宜を圖るからである。

産業組合の数は今日非常に多数であるが、其中にて最も多きは信用組合である。獨逸に於ても産業組合の中で最も多いのは信用組合である。一九二〇年一月の現在にて、獨逸の産業組合總數四〇、六三五の中に、信用組合は一九、二六一である。我國にては明治三十三年に於て産業組合の總數は廿一であつたが、其中信用組合は十三であつた。昭和四年末に於ける我國の産業組合總數は一萬四千四十七であるが、其中に信用組合は二千五百五十七。信用組合と他の組合とを兼營するものが九千六百廿四ある。其の内譯は信用組合と販賣組合と兼營するものが二百二十七、信用・購買組合が二千四百四十五、信用・利用組合が十八、信用販賣購買組合が三千八十六、信用販賣組合が六十六、信用・購買・利用・組合が三百六十四、信用・販賣・購買・利用組合が三千五百九十四である。斯くて信用組合及び信用組合と他の組合とを兼營するもの、總數は一萬二千八百八十一に達して居る、産業組合の總數に對して八六・七%に當る。

信用組合は相互的自動的の組合であつて、其規模は必ずしも大でないが、組合員が互に相扶けて、資金の餘裕の者から預つた金を、資金の必要なる者に融通するのであるから、庶民金融機關としては最も相應しい制度である。我國の制度にて一般の原則としては、信用組合の貯金は組合員からのみ預ることになつて居るけれども、大正六年の組

合法改正で市外地信用組合に於ては組合員外からも貯金を預かることが出来るやうになつた。

前述の如く我國の信用組合は、獨逸の制度に倣ふたものでシルチェ式とライファイゼン式の兩組合に就て、其長所を採り制定したのだが、ライファイゼン式の組合は多く農村に發達し、其業務の方針も大體に於て農村本位、組合員本位且つ非營利主義である。我國の信用組合は何方かと云へばシルチェ式よりもライファイゼン式に類似した點が多い。従つて庶民金融機關としても農業金融機關としての色彩が殊に濃厚である。

信用組合の金融機關としての働きは、組合員に必要な資金を貸付けて、生産其他の經濟行爲に便宜を與ふることである。即ち中産階級以下の者が相互的自動的に信用の向上を圖つて、其濟的に經濟上の便宜を與ふるを主義とするものである。だから信用組合の目的は非營利的であり、其の組織はデモクラチックである。組合員は各自組合の事務に對して責任を負ひ、組合員の意思を決定する機關としては總會、其意思を執行する機關としては理事、理事の事務を監督する機關としては監事を設けて、飽くまで自治的に經營すべき仕組である。役員は名譽職である。投票權は嚴格に一人一票主義を採つて、持分出資が多いからとて權利を多く行使することは許されない。出資の一口金額は五十圓以下、一組合員の出資株は三十口以下として、特別の場合に限つて五十口迄増加し得ることに制限されて居る。剩餘金の配當は年六分以内として居る、尤も定款に特別の規定をなす時は、一割迄増加することもできる。剩餘金の一部は必ず積立てなければならぬ。

信用組合の業務は、其組合員に貯金の便宜を與へ、又必要なる資金を貸付ける事である。貸付の資金は組合員から



の出資金、積立金、貯金、一時借入金などである。信用組合の貯金には、組合員及び其家族の貯金と、組合員外の貯金とある。組合員外の貯金は前に述べた如く、市外地の信用組合に限られて居る。昭和四年六月末に於ける信用組合の貯金現在高は十億一千一百万圓である。信用組合の借入金と云ふのは、信用組合が信用組合聯合會、産業組合中央金庫、一般銀行などから借入れるものである。

信用組合の貸付は、組合員のみに対して行ふのであつて、信用貸付を原則として物上擔保のみを重視す可き性質のものではない。元來信用組合は組合員の信用を基礎として成立したものであつて、擔保品が無い者でも、其借入金を辨済する能力が有る者には、無擔保にて之を貸付け、斯くして其貸付金の効果を發揮せしむることが、信用組合の趣旨に合するのである。此の趣旨からいへば信用組合の貸付は、對人信用に依つて行はるべきものである。けれど實際に於ては擔保付のものも相當にある。殊に市街地信用組合に於ては擔保付の貸付の方が却つて多い。大體の傾向から云ふと、農村の信用組合に於ては無擔保の貸付が多く、其の割合は信用貸付六割、有擔保が四割である。之に反して市街地信用組合では、信用貸付が四割、擔保付貸付が六割である。市街地信用組合は、其組合員の六割は商工者であつて、農村の組合に比し信用の程度に變化が多い爲に、全體から見れば擔保付の貸付の方が多し。但し個々別別に組合に就て見れば必ずしも一律には論ぜられない。

信用組合の貯金利率は産業組合中央金庫の調査（昭和三年一月末現在）によると全國平均六分三厘五毛である。貯金利率の最も高いのは沖繩縣の八分一厘七毛で之に次ぐのは青森縣の七分一厘七毛である。利率の安いのは愛知縣の五分四厘一毛、奈良縣の五分五厘五毛である。次に借入金の總平均利率は六分六厘八毛である。

同金庫の調査による信用組合の貸付利率は全國總平均にて一割四厘一毛、貸付利率の最も高いのは北海道の一割三分五厘一毛、沖繩縣の一割三分四厘で、最も安いのは滋賀縣の八分一厘七毛、香川縣の八分七厘七毛である。信用組合の利率は成可く低利であることを趣意とするけれども、資金が十分でない爲に今日の現状は其趣意に副ひ得ない遺憾がある。

信用組合が如何なる目的の爲に資金を貸付けて居るかを調査して見ると、商品の仕入、器具原料の仕入、土地家屋購入、家屋建築修繕、電話架設經濟資金、營業運轉資金、機械其他の設備、開業資金の如きものに之を貸付けて居る。是は市街地に於ける信用組合の貸付の一例である。

全國信用組合の資金及貸付状態は左の如し。（農林省調査）

年 末	全國信用組合の運轉資金			貯 金		運轉資金 總計
	組合數	調査 組合數	拂込済 出資額	積立金及 準備金	借入金	
大正十二年度	二,三〇七	二,六六六	九,〇七七	三,八八八	六五,七六〇	四〇,〇〇六
十三年度	二,八六四	二,九九九	一一,五三三	四九,三三六	六三,四七三	五八,一三三
十四年度	二,八八〇	二,三〇六	一二,九八九	五八,五三〇	七五,七四六	六四,四〇〇
昭和元年度	二,六八五	二,八七七	一三,〇一八	六九,〇四七	九二,三六八	七五,七九九
二 年 度	二,四四三	二,七三三	—	—	—	八八,四八八
三 年 度	二,三四九	二,五七八	—	—	—	九九,〇七九

全國信用組合の貸付金



年度	無擔保		有擔保		貸付金合計	市街地信用組合ノ手形割引		總計
	千圓	千圓	千圓	千圓		千圓	千圓	
大正十二年度	二六〇,三七一	一〇八,三二八	三六八,六九九	一二,七七五	三八一,四七四			
十三年度	三一二,六七七	一〇四,一六五	四五二,八四二	一三,七一一	四六六,五五五			
十四年度	三五三,六一八	一七七,九七九	五三一,五九八	一七,〇〇七	五四八,六〇五			
昭和元年度	四一五,二八九	二二六,三一九	六四一,六〇八	一七,六七二	六五九,二八〇			
二年度			七四〇,六三九	一五,七九六	七五六,四三五			
三年度			八四五,三五四	一七,一七三	八六二,五二七			

全國信用組合の運轉資金の運用状態は之を明瞭にし難いが、代表的組合のみに就て其の概要を示すと左の如くである。

年度	調査組合數		運轉資金總計		貸付金		預ケ金		有價證券		現金		其他	
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正十四年二月一日	三,五二三	四〇五,九七〇	二五三,四七五	八七,七九三										
十五年一月末日	三,三六四	四六七,六五九	二七五,七五二	一一六,二〇七										
昭和二年一月末日	三,二一七	五二〇,七三六	三一三,九七九	一二五,九六一										
三年一月末日	三,八三九	六六五,四〇八	三九〇,四二九	一七〇,一七九										

年度	貸付金		預ケ金		有價證券		現金其他	
	千圓	%	千圓	%	千圓	%	千圓	%
大正十四年二月一日	六二・四	二一・六%	二一・六	二一・六%	一・五	一・五%	一・五	一・五%
十五年一月末日	五八・九	二〇・五%	二〇・五	二〇・五%	一・五	一・五%	一・五	一・五%
昭和二年一月末日	六〇・二	二四・一%	二四・一	二四・一%	一・五	一・五%	一・五	一・五%

即ち資金運用中貸付以外は預ケ金となり、又は有價證券に投資されてゐる。運用用途別割合は、

三年一月末日

五八・六

二五・五

三・七

一・七

で、貸付金の割合は五割九分乃至六割二分で、前記全國信用組合に就て見たると同程度であるから之を以て全般を推すも大過ないであらう。乃ち全國信用組合の運轉資金の二割一分乃至二割六分は預ケ金、四分は有價證券に投資され、残り八分は、現金又は組合設備費であると見られる。

貸付金に次ぐ運用は右の如く預ケ金であるが、預ケ金の大部分を占むるものは銀行預金で、聯合會への預金が之に亞ぎ産業組合中央金庫へ預金更に之に次ぐ状態にある。

年度	調査組合數		預ケ金合計		銀行へ		聯合會へ		中央金庫へ		個人へ		其他へ	
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正十四年二月一日	三,五二三	八七,七九三	六〇,七五八	二二,五七九										
十五年一月末日	三,三六四	一一六,二〇七	七九,〇一〇	三四,〇五八										
昭和二年一月末日	三,二一七	一二五,九六一	八五,五六九	三七,七九二										
三年一月末日	三,八三九	一七〇,一七九	一〇四,三六六	六〇,四九三										

即ち昭和三年一月末日に於て三千八百餘組合の預ケ金總額一億七千萬圓の中一億四百萬圓は銀行預金で聯合會へは六千萬圓、中央金庫へは二千五百萬圓（昭和三年四月二十二日現在全國信用組合の中央金庫預金約三千七百萬圓）を預け入れてゐるに過ぎない。全預ケ金中の約六割が銀行に在る。

之を以つて全國信用組合の情勢を推せば、昭和元年度總運轉資金約十一億圓中、貸付金六億六千萬圓、預け金二億九千萬圓、其の中銀行預金六割と見て、一億七千四百萬圓と推定することが出来る。



### 第二節 信用組合聯合會

信用組合聯合會は、産業組合法第七十六條に依つて設立されるものであつて、所屬組合に必要な資金を貸付け、又は貯金の便宜を得せしむることを目的とするものである。

信用組合聯合會は産業組合聯合會の一種である。産業組合聯合會は信用組合聯合會、販賣組合聯合會、購買組合聯合會、利用組合聯合會などに分れて居るが、此中に其數の最も多いのは販賣組合聯合會で、信用組合聯合會は第二位に居る。

明治四十三年に於ける信用組合聯合會の數は僅に三つであつたが、昭和四年末に於ける信用組合聯合會の數は三十三である。此外に信用組合と他の組合とを兼營するものを含める聯合會をも計算すれば、信用組合聯合會の數は六十五（昭和四年末現在）となる。昭和四年三月末に於ける信用組合聯合會（四十七）の運轉資金總額は一億九千五百萬圓であるが、其大部分は所屬組合及聯合會の貯金で其額は一億二千五百萬圓である。

全國各道府縣區域信用組合聯合會（四十七）の昭和四年三月末現在試算表に依り其の資産及負債を主要勘定科目別に集計すれば左の如し。

#### 全國道府縣區域信用組合聯合會資金概況

（産業組合中央金庫調査）

資 産

科 目	總 額	一聯合會平均	百 分 率
貸 出 金	六〇、八九七、八五六	一、二九五、六九九	三一・一
預ヶ金及現金	六八、二九八、一八〇	一、四五三、一五三	三四・九
有 價 證 券	四七、四三二、二八一	一、〇〇九、一九七	二四・二
不動産及什器	一、五二一、二七二	三二、三六七	〇・八
其ノ他ノ資産	一七、五五一、三七九	三七四、四三四	九・〇
計	一九五、七〇〇、九六八	四、一六三、八五〇	一〇〇・〇
負 債			
科 目	總 額	一聯合會平均	百 分 率
拂込済出資金	一一、一六六、四一二	二五八、八六〇	六・二
諸 積 立 金	二、一〇九、九五六	四四、八九二	一・一
貯 金	一二五、八六五、八九〇	二、六七七、九九八	六四・三
借 入 金	三八、四〇八、六一四	八一七、二〇四	一九・六
其ノ他ノ負債	一七、一五〇、〇九六	三六四、八九六	八・八
計	一九五、七〇〇、九六八	四、一六三、八五〇	一〇〇・〇

右資産勘定を見るに貸出金は三割一分一厘、「預金及現金」は三割四分九厘を占め、「預金及現金」に有價證券を加へたる金額は全資産の五割九分一厘に上り貸出金の二倍に相當する。負債勘定に於ては自己資金に貯金を加へたる所謂内部資金は全資金の七割一分六厘を占め、外部資金たる借入金一割九分六厘の約四倍に當る。次に資産負債兩勘定の關係を見るに借入金は「預金及現金」、有價證券合計の三割三分に相當し、貸出金は貯金の四割八分、内部資金の四割



三分内外資金合計の三割四分に當り内外資金合計の約六割五分は「預金及現金」並有價證券として保有せられ居る状態である。

### 第三節 産業組合中央金庫

産業組合中央金庫は、普魯西産業組合中央金庫(Preussische Zentral-Genossenschafts-Kasse)に倣つて、大正十二年末に創設せられたものである。産業組合中央金庫の趣旨は、産業組合就中信用組合の中央金融機關たる任務を盡す爲に設けられたものである。近年信用組合が著しく普及し、庶民階級の貯金を吸収し、之を其組合員に貸付けることに、有効なる活動を爲して居るけれども、更に其發達を助成する爲には、之を統一する所の中央的金融機關が必要である。恰も一般銀行に對して日本銀行がある如く、信用組合の中央機關として特殊の施設が必要となし、此趣意から産業組合中央金庫が設けられたのである。

産業組合中央金庫は、從來信用組合其他の産業組合の資金が普通銀行に吸収されて居つたのを其金庫に吸収して、之を他の産業組合に融通し、庶民金融機關としての機能を發揮せしむることも其任務の一つである。此金庫は營利を目的とせざるものであるから産業組合と同様に所得稅營業稅などを免除されて居る。産業組合中央金庫の構成分子は個人ではなく、産業組合聯合會及び産業組合である。是は右金庫の顯著な特色であつて、恰もアメリカの聯邦準備銀行が、國立銀行を株主として設立されて居るのと類似して居る。中央金庫は斯の如く公益的目的を有するから、政府では中央金庫の資本金の半額を出して、其理事者は政府が任命することになつて居る。

産業組合中央金庫の業務は、同法に列記されて居る。

- 一、所屬組合聯合會及所屬産業組合ニ對シ擔保ヲ徵セスシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコト
  - 二、所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ニ對シテ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト
  - 三、所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ノ爲メ爲替業務ヲ爲スコト
  - 四、産業組合聯合會ハ産業組合、公共團體其他ノ營利ヲ目的トセサル法人ヨリ預リ金ヲ爲スコト
- 中央金庫の業務の本旨は、産業組合聯合會又は産業組合から預金を受入れ、且つ此方法に依つて得た所の資金を所屬の聯合會又は組合に貸付ける事である。別言すれば所屬産業組合聯合會、又は所屬産業組合の爲に資金の貸借の媒介を爲し、其需要供給を調節することを趣旨とするものである。

産業組合中央金庫の運用資金は、資本金、預り金、及び産業債券の發行に依つて得た資金から成つて居る。中央金庫の現在資本金は三千七十七萬圓である。其中一千五百萬圓は政府の出資であり、残りの一千五百七十萬圓は、産業組合聯合會及び産業組合の出資である。政府の出資は全部交付済であるが、民間の出資は未拂込が千百萬圓ある(昭和三年末現在)。預り金と云ふのは産業組合聯合會、産業組合、公共團體其他の營利を目的とせざる法人から預つた金である。預り金の利率は普通銀行の協定利率などを参考として定めて居る。産業組合中央金庫は其資金を調達する方法として産業債券を發行するの特権を與へられて居る。其額は拂込資金の十倍迄發行することが出来る。現在の拂込金額は二千四百四十萬圓であるから、二億四千四百萬圓迄は債券を發行し得る譯であるが、今日實際に發行して居る額は一千八百萬圓である。産業組合中央金庫の最近の資金状態は左の如し。



産業組合中央金庫資金状況 (昭和四年三月末現在)

出資金	三〇,七〇〇,〇〇〇
内拂込資金	二四,四四五,七二〇
諸積立金	一,八七一,九四七
預り金	三八,六三二,四九七
産業債券	一八,三七〇,〇〇〇
合計	八三,三二〇,一六四

中央金庫は新しくして得た所の資金を、所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合に對して貸付けることになつて居るが、貸付の實際は府縣の信用組合聯合會を通じて行はれることを原則とし、直接に下級の産業組合に貸付けることは例外である。勸業銀行が不動産擔保長期貸付を本分とするに對して、中央金庫は短期の資金を融通することを本旨として居るから、定期預金と云ふても最長五箇年以内であつて、多く手形貸付、證書貸付、當座貸越、手形割引などである。貸付資金の用途は肥料購入資金、養蠶資金、製絲資金、商品仕入資金などであつて、多くは二月から七月頃迄に出て、九月から年末迄に回収されることになつて居る。尚ほ特別貸付なる制度があつて、金庫の指定する目的に充てる特別貸付規定がある。是は中央金庫が、農村金融改善上其使命を達成する爲に必要と考へて、便宜の制度を執つたものであるが、現に斯種の貸付として、全國購買組合から購入する肥料資金、政府の補助ある農業倉庫の建設資金、煙草肥料資金、製鹽資金などが貸出されてゐるに止まり、組合の固定貸出整理援助だとか、組合員の舊債償還整理援助だとかの特別貸出は未だ行はれて居ない。

産業組合中央金庫の大正十二年以後の業態は左の如し。

産業組合中央金庫の經營狀況

年度	出資金	拂込済額	諸積立金	預ヶ金	有價證券	現金	預り金	産業債券	貸付(定手形)	手形割引	剩餘金
大正三	三〇,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和三	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一一	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一二	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一三	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一四	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一五	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一六	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一七	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二一	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二二	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二三	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二四	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二五	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二六	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二七	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二八	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二九	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 産業組合中央金庫の事業年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る



### 第八章 大藏省預金部

今日郵便貯金の總額は二十一億圓を超えて居る。併ながら郵便局は金融機關でないことは既に述べた通りである。郵便貯金に依りて集められた所の資金を運用し、其他政府にて預りたる資金を運用する爲に、大藏省に預金部なるものが設けられて居る。大藏省預金部は現在に於ては二十九億圓の大資本を擁し、之を運用する所の機關であるから、一の有力なる金融機關である。預金部の資金は郵便貯金の外に振替貯金、復興貯蓄債券収入金の預金、鐵道特別會計其他各特別會計の預金、預金部の積立金、預金部の収入金などから成つてゐる。昭和五年五月十五日現在の預金部資金は左の如し。

#### 大藏省預金部狀況

實方の部	二、一九一、七四八、四五九
郵便及振替貯金	八〇、一九七、七六〇
復興貯蓄債券収入金預金	二六五、六〇一、五五四
各特別會計其他預金	二五四、〇三一、三五二
預金部積立金	一三一、五一〇、一五四
預金部収入金	

借方の部	二、九二三、〇一一、二七九
國債證券	七七一、四八八、七四七
地方債證券	四七二、四三三、九五九
勸業債證券	三六九、〇六五、三一五
興業債證券	四九、一三八、〇〇〇
其他債證券	二四七、八六一、七八八
支那政府債券	一一、〇六六、四五五
四分利付支那債券元利補償證書	二三、二七六、〇八五
英國大藏省證券	六三七、一六五
貸付金	五九七、八六〇、九一六
在外預金	一三三、八六八、九一九
内地預金	一三〇、三五七、二〇三
預金部支出金	一〇七、五八五、九五五
減價金	八、三七〇、七七二
合計	二、九二三、〇一一、二七九

斯の如き龐大なる資金を運用するのであるから、之が運用の規程を示す爲に、預金部資金運用規則なるものが設けられて居る。此規則に據ると預金部の資金運用は左の方法に依るべきものと限定せらる。(第一條)

- 一、國債又ハ地方債の應募、引受又は買入
- 二、一般會計又ハ特別會計に對スル貸付



- 三、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ノ發行ニ係ル社債又ハ産業債券ノ應募、引受又ハ買入
- 四、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニシテ社債ヲ發行シ得ザルモノニ對スル貸付
- 五、外國政府ノ發行ニ係ル國債ノ應募又ハ買入
- 六、日本銀行ニ對スル在外指定預金

前に述べた如く、預金部の資金の重要部分は郵便貯金である、郵便貯金だけで二十一億圓を超えて居る。元來郵便貯金は三千八百萬人からの細民の貯金から成るもので、其一人當りの貯金は五十五圓に過ぎないのである。預金部の大資金が細民から集收されたものと云ふことは其の顯著な特色である。此外に復興貯蓄債券收入があるが之は云ふに足りない。特別會計其他の預金と云ふのは、鐵道特別會計、簡易保險特別會計等から預金したもので、其額二億三千萬圓に達して居る。預金部の預金取扱規定では、普通預金には二分五厘、定期預金には年五分の利子を附することになつて居る。預金部積立金は、季末決算の際生じたる剰餘金を積立てたもので、之も其額が二億五千萬圓からの巨額である。之は預金部自身の金で利拂の必要もないので、預金部として特に都合の好い資金である。

其運用の状況を見ると、第一の國債引受は、預金部が政府の公債を引受又は買入て資金の運用に充て、かねて財政上の機關として便宜を與へて居るのである。地方證券と云ふのは、府縣、市等の公共團體の發行せる證券を引受けたもので、地方自治體に公債引受の方法に依つて資金を供給して居るのである。地方社會事業資金などは、府縣債の引受に依つて資金を融通して居るのである。勸業債券、興業債券、其他の債券（農工債券、東拓債券、産業債券の類）の引受は、必ずしも發行者に資金を供給するのではない。例へば預金部が産業組合、耕地整理組合、畜産組合、漁業組

合、森林組合などに事業資金を供與する場合には、勸業銀行を経由し、預金部資金にて勸業債券を四分八厘位の利子で引受け、其の交付した金を勸銀から五分四厘位の利子にて是等の諸組合へ貸付けるのである。それ故に是等の諸債券に對する投資は、産業資金其他に利用せらるるのである。四分利附支那債券元利償却證書と云ふのは、大正十二年預金部から對支文化事業特別會計に引繼いだ團匪賠償金の代りとして、一般會計から預金部へ交付したものである。英國大藏證券、及び在外預金は、所謂在外正貨の一種で、政府の所有に屬するものである。是は何時にても正貨と同一の働きをなし國際貸借の決済に充て得るものである。

貸付金は國債投資に次ぐ大口の運用科目である。其額は約六億圓であるが、此中には幾多の不良貸付も存在して居る。朝鮮銀行に對する五千萬圓の不良貸付（年利二分）、臺灣銀行に對する五千萬圓の不良貸付（年利二分）、國際汽船會社に對する二千五百萬圓の不良貸付（年利三分）、橫濱興信銀行の一千六百萬圓の不良貸付（年利二分）、日露實業會社の五百萬圓（年利二分）等、列舉するに遑ない程の不良貸付がある。内地預金は日本銀行へ預入れたものであるが、其利率は年二分である。

預金部特別會計の歳入歳出状況を見ると、歳入の主なるものは運用利殖金の收入である。是は所有有價證券の利子、貸付金の利子、預け金の利子等の收入で、計り二十九億圓の大資金の運用利子である。預金部資金の運用利率は四分八厘乃至四分九厘になつて居る。

預金部特別會計歳出の第一を占むるものは預り金の利子である。其の中でも主なるものは郵便貯金の利子である。



第九章 保險會社

保險會社には生命保險會社、火災保險會社、海上保險會社其他種々なる保險會社があるが、其の内にて金融機關として最も有力なるものは生命保險會社である。我國の保險會社の状態に就ていふと、保險會社全體の運用資金（昭和二年度末現在）十三億圓中、十億七千萬圓は生命保險會社の資金である。従つて金融機關としての保險會社の機能を論ずる場合には生命保險會社を主題となすことが肝要である。

生命保險會社の金融的勢力は英米の兩國にありて特に顯著なるものがある。それは生命保險會社の資金が充實してゐるからである。我國にては生命保險會社の金融的勢力は未だ強大であるとは稱し得ないけれど、其の力が頻りに伸びつつある状態は十分注目に値する現象である。保險會社の金融機關としての作用は其の資金運用の必要から生ずるのである。生命保險會社は多額の資金を保有してゐる。而して其の資金額は年一年に増加しつつあるのである。是を有利確實に運用することは生命保險會社の經營上最も必要なことである。

保險會社の資金運用方法は大體に於て三つに分れてゐる。其の一は貸付金であり他の一は有價證券投資である。残りの一つは預金によりて利殖をなすことである。是等の運用は或は直接に金融其のものであり、或は間接に金融の作用をなすのである。我國の生命保險會社事業報告によると、昭和二年末に於ける銀行預金の額は一億五千三百萬圓である。同期の銀行預金の總額百七億圓に對して僅に一分四厘三毛に過ぎないのであるけれども其の額は漸増しつつあ

るのである。同期に於ける全國生命保險會社の貸付金總額は二億五千七百萬圓であるが之を同期の銀行、信託會社、信用組合、無盡及預金部の貸付金總計百十七億六千二百萬圓に比較すると二分二厘である。生命保險會社の資金運用中第一位を占むるものは有價證券の所有である。生命保險會社が有價證券を購入し所有することは一つの投資であつて間接に直接に金融的作用をなすものである。有價證券の種類は國債・地方債・外國債證券・社債券・株式等に分れてゐるが、其の内にて社債券投資が最も多く次は株式投資である。昭和二年末に於ける我國生命保險會社の有價證券投資額は五億四千八百萬圓である。

我國生命保險會社の資産内容

資 産	大正元年		大正二年		大正四年		大正六年		大正八年		大正十年	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
貸付金	3,579,000	3.4%	4,566,000	3.7%	5,881,000	3.6%	7,478,000	4.8%	8,933,000	5.9%	11,266,000	7.4%
有價證券	3,000,000	2.9%	3,000,000	2.4%	3,000,000	1.9%	3,000,000	1.9%	3,000,000	1.9%	3,000,000	1.9%
不動産	5,556,000	5.3%	6,482,000	5.2%	8,437,000	5.1%	10,151,000	6.4%	11,730,000	7.8%	12,000,000	7.9%
銀行預金	19,007,000	18.3%	22,890,000	17.9%	33,434,000	20.3%	46,015,000	28.6%	53,353,000	35.2%	100,733,000	66.2%
現金及郵便貯金	100,000	0.1%	7,000	0.01%	6,900	0.004%	6,900	0.004%	1,000	0.0007%	1,000	0.0007%
其他	6,011,000	5.8%	7,545,000	6.0%	8,502,000	5.1%	9,115,000	5.8%	10,111,000	6.7%	10,960,000	7.3%
合計	101,111,000	100.0%	133,126,000	100.0%	166,375,000	100.0%	231,088,000	100.0%	333,933,000	100.0%	545,069,000	100.0%

第九章 保險會社



貸付金	大正十一年		大正十二年		大正十三年		大正十四年		昭和元年		昭和二年	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
有價証券	二七,七〇六	三三・九	二六,〇〇〇	三三・九	二八,八七〇	三三・八	二五,四〇〇	三三・四	二〇,九二二	三三・九	二五,七〇六	三三・〇
金銭信託	二五,〇七五	三〇・八	二六,一六六	三三・二	二六,五〇〇	三三・二	二六,六六六	三三・四	二七,九四二	三三・〇	二六,六六六	三三・〇
債信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産	二五,二〇〇	三〇・七	二七,六〇〇	三三・五	二五,五〇〇	三三・一	二五,〇〇〇	三三・一	二五,〇〇〇	三三・一	二五,〇〇〇	三三・一
銀行預金	二〇,七三三	二五・五	二五,三三三	三二・九	二七,四〇〇	三三・七	二六,九〇〇	三三・六	二七,〇〇〇	三三・六	二五,八三三	三三・二
現金及郵便貯金	一,三〇〇	一・六	二,三三三	二・九	一,九〇〇	二・四	一,六〇〇	二・一	一,五八二	二・〇	一,八三三	二・四
振替貯金	二〇,八〇〇	二五・六	二〇,九〇〇	二七・〇	二〇,七〇〇	二七・〇	二〇,七〇〇	二七・〇	二〇,七〇〇	二七・〇	二〇,七〇〇	二七・〇
其 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	五五,八七五	一〇〇・〇	六七,三三三	一〇〇・〇	七三,〇〇〇	一〇〇・〇	八七,〇〇〇	一〇〇・〇	九五,〇〇〇	一〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇・〇

右資産表の内貸付金以下銀行預金までは大體運用資産で現金及郵便振替貯金以下は大體に於て非運用資産である。昭和二年末に於ける運用資産非運用資産の割合は次の如し。

運 用 資 産	金 額	比 率
運 用 資 産	一,〇四〇,一六六・〇二	九七・一
非 運 用 資 産	三〇,七一一・一五	二・九
合 計	一,〇七〇,八二九・七五三	一〇〇・〇

更に我國の生命保險會社の貸付金及び有價証券投資の内容を示せば左の如し  
我國生命保險會社の貸付金内容

不動産抵當	大正元年		大正二年		大正四年		大正六年		大正八年		大正十年	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
不動産抵當	七,三三三	二〇・二	一三,三三三	一九・三	九,一六六	一二・四	七,七六六	一〇・二	七,九六六	一〇・二	一七,〇〇〇	一九・一
財團抵當	三,九〇〇	一〇・三	一〇,五五五	一五・二	三,三三三	四・四	一三,三三三	一七・七	三,三三三	四・四	一九,六六六	二二・一
有價証券擔保	七,七〇〇	二一・六	九,六六六	一三・九	八,九〇〇	一二・〇	九,三三三	一二・四	三,三三三	四・四	二六,三三三	二九・二
保險証券擔保	三,三〇〇	九・三	四,六六六	六・六	八,九〇〇	一二・〇	一〇,〇〇〇	一三・三	一〇,六六六	一四・二	一五,五五五	一七・五
公共團體貸付	一,〇〇〇	二・八	一,〇〇〇	一・四	三,三三三	四・四	一,八三三	二・四	一,一六六	一・五	四,九六六	五・五
其 他	三,〇〇〇	八・六	六,三三三	八・八	四,〇〇〇	五・三	一,八三三	二・四	四,六六六	六・二	五,六六六	六・三
合 計	三三,七〇〇	一〇〇・〇	四三,六六六	一〇〇・〇	五五,八八八	一〇〇・〇	四四,〇〇〇	一〇〇・〇	五八,七七八	一〇〇・〇	八九,三三三	一〇〇・〇



項目	大正元年		大正二年		大正四年		大正六年		大正八年		大正十年	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
國債證券	10,350,000	30.1	10,900,000	27.2	13,050,000	33.7	12,800,000	19.8	15,500,000	33.2	18,350,000	26.2
外國債證券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	2,133	6.1	2,333	6.3	3,263	9.2	6,288	9.9	8,200	11.4	11,350	16.6
社債	9,401	27.3	2,556	6.7	19,000	53.2	30,379	28.7	49,277	32.1	79,599	35.8
株券	2,207	6.2	2,091	5.6	19,900	53.8	26,200	26.8	45,722	29.9	67,622	30.0
其他	90	0.3	90	0.2	82	0.1	19,879	18.8	—	—	—	—
合計	33,880	100.0	40,070	100.0	36,400	100.0	64,550	100.0	105,000	100.0	133,690	100.0
大正十一年	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
國債證券	10,400,000	30.2	10,800,000	29.9	12,800,000	35.2	12,800,000	19.8	15,500,000	33.2	18,350,000	26.2
外國債證券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	2,379	5.1	2,789	7.0	3,000	8.4	6,288	9.9	8,200	11.4	11,350	16.6
社債	15,333	46.1	19,130	53.3	33,036	91.3	36,908	57.2	49,277	74.3	79,599	59.6
株券	9,886	29.2	10,600	29.5	23,633	64.9	39,700	61.5	49,277	74.3	79,599	59.6
其他	78,033	230.0	79,000	220.3	88,799	244.1	106,666	163.8	133,690	199.5	162,700	121.3
合計	33,880	100.0	36,319	100.0	36,500	100.0	64,550	100.0	105,000	100.0	133,690	100.0

英國に於て一九一四年末に於ける生命保險會社の總資産は五億三千萬磅(五十三億圓)であつたが、一九二六年末

には十億磅(百億圓)に増加してゐる。二億の増加である。

英國にて生命保險會社の資金運用中第一を占むるは有價證券投資である。十億磅の資金中六億七千萬磅を有價證券に投資してゐる。有價證券の種別は國債・印度及植民地公債・外國公債・債券・優先株及保證株・普通株等であるが其の内四二%は國債に投資されてゐる。資金運用方法の第二は貸付金である。一九二六年末にありて其額二億一千萬磅であるが其の内五四%は不動産抵當の貸付であり、二三%が公債擔保の貸付であり、残りの二三%が保險證券擔保貸付及び證書貸付である。總資産及運用の内容を各年別に掲ぐれば左の如し。

英國の生命保險會社總資産の内容

項目	一九一四年		一九二二年		一九二六年	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
貸付金	176,753	33.3	157,036	19.5	210,697	21.0
有價證券	268,130	50.6	523,242	65.1	670,754	66.8
不動産	46,116	8.7	49,526	6.2	49,983	5.0
現收利息及未收保險料	8,315	1.6	18,162	2.2	18,254	1.8
其他	17,742	3.3	42,992	5.4	43,803	4.4
合計	530,111	100.0	803,552	100.0	1,003,487	100.0

(備考) 現金には銀行預金を含む。



北米合衆國にては一九一三年末の生命保險會社の總資産は四十六億弗であつたが、一九二七年末には百四十四億弗に増加してゐる。三倍の増加である。

米國に於て生命保險會社の資金運用は貸付金が第一位を占め有價證券投資は第二位である。總資産百四十四億弗中貸付金が八十億弗即ち五五・六%に當り、有價證券投資は五十二億弗即ち三六%である。貸付金は不動産抵當貸付と保險證券擔保貸付からなり、其の内でも不動産抵當貸付は總資金の四割以上、貸付金總額の七割七分に達してゐる。米國に於て生命保險會社が農業金融機關として第一位を占めてゐるのは、生命保險會社が農業土地に對し頻りに資金を融通し農業金融の上に甚大なる効果を擧げてゐるからである。北米合衆國に於ける生命保險會社の總資産及其の運用の内譯を各年別に掲ぐれば左の如し。

米國生命保險會社の資産内容

項目	一九一三年		一九一五年		一九一七年		一九一九年		一九二一年		一九二二年	
	額	比率	額	比率	額	比率	額	比率	額	比率	額	比率
貸付金	2,266,459	49.3%	2,575,267	49.6%	2,848,666	49.7%	3,880,339	49.9%	4,288,996	50.6%	4,996,031	51.6%
有價證券	1,998,833	43.8%	2,175,743	41.9%	2,699,569	44.1%	3,333,380	49.2%	3,499,226	43.6%	3,733,077	47.9%
不動産	165,648	3.5%	175,375	3.4%	179,221	3.0%	168,829	2.2%	185,888	2.3%	197,267	2.5%
保險料積及未收分	63,397	1.4%	75,474	1.4%	87,101	1.5%	110,398	1.6%	135,560	1.7%	174,221	2.2%
現金及預金	73,122	1.6%	141,244	2.7%	107,249	1.8%	22,668	0.3%	19,903	0.3%	26,833	0.3%
其他	65,228	1.4%	78,271	1.5%	101,721	1.7%	38,766	0.5%	38,766	0.5%	49,221	0.6%
合計	4,572,388	100.0%	5,149,367	100.0%	5,923,535	100.0%	7,796,466	100.0%	9,741,381	100.0%	9,682,381	100.0%

項目	一九二三年		一九二四年		一九二五年		一九二六年		一九二七年	
	額	比率	額	比率	額	比率	額	比率	額	比率
貸付金	4,835,333	51.6%	5,556,166	51.1%	6,255,139	54.3%	7,289,261	55.6%	7,996,031	55.6%
有價證券	3,820,294	40.6%	4,097,875	39.0%	4,422,757	38.2%	4,682,337	36.2%	5,180,546	36.0%
不動産	233,088	2.4%	238,633	2.3%	255,937	2.2%	303,227	2.3%	350,365	2.6%
保險料積及未收分	195,862	2.1%	211,049	2.1%	251,848	2.2%	283,992	2.2%	355,101	2.6%
現金及預金	129,662	1.3%	268,854	2.6%	341,511	3.0%	266,683	2.0%	253,485	1.9%
其他	171,299	1.8%	193,435	1.9%	272,686	2.4%	364,224	2.8%	426,228	3.2%
合計	9,465,648	100.0%	10,959,011	100.0%	11,577,276	100.0%	13,329,806	100.0%	14,511,800	100.0%

最後に米國及び英國の大生命保險會社の資産が如何に豊富であるか及び是に對比して我國の五大生命保險會社の資産状態が如何なるものであるかを示せば左の如し。

世界五大生命保險會社の資産

- メトロポリタン生命保險會社 (Metropolitan Life Insurance Co.) || 米國 二、六九五、四七五千弗 (一九二八年末)
- 米國ブルデンシャル保險會社 (Prudential Insurance Co. of America) 一、七八九、二六六千弗 (一九二七年末)
- ニューヨーク生命保險會社 (New York Life Insurance Co.) || 米國 一、五三五、〇八〇千弗 (一九二八年末)
- ブルデンシャル保險會社 (Prudential Assurance Co.) || 英國 一、二一九、二一〇千磅 (一九二八年末)



米國エクキタブル生命保險會社 (Equitable Life Assurance Society of the U. S.)

九六六、八二五千弗 (一九二七年末)

日本五大生命保險會社資産及契約現在高

資 産	契約現在高
日本生命保險會社	一八六、九七四 <small>千圓</small>
明治生命保險會社	一一〇、八八五
帝國生命保險會社	九六、一九一
千代田生命保險相互會社	九三、一四五
第一生命保險相互會社	七五、三五〇
	七〇五、四九二 <small>千圓</small>
	六三八、〇〇八
	四二六、〇七三
	六四二、九〇六
	五四五、八〇六

備考 昭和三年末現在である、資産は拂込株金及基金を含まず。

## 第十章 株式取引所

第二章以下各章に述べたもの以外に金融機關は澤山あるけれど、之等は多く説明するまでもないから省略するが、金融機關としての株式取引所に就ては一言の説明をなす必要があると思ふ。

株式取引所も亦金融機關の一種である。株式取引所の主要なる目的は、商品の公定相場を定め、其需要供給を調節する事であるけれども、又他方面より之を見れば、株式取引所は一つの金融機關とも稱し得るのである。取引所が一種の金融機關であると云ふのは、取引所は有價證券を資金化して、金融の圓滑を図ることに於て重大なる機能を有してゐるからである(此點に於て商品取引も同様である)。株式取引所は株式の賣買を爲す市場であるから、證券の所持者は資金の急用があれば、何時にても取引所に賣却して金融の便を得ることが出来る。又資金が不用になれば再び何時にても有價證券を買入れることができる。此點に於て資金の需要者が銀行に行つて之を調達し、又剩つた遊資の所有者が銀行に至つて之を預金するのと極めて類似した點がある。斯の如くに取引所は有價證券にマーケットタビリティを與へて、有價證券を擔保として金融の便を受くる許りでなく、證券賣買市場そのもの、性質に於て金融市場たる作用を爲して居るのである。

有價證券の市價の變動は、金融市場に大なる影響を與ふるものである。預金銀行其他の金融機關にて、資金運用の方法として有價證券を所有して居る類は非常に大である。内國債總額四十五億圓の中に、銀行の所有に係る國債は二



十五億圓であり、又株式の所有額の如きも非常に巨額である。此外に銀行は其貸出の擔保として有價證券を徴して居る額が非常に多い。従つて銀行の日々の業務は、有價證券の騰落と非常に密接なる關係を有し、有價證券の市價が低落すれば其の財産は減少し、又擔保として徴せる有價證券に就ても之が増徴を行ふの必要がある。斯の如く有價證券の價格の變動は、金融機關の日々の業務に關係があるものであるから、此點から稱しても取引所の機能は金融市場と密接なる關係を有し、事實取引所を除外して金融市場なるもの、活動は存在し得ない程の關係を有するものである。

然しながら取引所は前述の如く取引所そのもの、業務に於て金融機關としての働きを爲し得るのであるが、此の點を更に別の言葉にして説明すると、有價證券の所有者が清算取引を利用して之を賣却し、更に三箇月の先物を買付けて置けば、三箇月間の金利に相當する値鞘を拂いさへすれば、直に其證券に依つて金融の便を得ることが出来る。而して其間に價格の變動があつても何等損失を爲すことはない。此點に於て資金の需要者が銀行に至つて、其證券を擔保にて資金を借りるのと何等異なる所がないから、取引市場も亦一の金融機關と稱することができるのである。英吉利に於ても倫敦株式取引所は金融機關の重大な一つであり、米國に於てもウォール街の株式取引所は、金融市場を構成する一の重要な作用を爲してゐるのである。

## 第三編 金融の種類



## 第一章 商業金融

### 第一節 その意義及び範圍

商業金融は商業經營資金を融通することである。金融の中には幾多の種類があるが、此中にて最も規模が大きく其の機能の發達してゐるのは商業金融である。従つて一言に金融と云へば商業金融を指すのである。それ程商業金融は金融の中に取りて重要な地位を占めて居るのである。商業金融の特色は資金の回收が迅速であり得ることである。其の利率の如きも有利であり得ることである。商業金融機關の最も發達してゐるのは英國である。元來銀行は資金預託の必要上發生したものであるが、其預金に對して利子を支拂ふことになれば、預つた者としては之を運用し利殖を圖ることが必要になるのである。而して之を運用するに就ては資金を必要とする人に貸付を爲すのが最も有効な方法である。銀行預金の長所の一つは何時でも必要に應じて之を引出し得ることである。當座預金と稱するのが即ちそれである。預金銀行制度の最も發達した英國では預金といへばそれは當座預金である。我國では定期預金が預金の中の重要部分を占めてゐるけれども、之は銀行預金としては寧ろ變則的のものである。此の當座預金は預金者の都合で何時でも引出さるゝものである。又定期預金でも其の期限は餘り長くはない。我國でも六ヶ月、一ケ年等である。それ故に預金を銀行資金の中心とせる銀行即ち預金銀行(Deposit Bank)にて其資金を運用するには短期の融通といふことが必



要である。而して資金を短期に確實に運用するには、商業取引に對して融通することが、最も適當であり且つ有効である。

商業取引に於ては資金を回収することが比較的に敏速である。農業の如く生産品の成熟收穫を待つには及ばない。だから商取引に對して資金を供與すれば、短い期日にて之を回収することが出来、且つ幾度となく其資金を回轉せしむることも出来る。工業上の固定資金に對する融通、農業土地に對する金融などの様に資金が長く固定する如きこととはない。是は商業金融の特色であり又有利な點である。商業金融に於ける資金融通方法は貸付の方法と割引の方法とある。或商人が一萬圓の商品を賣却した場合に、買受けた者より直に其代金を受取ることが出来なければ、其の商人は暫くの間資金の不足を感じなければならぬが、此場合に賣渡人より買受人に對して爲替手形を振出し、或は又買受人から約束手形を受領し、之を銀行にて割引して貰へば、直に資金を得る事が出来る。一萬圓の爲替手形にて其期限が三箇月であり、金利が日歩一錢八厘とすれば前拂利子として百六十二圓を支拂ひ、即ち之だけの割引にて、九千八百三十八圓の元金を得ることが出来る。従つて其商人は其資金を以て次の取引に従事することができ、銀行は又資金の融通に依つてそれだけの利子を取ることが出来る。若し手形の期限前に銀行に於て資金の必要があれば、其手形を他に賣却し、又は再割引して貰へば、資金を融通した銀行でも直に資金を得ることが出来る。之が土地に對する資金融通、工場に對する資金融通の如きであれば、融通者に於て遽かに資金の必要が起つたからとて、期限前に資金を得ることは不可能である。商業金融が著しく發達したのは斯の如き便宜がある爲であつて、今日に於ける金融の重要部分は商業金融である。又普通銀行の主要業務は商業金融である。普通銀行が商業金融機關の別名を有する

るのは之が爲である。

商業金融は前に述べ來つた如く、商業上の資金を融通することであるとすればそれは必ずしも商人に對しての資金の融通に限らるべきものではない。工業者に對する資金の融通でも、工業者が其製品を問屋に賣渡し、其受取手形を銀行にて割引して貰ふ場合には、矢張一つの商業金融と云ふことになる。だから商業金融と云ふのは、之に従事する人が商人であり、工業家であり、農業者であると云ふ意味に於て區別するのではなく、其の資金が商業的のものであるか、それとも製造工業の資金であるか、農業資金であるか等に依つて區分すべきものである。

斯の如く理論に於ては、商業金融と工業金融其他の金融と區別することが出来るけれども、實際上に於ては商業金融、工業金融、農業金融等の區別は不明確である場合が少なくない。殊に商業金融と工業金融の或部分との間には、其區別が甚だ不明瞭である。商人が其營業上の運轉資金を融通して貰ふ場合に、それが商業金融であることは改めて説明する迄もないが、工業者が其經營資金を得る場合に於ても、それが商取引に屬するものである場合は屢々起ることである。商人が工業會社に其原料を賣渡し手形を受取り、之を銀行に持参し割引して貰ふ場合に其の金融が商業金融であることは容易に理解されるが、之を反面から見ると、工業者が其買入原料に對して、銀行から資金の融通を受け、之を銀行に預金し、其預金に對して小切手を振出し原料代を支拂ふ場合には、是は全く工業資金に使用されるもので、工業金融である。取引關係からいへば同一のものでありながら其の資金の調達方法如何によりて商業金融となり、又工業金融となるのである。斯の如く實際問題としては商業金融と工業金融の區別は甚だ困難であるけれども、理論としては商業資金として融通せられたる金融を商業金融と謂ひ、工業經營の爲に融通せらるる所の金融を工業金融と云



ひ得るのである。

總べて産業の經營には固定的の資金と流動的の資金とが必要である。商業經營に就ても同様であるが、商業金融の特色は固定資金が割合に少く流通資金即ち運轉資金に巨額を要するといふことである。商業經營に要する固定資金は店舗の設備即ち家屋什器等の費用である。此の資金は短期日にて返金し得べきものでないから、或は自己の資本を充てるほかからの長期借入金等をなすとかにより充當す可きもので、其の性質は寧ろ工業資金農業資金等に類似したものがあつて、併しながら商業資金の大部分は寧ろ流通資金である。一ヶ年何千萬圓の商取引をなす貿易商にても其の事務所はビルディングの一室を是に充て、必ずしも業務遂行に差支を生ずることはない。従つて固定資金としては何程の金額をも要しないが運轉資金としては相當巨額のものを融通して貰ふ必要がある。しかし此の資金は短期に回収されるものであるから銀行にても喜んで融通を與ふるものである。之に反して工業の經營農業の經營等に就ては後章に陳ぶる如く固定的資金として巨多の金額を要するのである。此の點は商業金融と他の金融と異るところで、商業金融と他の金融と區別する必要もこゝに存するのである。

## 第二節 貿易金融

商業金融の中にも最も規模の大きいのは貿易金融である。貿易金融は一國と他國との間に於ける商業取引に對する金融であつて、之を區別すれば輸出金融と輸入金融とに分れる。對外貿易に在つては爲替相場に依つて決済することとなる爲に、貿易金融の事に携はるものは爲替銀行である。或は輸出手形を購入し、或は輸入に對して資金を供給す

る如きは爲替銀行の主要な任務である。多くの國に於ても商業取引の最も大規模のものは對外貿易である。之を我國に就て云へば、一箇年間の輸入は二十二億圓内外、輸出は二十一億圓内外、其總額は四十二億圓に達すると云ふ状態であるが、是等を營むに就てはそれ／＼の金融機關が必要である。我國の實際に於て此金融に携はるものは横濱正金銀行である。其他に幾多の爲替銀行があるけれども、全貿易金融の七割以上は横濱正金銀行が之を行ふてゐる。

英國に於ては貿易金融に携はるものはアクセプタンス・ハウスであるが、近來はデョイント・ストック・バンクも亦貿易金融に關して重大な任務を盡して居る。其他貿易金融に最も密接なる關係あるものとして植民地銀行と爲替銀行がある。前者は英本國と植民地間の貿易金融に當り、後者は英國と印度及極東との貿易金融に當つてゐる。香港上海銀行は後者の代表的のものである。米國に於ては國立銀行例へばナショナル・シチー・バンクの如き商業銀行が貿易金融の事に當つてゐるが、主として貿易關係の銀行事務を取扱ふ機關として外國金融會社 (Foreign Banking Corporation) なるものがある。之はエツチ法によりて設立されたものである。

貿易金融の規模の大きいのは、貿易と云ふ商業取引そのものが、大體に於て大規模の取引であるからである。従つて之に従事する銀行も大銀行が多く、我國に於ても貿易金融のことには横濱正金銀行の外に、三井銀行、三菱銀行、住友銀行、第一銀行等の如き大銀行のみが之に關與して居る。



## 第二章 工業金融

## 第一節 商業金融と工業金融

工業金融は、工業上の目的の爲に資金を供給するものである。前章にも一言した通り金融の實際から云ふと、商業金融と工業金融とは之を區別し得ない場合が少なくない。普通に商業金融と稱して居るもので、事實は工業金融に属するものもある。工業会社に金融するものが必ずしも工業金融ではない。工業会社に融通する所の金融でも、それが商業上のものであれば、實は商業金融の中に含まるべきものである。例へば紡績会社が其製品を卸賣商に賣渡して、受取つた所の手形を銀行に割引して貰ふ場合に、それは紡績会社が資金の融通を受くるのであるけれども、實は工業金融ではなく商業金融である。即ち綿製品の賣渡から生ずる所の、取引に對する金融であるからである。工業会社に對する金融でも之を仔細に考へて見ると、果してそれが工業金融であるか、商業金融であるかを區別することが困難であつて、實際に於ては混同されて居る場合が多いけれども、理論上としては商業資金の融通が商業金融であり、工業的の經營に使用せらるゝものが工業金融だと云ひ得るのである。

工業上の經營に必要な資金は、固定資金と流動資金（運轉資金）とに分れて居る。工業上にて固定資金と云ふのは工場敷地の買入れ、工場家屋の建設、工場機械の据付等に投せらるゝものであつて、其資金は固定して流動しないものである。流動資金と云ふのは原料品の買入、職工賃銀の支拂等に充當せらるべきもので、固定資金の如く一定不動のものでなく、常に流動されるべきものである。工業の經營に於て多額資本を要するものは固定資金である。此の點に於て商業の資金と異つてゐる。而して此固定資金の融通は、回收が簡單でない爲に、普通の商業資金などと異つて、長期の資金を以て之に充てねばならぬ。之に反して流動資金は斷へず運轉されるものであるから、之に對して融通さるべきものは長期の資金たるを要しない。即ち商業資金と同様、短期の資金を以て之に充當することもできる。

斯様な次第であるから、同じく工業資金の中でも、流動資金は商業資金と殆ど同様であつて、實際に於ては商業資金と稱せらるゝものゝ一部として、工業上の流動資金も供給せられて居るやうな状態である。其の理由は今日一般金融の任務に當り、最大の資力を有するものは普通銀行であるが、普通銀行は商業の資金を供給することを第一の目的として居るけれども、先にも述べた通りに原料の買入も一の商業取引である、又其製産品の賣却も亦一の商業取引であつて、是等の取引の爲に必要な資金は、普通の商業資金と何等異なることはない爲に、是等の資金は預金銀行の預金に依つて之を融通することができるのである。それ許りでなく斯種の工業資金の中には、其信用が非常に大きい爲に、普通の商業資金よりも却つて低利に融通せられて居るものもある。現に我國に於て紡績会社の手形の如きは最も信用が厚い爲に、普通の商業手形よりも安い金利を以て割引せられて居るのである。

## 第二節 狹義の工業金融



工業金融の中に於ても流動資金の融通に關するものは、性質に於て商業資金と類似し、實際の取扱に於ては商業金融の中に含まれて處理せられて居るのであるが、今日普通に謂ふ所の工業金融は工業上の固定資金の融通である。是は前に述べた通り一度資金を固定すれば容易に償還し得ない許りでなく、原價も漸々減少して行くので、之を償却する爲には一方に減價償却資金をも積立て、行かなければならぬから、工場敷地の買入、工場の建築資金、或は機械の設備費等の如きは、其利子を拂ひ、元金を償却する爲には相當の長い年月を必要とするのである。従つて原則として是等に充當さるべき資金は株式に依る資金の如くに償却を要せないものを以て之に充つべきであるが、事實上のみを以て固定資金に充當することは不十分である。それ故に株式に依る資本金の外に、工業資金として之を得る所の方法を考へなければならぬが、實際の状態を見ると是等は社債金及び銀行其他からの借入金にて充當されて居る。是等の資金が豊富に且つ低利にて供給されるか否かは、工業の經營上に重大な關係ある事で、一國の工業を盛んならしむる爲には、工業上の固定資金を豊富に且つ低利に供給するやうに仕向けなければならぬ。

然るに前に述べた如く商業資金とか工業上の流動資金であるとか云ふやうなものは、其償還期限が早く、且つ回収の見込が十分である爲に、容易に之を得ることができけれども、固定資金は之を得ることが容易でない。従つて金利も高いことになり、金利が高ければ勢ひ生産品の値段も高いことになる。それでは工業を盛んにすることは出来ない。我國の輸出貿易を盛んにすることも出来ない。又外國からの輸入品との競争にも堪えないと云ふことになる。結局工業生産上の原價を安くするには、資金を低利に豊富に供給すると云ふ事が肝要だが、實際から云ふと其回收が困難であり、又原價償却のやうに色々な費用が要る爲に、工業資金の融通と云ふことは必ずしも容易でない。

外國の實情を見ると、獨逸に於ては普通銀行が、工業の資金を何等躊躇する所なく供給して居る。獨逸に於ける代表的銀行はドイツ・チェ・バンク、ドレスデナー・バンク、グルムスタット・ウント・ナチョナル・バンクであるが、此三大銀行の經營状態を見ても、多額の資金を工業資金に融通して居る。それには銀行の重役自身が多く工業会社の役員として籍を置いて、それらの会社の實状を知り、之に資金を供與して居るのである。之に反して英國の金融の状態を見ると、英國の金融制度は短期資金の供給を主要なる目的として居る爲に、長期の事業資金を供給すると云ふことは之を差扣へて居る。従つて工業資金としても短期の流動資金は別問題として、長期の工業資金に普通銀行が關係して、長期の資金を供給する如きは非常に弊害ある事として之を避けて居る。元來預金銀行の預金は何時取付に遭ふか分らない所の當座預金を中心となつて居るのであるから、此資金を長期の資金に振向けるは考へ物である。従つて預金銀行が工業金融を避けるのは一應當然な事であるけれども、併ながら産業を盛んならしむる點から云ふと、短期資金の融通だけでなく、固定資金を低利に豊富に供給しなければ、工業の發展は望み得ない。英吉利に於ても最近に於ては事業金融の問題が喧ましくなつて、例へば英國におけるランカシャの紡績事業を合理化する爲に、一九二九年ランカシャ綿業會社 (Lancashire Cotton Corporation) と云ふのが設立されたが、此綿業の合理化の爲に英蘭銀行は二百萬磅の資金を供給して居る。又バンカース・インダストリアル・デヴェロップメント會社 (Bankers Industrial Development Company) と云ふものを新設して、英國工業の合理化の爲に資金を供給するの途を開き、英蘭銀行總裁モントーギュー・ノルマン氏自身が其社長の任に當つて居る。是は英國の氣運が短期商業資金許りでなく、事業資金としても金融の便を開く必要あるを感じて、其方面に努力を試みんとする傾向の一端が現れたのである。



我國に於ても工業資金の供與と云ふことは多年の問題となり、日本興業銀行の如きは此目的の爲に設けられたものである。併ながら未だ其金額が不十分である爲に、今日に於ては工業資金の問題が重要な問題になつてゐる。普通事業資金と稱するものは此工業資金のことである。銀行が短期金融のみに止むべきものであるか、事業資金を供給すべきかなど云ふ場合の事業資金は、此工業上の固定資金の事である。元來工業資金は其固定せらるゝ所の金額が多額である爲に、工業資金問題の解決と云ふことは非常に困難を加へて来る。我國に於ける工業の代表的ものは電氣事業と紡績事業である。電氣事業には非常に多額の資金が固定せられてゐる。大正三年に於ける電氣事業の固定資本金は五億五千六百萬圓であつたが、昭和三年末には三十九億圓に増加して居る。斯の如く資金の固定して居る高は巨額であるが、試に昭和三年末に於ける我國の電氣事業資金が如何なる形に依つて供給せられて居るかを知らる爲に其内容を示せば左の如し。(逓信省調査)

電氣事業の資金

	大正三年十二月末	昭和三年十二月末
資本金(拂込)	四六〇、三五五、二四〇	二、八六八、七一六、五五五
積立金	一四、八〇一、二〇八	一六〇、五七六、七四四
社債	三五、七〇五、一五〇	一、二八六、七六一、一三五
借入金	六二、九九二、二六四	五三一、九九八、五三〇
計	五七三、八五三、五六二	四、八四八、〇五二、九六四
内 固定資本金	五五六、〇七二、四四二	三、九一二、三一三、九一六

斯の如く電氣事業のみにも四十億圓近くの資金が固定して居る。是は水力電氣の設備に要する所の資金が大部分を占めてゐる、此中にて外國の資金に依つてゐるものが三億三千萬圓に達して居る。電氣事業の資金の一部が外資に依つて調達されてゐるとは云へ、それにしても内國の資金は四十五億圓以上に達して居るのであるため、之が我國の金融市場に於ける資金缺乏の一の原因を成して居るのである。

併ながら紡績事業の如きを見ると、其營業成績が良好である爲に、多額の資金が固定して居るに拘らず、何等金融界にも悪影響を與へることがなく、前にも述べた如く紡績會社の手形と云へば、短期手形の如きは絶大の信用を以て、金融市場に歓迎せられて居る次第である。紡績會社に於ても其固定資金は四億七千萬圓に達してゐるのであるから、工業上の固定資金が如何に巨額を要するかは容易に納得せらるゝのである。

工業金融と云ふのは前に述べた如く、主として固定資金の金融に關する事であるが、是は長期のものであるから、短期の融通資金にては不適當である。第一は株式による拂込金、第二は社債金、第三は借入金に依るべきものであるが、併ながら株式に依る資本金は別問題として、社債の如き或は借入金の如き、是は廣い意味に於ける所の金融の一種であるから、此金融が圓滑に處理せらるゝ、か否かと云ふことを解決するのは、其國の工業の前途に重大なる關係がある。斯様な事情からして今日工業金融の問題が極めて重要な問題となつて居る次第である。

第三節 船舶金融

近來工業金融の一つの種類として船舶金融の問題が頻に提唱されてゐる。我國の金解禁後の對策としては國際貸借



を改善することが特に重要であるが、其の一つの手段は海運業の繁榮を圖ることである。然るに海運業の發展には船舶特に優秀船の建造が第一である。我國の船舶は噸數に於ては英米の次に位してゐるけれども老朽船が多く船舶の實質に於ては遺憾とす可き點が多い。太平洋上の貨物輸送の如きも例へば生糸輸送にしたところが、我國の汽船は船足が遅いため非常に不利である。客船にしてもボロ船では成績を擧げることが六ヶ敷い。斯様な状態では海運收入の増加によりて國際貸借の改善に貢獻することも望み難い。であるから海運業の發展は船舶改善の問題を離れては期し難いのであるが、それに就ては船舶金融といふことが重要な問題となつて来る。

今日までも船舶金融の道は全く無いではなかつた。日本興業銀行の如きは此の方面の金融に幾分かの努力をなして來た。しかし第一に金利が不廉であつた。近來金融界は緩慢で一般の金利は著しく低落してゐるに拘らず、船舶金融の利子といへば八分を下ることはなかつた。それでも尙ほ且つ資金を得ることは容易でない。此の高金利を緩和する一策として昭和五年の特別議會に於て船舶金融利子補給の案が通過した。是は「豫算外ノ國庫負擔トナルヘキ契約」といふ形式にて成立したもので造船資金の利率は年六分といふことになつてゐる。其の規定は左の如し。

日本興業銀行其他造船資金貸付補給ノ件

政府ハ日本興業銀行其ノ他ノ銀行ノ造船資金貸付金額五百萬圓ヲ限リ左ノ條件ニ依リ補給金ヲ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ得

一 貸付ハ左記ニ依ルコトヲ要ス

イ 造船資金ノ融通ニ限ルモノトス

ロ 十五年以内ノ年賦償還ノ方法ニ依ルモノトス但シ其ノ期間内ニ於テ二年以内ノ据置期間ヲ定ムルコトヲ得

ハ 製造セラル、船舶（製造中ノ船舶ヲ含ム）ニ第一順位ノ抵當權ヲ設定スルヲ要ス但シ製造中ノ船舶カ竣工スル迄ハ一時他ノ船舶又ハ其ノ他ノ物件ヲ擔保トスルコトヲ得

ニ 擔保價格ハ抵當タル船舶ノ價格ノ三分ノ二以内ニシテ且保險金額ノ五分ノ四以内トス

ホ 貸付利率ハ年六分トス

一 貸付ヲ受クル者ハ帝國臣民又ハ帝國臣民ノミテ社員若ハ株主トスル會社ニシテ海運業ヲ營ム目的ヲ以テ内地ニ於テ船舶ヲ製造スルモノニ限ルモノトス

三 製造セラルル船舶（製造中ノ船舶ヲ含ム）ハ總噸數五千噸以上半載速力一時間十四海里以上ノ鋼製貨物船ニ限ルモノトス

四 補給金ハ貸付金額ニ對シ年一分五厘ニ相當スル金額トス

貸付ニ充ツル資金ノ原價カ年六分ヲ超ユル場合ハ其ノ超過スル率ニ相當スル金額ヲ前項補給金額ニ併セ補給シ  
貸付ニ充ツル資金ノ原價カ年六分ニ達セサル場合ハ年六分トノ差率ニ相當金額ヲ前項補給金額ヨリ減スルモノトス  
債券ノ發行ニ依ル資金ヲ以テ貸付ニ充ツル場合ニ於テハ前項ノ資金ノ原價ハ該債券ノ發行者利廻トス

五 貸付ヲ爲サントスルトキハ豫メ大藏大臣ノ承認ヲ受クヘシ

船舶金融に關する最近の施設にして参考とす可きものは佛蘭西の船舶抵當貸付法（一九二八年八月一日から實施）である。同法の概要は左の如し。



一、貸付擔當者 是佛蘭西不動産抵當銀行 (Le Credit Foncier de France) であつて政府との特別契約によりて

其の衝に當つてゐる。

二、貸付總額 是十億法である。一ケ年二億法つづ五ケ年間に貸付けることになつてゐる。

三、財源 不動産抵當銀行に於て船舶抵當債券を發行し所要資金を調達するのである。

四、償還期限 短期は五ケ年、長期は二十年である。長期の貸付は年賦償還である。

五、貸付利率 是船舶抵當附債券の利率に一パーセント(之が不動産銀行の取得する手数料である)を加へたもの、即ち年八分である。此の中四分は政府にて負擔することになつてゐるから借主の負擔する利率は年四分である。

六、貸付條件 (イ)貸付金は其の目的となれる船舶の建造者は購入價格の八十五パーセント以内、(ロ)抵當權の設定は必ず一番抵當でなければならぬ。そして抵當物の價格の半額を抵當價格とする。(ハ)貸付を受け得る船舶

は原則として佛蘭西の造船所で建造せられたもの又は建造中のものに限る。但し外國造船所に於ける船舶建造價格が佛蘭西造船所に於ける最低造船費よりも十五パーセント以上低廉であることを證明した時は此の限りでないが、それにしても此の場合の利率は三パーセントだけ加増せられる規定である。(ニ)一ケ年の貸付總額二億法の中四千萬法は船舶十ケ年末滿の外國船の購入及びドワズ賠償規約によりて獨逸から受ける船舶の代金に充當することを得。外國船購入の場合には船舶輸入税を免除するも借主の負擔する利率は外國に建造を注文する場合と同様三パーセント増である。

### 第三章 農業金融

農業金融は商業金融工業金融等と對立すべきものであつて、資金を融通すべき産業の性質による類別の一つである。商業金融工業金融が商業又は工業に對する資金の融通を意味するものである如く、農業金融は農業のために使用すべき資金の融通を意味するのである。

農業金融の特色は(一)期限が長期であるべきこと、(二)利率が低利であるべきこと、(三)融資の危険性が比較的に少きこと等に存してゐる。何が故に農業金融は長期である可きものかといふと、農業に投する資金は商業資金の如く二ヶ月や三ヶ月の期間で収益を挙げ得可きものではない。農業は生物の成育を目的とするもので其の成果を收むるまでには相當の期間を要するものである。それ故に肥料資金種苗資金のやうに其の年の收穫にて返還すべきものでも商業資金よりか幾分長期たることを免れないが、是等は農業金融の一部であつて、其の主要部分たる農地買入資金、土地改良資金等に至りては、是によりて收むる利益の一部にて年々償却す可きものであるから餘程長期の契約でないと融通資金を還済することは不可能である。農業金融の期限に三十ケ年五十ケ年といふが如き長期のものも存するは之が爲である。是を各國の側に見ると農業金融の最長期間には七十五ケ年といふが如き長期のものもある。(佛蘭西)我國にても勸業銀行土地抵當貸付の最長期は五十ケ年である。

斯の如く資金の供給が長期である所以のものは前にも一言した如く、土地購入資金土地改良資金等は短期間の資金



融通では融資の効果を収め得ないからである。例へば小作農を自作農に向上せしむる爲に低利資金を融通して地主から小作地を買取らしめたとする。小作農は其の結果として翌年から小作米だけ収入が増加する譯であるけれども、其の増収額にて土地購入資金を返済するには二十ヶ年とか三十ヶ年とかいふ如く、相當に長い期間を必要とするのである。従つて是に對して長期限の資金供給をなしてこそ、始めて農業金融の趣旨に合するもので、若し僅に一部分を償却したばかりの時に期限が到来して、其の皆済を迫られるやうなことがあれば、再び其の土地を賣却して元の小作農に歸るの外はないことになる。

次に農業金融が利子の低廉を必要とする所以のものは、大體に於て農業の収益は商業工業等のそれよりか薄利だからである。農業は生物の發育完成を目的とする産業であるが故に工業の如く無生物を加工する産業や商業のやうに財貨の移轉による利益を目的とする營業とは性質に於て異つてゐる。農業に於ては生物の働が主で人力はたゞ之を補助するだけである。従つて其の發育には相當の期間の経過を絶対に必要とするのである。穀物や野菜の耕作にありては播種から收穫までの間には數ヶ月の期間を必要とし、家畜の飼養には數ヶ年を必要とし、果樹類の栽培には十年十數年といふが如き時日の経過を必要とするのであつて、生産過程を人爲的に短縮し敏速に處理する譯には行かぬ。之が工業であると需要が急増すると、工場を擴張して晝夜兼行にて生産額を急増せしむることも出来る。商業とても同様で大きな取引であれば長い期間を要するといふ性質のものではない。斯様な性質上の相違からして農業の収益は、工業商業等のそれに比し薄利たるを免れないのである。農業の収益が商業や工業に比し薄利であるとすれば、是に對する資金供給の利子が低廉でなければならぬことは當然の歸結である。但し實際上の問題としては農業金融の利子が必ずしも低利であるといふ譯には行かぬ。そのため農業經營は困難となり、今日の所謂農村問題中の重要な一つの難問題となつてゐるのである。

斯の如くに農業金融は其の條件が不利であるから農業資金を潤澤にすることは容易でない。其の結果として農業金融に對しては政府の特別保護が必要といふことになる。併しながら農業金融は他の金融に比し何等有利の事情が存しないといふのではない。農業金融は他の産業金融に比して投機的危険性の少いものと云ふことが出来る。特に農業金融の大部分は土地抵當の貸付である。土地といふ抵當物は有價證券などと異り急に資金化することは困難であるけれども、安全確實といふ點からすれば他に比類ないものである。此の點は農業金融の一つの強味であると解することが出来る。

最後に農業金融と農村金融の區別に就て一言すると、農業金融は大抵農村金融であり、又農村金融は農業資金に充當せらるゝものが頗る多いけれども兩者は觀念に於て相異つたものである。農業金融は對象たる産業の種類による金融の區別であつて、前にも陳べた如く商業金融・工業金融・水産金融等と對立す可きものであるが、農村金融は地域を標準としたる金融の一種であつて都市金融に對立す可きものである。都市金融が商業金融と密接の關係あることは、農村金融が農業金融と密接なる關係を有するのと同様である。(牧野輝智著「農業金融」第一編參照)



## 第四章 不動産金融

### 第一節 不動産金融の意義

不動産金融は、不動産を擔保とせる資金の融通である。是は各種の産業金融を通じて起る金融現象である。我國の法制にて不動産と稱するのは、土地及び其の定着物である（民法第八十六條）。不動産には土地・建物及び保存登記済の樹木の聚團の三種類があるが、不動産金融については特別の研究をなし特別の制度を樹つるの必要がある。何故に不動産金融なるものは特別に論究するの必要があるかと云へば、商業取引に依つて生じたる手形等に對しては、簡単に金融の便を與ふることができるけれども、不動産を資金化することは必ずしも容易でない、廣大の土地を有しながら、資金融通の便を得ざることに苦しんでゐる者も少なくない。だから不動産の資金的効果を擧げる爲には、之に對して金融の便を與ふるの途を講ずることが必要である。然るに不動産は商業手形などと異つて、之を資金化することが簡單でないから、不動産金融に就ては特別の制度を立てる必要がある。斯の如き關係から各國共不動産金融については、特殊の制度を設け特別な方法を講じて居るのである。

不動産金融と農業金融とは密接な關係がある。又不動産金融と工業金融とも、或範圍に於て深い接觸を保つてゐる。不動産金融が農業と密接の關係があると云ふのは、農業金融に於ては土地を擔保として、資金の融通を受くるこ

とが最も確實な方法であり、之が最も廣く行はるゝからである。尤も金融の性質から云へば、農業金融は資金使用の目的から見た一の分類であつて、農業と稱する一の産業の經營發達に對する資金の融通である。不動産金融は擔保の種類に依つて區分せる金融の一種類であつて、即ち不動産を擔保とした所の資金の融通である。斯の如く兩者は性質に於て全然異つて居るけれども、實際上の問題としては農業金融の大部分は、農業地を擔保として資金の融通を受けるのである。又不動産金融に於ては、農業地に對して金融の便を與へる場合が非常に多い。従つて實際に於ては農業金融と不動産金融とは、非常に密接なる關係を保つて、農業金融機關と不動産金融機關とは同一に取扱はるる場合が多いのである。

又工業金融と不動産金融とは、農業金融と不動産金融との如く密接ではないけれども、工業金融に於ても固定資金を調達する爲には、工場敷地工場建物等を擔保として、資金の融通を受けることが多い。此場合に於ては一種の不動産金融である。尤も學理的區別としては、不動産金融と工業金融とは全く異つて居る。前に述べた農業金融と不動産金融との關係の如く、工業金融は工業なる一種の産業の經營に對して資金を供給するものである。不動産金融は擔保の有無に由る金融の一分類であつて、擔保附金融の一部である所の不動産擔保の金融である。従つて之も理論的分類としては全然異なるものであるけれども、固定資金の調達方法として、不動産を擔保として融通を受けるが如き場合には、工業金融であると同時に不動産金融ともなるのである。

斯様な意味に於て農業金融と不動産金融と、工業金融と不動産金融とは、相當密接なる關係を有するのであるから、同一の金融機關にて見様によつては不動産金融機關となり、又工業金融機關ともなるのである。日本興業銀行が



工場を抵當として資金を融通する場合には、工業金融の顯著なる一つの例であるけれども、是は又不動産金融の一つの例だとも云へる。唯金融の理論的分類に於て、農業金融と不動産金融と、工業金融と不動産金融は全然異つて居るといふことを了解する必要がある。

不動産金融は土地、建物其他の定着物に擔保とする金融であるから、其使用の目的が如何なるものであるかは、不動産金融たるに無關係である。土地を擔保として資金を借入れ、學校經營の資金に充つる如きも一種の不動産金融である。家を擔保として資金を借入れ、之を以て商業經營の資金に充つる場合も不動産金融である。擔保物件が不動産であれば、不動産金融たることに變りはない。不動産金融は動産金融に對立するものであつて、更に精しくいふと動産金融、證券金融等に對立するものである。嘗て述べた如く、金融を擔保の有無によつて區別すれば、對人信用金融と擔保附金融とに分れる。又擔保附金融は、擔保物件の種類によりて證券金融、動産金融、不動産金融に區別することが出来る。商業上の金融は多く證券擔保の金融である。農業金融に於て農産物を擔保として資金の融通を受くる如きは動産金融である。是等に對して土地其他の定着物を擔保とし、資金を借入れるのは不動産金融である。

## 第二節 不動産金融の特色

不動産金融の特色は、農業金融のそれと類似し、其期限が比較的長期であること、其利子が低率であること、及び資金の回收が確實であること等である。更に又不動産金融の不利なる點を云へば、資金の回收が確實であるに拘らず、簡單に行はれ難いと云ふ點である。期限が長期であると云ふことは、不動産抵當の金融は、其手續が簡單でなく、

我國の制度にて云へば、先づ土地の評価を行ひ、次に抵當權の設定を登記し、然る後に資金の融通が行はれるのであるから、迅速を要する場合、極く短期間の資金を要する場合、極めて少額の資金を要する場合などには、不動産金融は適當でない。勢ひ金額が稍々大きい場合及び其の辨濟期間が長期であるべき場合に適用さるべきものである。唯實際から云ふと、必ずしも不動産金融が長期のものであるとは云へない。農村其他に於て資金の融通が逼迫を告げる爲に、短期のものに對しても、土地を擔保として資金の融通を受ける例は頗る多い。是は資金が不十分であり、金融が困難である爲に行はれる事であるけれども、不動産金融の本旨から云へば、期限は相當に長かるべき性質のものである。期限が長くして初めて不動産金融の本來の趣旨を完ふることができるのである。又不動産金融は土地其他不動産を購入する爲に融通されることが多い。土地を購入する爲に借入れた資金は、農家金融のそれと同じく、短日月の間に其元金を償還することは困難である。是等理由によりて不動産金融は長期的の性質を帯びることになるのである。

不動産金融が低利でなければならぬと云ふのは、不動産を購入して之を償還するには、相當長き年月を要し、又之に依つて舉げる所の利益は、商業の經營に依つて得る利益の如く、迅速に且つ多額なることを得ない事情があるからで、その爲に金利は成可く低利であることが必要である。又不動産金融は比較的正確であると云ふことは、土地其他不動産金融の擔保物件は甚だ確實である。土地の如きは如何なる場合にも滅失することはない。建物は火災其他の危険があるけれども、建物擔保の金融には必ず火災保險を付することになつてゐるから、家が火災に罹つても、それが爲に資金供給者に損失を與へるやうなことはない。併ながら證券類が之を賣却して資金化することが容易であ



るに反し、土地を處分して之を金錢に換へることは簡單でない。従つて資金の供給者から云ふと、此點には不利な事情があるけれども、大體の傾向から云ふと土地の價格は時代の進歩と共に騰貴すべきものであるから、擔保物件として甚だ確實なものである。是等の長所は他の缺點を補ふて尙ほ餘りある位である。

### 第三節 不動産金融の資金

不動産金融は長期の性質を帯びて居るものであるから、其資金は長期の資金でなければならぬ。商業資金は短期の預金などを以て之に充當することができる。又工業上の運轉資金の如きも短期資金を以て之に充て得るけれども、不動産抵當の資金は少くとも三年或は五年、十年二十年五十年と云ふが如き長期に亘るものが珍しくないから、此資金は何時でも取付に遭ふが如き預金などでなく、長期のものでなければならぬ。それ故に各國とも金融の財源としては債券を發行して得たるものを之に充てることになつて居る。此外に不動産金融の資金としては、金融機關それ自身の資本金積立金を以て之に充てることになる。

不動産金融資金の中、最も重要なものは債券の發行に依つて調達せられた所の資金である。債券には一定の償還期限があつて、其期限の到來する迄は辨濟の必要がないから、債券發行者としては安心して之を運用することが出来る。又償還期限が來た場合にも更に之を借替へる時は、長く一定の資金を使ふことができる。且つ斯の如く債券の發行を許されて居る所の金融機關は、多くの場合政府から特別の監督と補償を受けて居ると云ふ強味があり、又其發行する債券は擔保權を設定した不動産を目前に發行するのであるから、信用が厚く比較的低利に資金を集めることが出来る。是等は債券發行が不動産金融の資金として最も適當なる理由である。

斯様な次第であるから各國の制度を見ても不動産金融機關に對しては債券發行の特典を與へて居る。我國に於ても勸業銀行に對しては拂込資本金の十五倍迄、農工銀行、興業銀行、北海道拓殖銀行、産業組合中央金庫に對しては拂込資本金の十倍迄債券を發行することを許して居る。試みに我國の特殊金融機關に就て其の發行せる債券の現在高を示せば左の如し。

#### 我國の主要債券發行高 (昭和三年十二月末現在高)

勸業債券	七三二、〇〇八、七六〇
復興債券	八二、二一〇、二九五
農工債券	四六八、八八九、七七七
拓殖債券	一〇三、二三八、二七〇
興業債券	二七三、〇〇三、一八四
産業債券	一六、〇七〇、〇〇〇
計	一、六七五、四二〇、二八六

不動産金融の第二の資金は、各金融機關の資本金、積立金及び預り金である。資本金積立金は決して取付に遭ふが如き資金でないから、之が不動産金融の資金となり得ることは當然のことである。不動産金融機關に於ても亦預り金を爲すことができる。預り金は何時取付に遭ふか分らない金であるから、之を以て長期の資金に固定することは不適



當であるけれども、預り金とても其金額全部が常に取付に遣ふべきものでない。多額の預り金を持つて居れば、其一部分を不動産金融に投じて居つても、必ずしも營業上に不都合を來すやうな事はない。従つて我國に於ては普通銀行の如きも不動産金融として多額の貸付を爲して居る。又全國の貯蓄銀行も不動産に對して相當額の貸付をなして居る。全國の普通銀行が、不動産を擔保として貸出して居る額は十五億圓にも達して居る。之は地方銀行などは確實な商業手形が少く不動産擔保の貸出の方が却つて確實で且つ資金の需要も多いからである。

不動産金融は特別の性質を有するものであるから、之に對して特別の金融機關を設けて居る國が少くない。我國に於ても勸業銀行、農工銀行は不動産銀行であり、朝鮮殖産銀行、北海道拓殖銀行、興業銀行の如きも、或意味に於て不動産銀行であると稱することができる。斯の如く不動産金融に對して特別の制度を設けたのは、前にも述べた如く不動産金融に就ては、其資金の調達上特殊の便宜を與へるの必要があり、更に又之を特別の監督の下に置く必要があるからである。

#### 第四節 獨逸の不動産金融施設

英國の金融制度は、商業金融の如き短期資金の融通を主なる目的として、不動産金融に對しては其施設が殆ど缺けて居る。不動産金融に就て、早くから種々の施設を爲して居るのは獨逸と佛蘭西である。獨逸に於ける土地の金融施設は、之を三つの系統に區別することができる。第一は相互的の組織である。其相互組織に依る金融機關の代表的ものは、土地金融組合 (Landschaft) である。第二は公共的組織である。公共的組織に依る不動産金融機關は土地改

(Landeskulturrenterbank) 及び土地信用金庫 (Landeskreditkasse) である。第三は營利的組織であつて、不動産抵當銀行 (Hypothekenbank) がそれである。

土地金融組合は一七六九年フリードリッヒ大王の治世に、シュレジエンに設立せられ、シュレジエン土地金融組合が其最初のものである。當時普魯西に於ては七年戦争の被害を被り、農業が著しく衰微し、就中シュレジエンの被害が最も甚しく、大地主や貴族階級は大地地を擁し乍らも金融の方法がなく、又土地を耕作しやうとしても、耕馬を購ふ資力すらもなかつた。従つて土地は殆ど財産としての價值を失つた。フリードリッヒ大王は、此地主階級の窮狀を憐んで三箇年間地租を免除したが、此時にビウリングと稱する伯林の一人が、フリードリッヒ大王に大地主救済の提案をなした。ビウリックの提案の趣旨は

一國の眞の資本は、現金と土地から成つて居る。土地の價值は貨幣價值に優るを十倍である、若し土地の一部分でも之を流動資金化したとしたならば、普魯西國民は大に利益することになるであらう。此案を實行するには土地金融金庫 (ランドシャフト・カッセ) を設立するの必要がある。土地金融金庫制度は、貴族から其所有土地に對する金融の申出があつた時は、之を評價して其土地を抵當として、評價金額の二分の一乃至三分の一の資金を融通して、焦眉の急に迫れる債權者の壓迫から之を救済せんとするの制度である。而して此貸付に要する資金は債券の發行に依り之を調達すべきである。

ビウリングの此提案が動機となり、且つ骨子となつて、千七百六十九年八月に、シュレジエンに於て土地金融組合が設立せられ、フリードリッヒ大王は此組合に對し、年利二分の低利資金三十萬ターレルを給與した。之が土地



金融組合が土地金融組合の濫觴である。

土地金融組合は、土地に對する資金を必要とする地主が、相互主義に依つて協力して一の組合を作り、組合員全體の連帯責任を以て、其土地を擔保として一種の債券を發行し、之に依つて資金を吸收し、之を組合員に貸付ける制度である。斯くて土地の負債に對する高利と、農産物の下落から来る損失を緩和し、地主や貴族階級の没落を防ぐことを趣意としたものであつて、多分に公益的の性質を帯びて居る。其後一七七七年にノイマルクに、一七八一年にボンメンに、一七八七年に西普魯西に、一七八八年に東普魯西に土地金融組合が設立せられた。是等は舊式土地金融組合と稱して、強制的の組合であつた。所謂舊式の土地金融組合は、貸主と借主との取引の仲分を爲すだけで、組合員自身が貸主に對して責任を負ふものではなかつた。乃ち土地金融組合は、地主の提供する擔保に對する證券を交付しただけども、其債務の償還に對しては何等の勞務を執らず、又貸主のために利子の取立をも爲さず、是等は直接に貸主と借主の間に行はせたのである。證券の所持人は、證券に記載せられたる債務者に就て直接に請求を爲し、一定の法律上の手續を履むべきものとされ、直接に組合に對して權利を有するものではなかつた。

然るに十九世紀に入つてから設立せられたものは、新式の地主金融組合と稱して、總て任意的の組合であつた。獨逸の土地金融組合は、最初は大耕地を有する貴族の爲に計畫されたものであつたが、後には一般農民に及ぶことになり、更に各國にも之と類似の組合が出来、就中露西亞、奧地利、洪牙利、瑞西、丁抹、羅馬尼等は、或は獨逸の制度その儘に、或はそれに多少の改良を加へて採用した。尤も獨逸に於ても各地方により幾分異なる發達をなし、其經營方法に多少の相違はあるが、所謂金融組合法なるものを採つてゐる一事に至つては、異なる所がなかつた。此方法の本質と

する所は積立償還である。乃ち組合員が半季毎に拂込む金額は、元金に對する一定の利子と、事務費と、減債基金から成立つて居る仕組である。土地金融組合は、組合員たる地主の共存共榮の旗幟の下に組織せられたものである。其組合の特色は借主の團體であることである。而して營利を目的としないことである。組合員は債務者たると同時に、組合の構成員である。此點は不動産銀行が貸主の團體であるのと對比して大に趣を異にして居る。

獨逸に於ける公共的組織の不動産金融機關は、土地改良金庫と、土地信用金庫である。土地改良金庫は土地改良に必要な資金を貸付ける所の公立の金庫であつて、一八六一年にザクセンに初めて設立せられ、次いでバイエルン、プロイセン、エスセン等にも之を見るに至つた。此制度を設けた趣意は土地の改良に投ぜられた資本は、長期であり、而も非解約的のものであらねばならぬ。又其償還は土地改良の收益の中から徐々に支拂はるべきものであるから、大體年賦償還の方法に依るものでなければならぬ。此任務を果す爲には特殊の金融機關を設立する必要がある。殊に中小地主は、營利會社である大地主相手の不動産抵當銀行では、其改良資金を得ることは困難である。加之土地の改良は、國民生活とも大に關係を有するのであるからとて、聯邦又は地方自治體の經營として、公立の土地改良金庫を設けたのである。

土地の改良と云ふのは排水、灌溉、肥沃法、開墾、道路、堤防保護、溜池、水路設備等の事業であつて、土地改良金庫の貸付は、是等の事業のみに限られてゐる。土地信用金庫は、主として地主組合の發達してゐない地方、乃ち獨逸の中部及び南部に於て發達したもので、土地改良金庫と同様、聯邦の各州又は地方團體が經營の任務に當る公立の金融機關である。此土地信用金庫は十九世紀の初め頃から漸次に發達して、各地に其設立を見るに至つた。土地信用金



庫の業務は所轄行政廳の指揮監督を受け且つ、聯邦議會、州議會等の監督をも受けて居る。其業務は主として地主又は公共團體に對して貸付を爲し、其資源として債券を發行するのであるが、此外に普通銀行業務や、土地改良金庫の業務を兼營するのである。此貸付は主に農地に對して行はれ、ハノーバー土地信用金庫の如きは、市街地に對しては全然貸付を行はない。總て土地信用金庫の業務は聯邦又は地方自治體の保償の下に行はれるのである。而して此信用金庫の貸付の特色は、多額の貸付よりも寧ろ少額の貸付に對して多くの便宜を與へて居る。貸付は又通常第一抵當に對してのみ行はれ、鑑定價格の半額を以て其程度として居る。償還は強制的に年賦清崩し法に依らしめて居る。之も此金庫の特色の一つである。貸付に必要な資金は債券の發行と基金によるのである。土地信用金庫は營利を目的として居ないから、其貸付の費用も貸付利率も、他の機關に比して著しく低く、中小地主にとっては頗る便利な機關とされて居る。

獨逸の不動産金融機關として、最大の貸付を爲して居るものは不動産銀行である。不動産銀行は我國の銀行と同様、都市であらうと農村であらうと、凡て不動産を擔保として提供するものには貸付を行ふもので、土地金融の方面から見れば、獨逸の不動産金融機關の中樞的勢力を成して居る。フェヒト氏の譬へを引用すれば「獨逸の土地不動産金融組織は、一箇の宏壯なる家屋を成し、其中央が不動産抵當銀行、其左室は公立施設（乃ち土地改良金庫、土地信用金庫）、其右室は相互的組織（土地金融組合）であつて、其形狀は中央が最も大に、左室は稍々小、右室は左室と殆ど匹敵して居る」と言ふて居る。又金融を與ふる不動産を、所屬や場所に依り概括的に區別すれば、土地金融組合は主に大地主に融通を與へ、公立の土地信用金庫、土地改良金庫は中小地主の便宜を圖り、不動産抵當銀行は主として

市街地に貸付けて居る。不動産抵當銀行は營利を目的とする株式会社又な株式合資會社の組織たる點に於て、獨逸に於ける他の不動産金融機關とは趣を異にして居る。又不動産抵當銀行には、其沿革的事情から不動産貸付のみを專業とすることはない。不動産金融の外に普通銀行業務も兼營するのである。千九百二十四年末現在の不動産抵當銀行の數は三十七行である。

### 第五節 佛蘭西の不動産金融制度

佛蘭西に於ける最初の不動産抵當銀行は一八一八年に設立せられたが、制度の不備と經營法のよろしきを得ないと因つて實績を擧ぐるに至らず、一八四八年に解散した。其の後一八五二年に不動産銀行條例が發布せられ、此條令が佛蘭西不動産金融制度の根本法規を成して居る。其主なる條項は

- 一、不動産貸付ハ年賦償還ノ方法ニ依ルコト
- 二、各不動産銀行ハ一定ノ營業區域ニ限ラル、コト
- 三、各不動産銀行ハ不動産債券ヲ發行シ得ルコト
- 四、一番抵當ニ對シテノミ貸付ルコト
- 五、貸付額ハ擔保債券價格ノ半分ヲ超過セサルコト
- 六、利子ノ最高限ヲ年五分トスルコト
- 七、年賦額ハ元金ノ二分乃至一分タルコト



八、年賦金不拂ノ時ハ土地立入禁止スルコト

此條例發布後、各地に續々不動産銀行設立の計畫が起り、一八五二年に巴里不動産銀行 (La Banque Foncière de Paris)、同年九月にはマルセイユ不動産信用銀行、同年十月にはヌヴェル抵當銀行が設立認可を受けた。更にリオン、ツールーズ、ロヌ、オルレアン、ボアチエー其他各地に不動産銀行が設立せられたが、其後間もなく不動産銀行統一の議論が起つて、一八五二年十二月に法令を以て、巴里不動産銀行を佛蘭西不動産銀行 (Crédit Foncier de France) と改稱し、不動産銀行の未だ設置せられざる地方に於ては、其獨占的營業權を與へることになつた。而して政府は同銀行に一千萬フランの補助金を與へ、中央金融機關たる佛蘭西銀行の組織に倣つて總裁、副總裁を置き、事務を統轄せしめた。一八五六年にマルセイユ及びヌヴェルの不動産銀行を合併し、更に一八六〇年に其業務の大擴張を行つて、其區域は佛領アフリカのアルゼリヤまで擴張することになつた。一八七七年三月に佛蘭西不動産銀行の獨占權は滿期となつたけれども、此銀行が二十五箇年間に亘つて築き上げた金融上の地位は、容易に他の銀行の競争を容さず、一八七七年に其競争者として佛蘭西土地抵當銀行 (La Banque Hypothécaire de France) が、一億弗の資本にて設立せられたけれども、營業不振にて一八八二年に佛蘭西不動産銀行に併合された。佛蘭西不動産銀行は實際上佛蘭西國內に於ける獨占的の不動産銀行として活躍し、今日は三億法全額拂込の大銀行である。獨逸の不動産銀行も之に倣つて設立されたものである。我國の勸業銀行も此の銀行の組織經營に倣つて設立されたものである。佛蘭西不動産銀行の貸付の方法には二種類ある。一は年賦償還に依る長期貸付では十年乃至七十五年である。一は短期貸付であつて、一年以上九箇年以内である。擔保は原則として一番抵當に限られ、貸付額は擔保不動産の二分の一迄とし、葡萄園・森

林、其他植付けたる物に依つて收穫を得る種類の不動産は、特に其價格の三分の一迄として居る。工場、製造所等は其工業の種類如何に拘らず、建物としての獨立の價格を標準とす。貸付利率は需要供給の一般金融事情を斟酌して、隨時に決定變更し得るが、最近發行してゐる不動産抵當債券の發行原價を標準として算出し、其の利率を越ゆること〇・六%以上なることを許さない。是は同銀行の収益を制限し、利率を低廉ならしむる爲の公益的の規定である。

貸付金の資源は債券の發行である。此銀行の發行する債券は、不動産抵當貸付を代表する不動産債券の外に、公共團體に對する貸付を代表する債券があるが、此兩者の債券發行の總額は、公稱資本金の二十五倍を限度として居る。従つて債券發行額の増加に伴ふて、之と均衡を保つ爲には漸次資本を増加せねばならぬ。債券の償還期限は一般に長期で、六十年七十年七十五年等である。其の期限内に抽籤償還を爲すのであるが、抽籤償還には割増金附のもの、然らざるものとある。割増金の種類は一千法、五千法、一萬法、三萬五千法、十萬法、二十萬法の種類があつて、可なりに射倖心を唆るに足るだけの割増金を附してゐる。債券の利子は不動産債券は二分八厘乃至三分八厘、公共團體債券は二分六厘乃至三分である。

此外に佛蘭西不動産銀行の別働隊として、建築金融會社とアルゼリヤ・チュニス不動産銀行がある。



## 第五章 國際金融

## 第一節 國際金融の意義

經濟事情が未だ十分進歩してない時代に於ては、資金の融通は一國內に限られて居るけれども、國と國との交通が頻繁となり、經濟的關係が密接となるに従つて、資金關係も亦一國內許りでなく、異なる國の間に於ても融通されることになる。國際金融と云ふのは或國の資金が他國に融通されることである。資金が國際的關係を有すると云ふ點からいへば、貿易の金融の如きも亦國際的の性質を有するものである。例へば爲替銀行が輸出手形に對して融通をなす。是は外國に對する品物の輸出に付て資金を供給するのである。又輸入商に對して資金を供給する。是は外國からの商品輸入に對して資金を供給するのである。だから是等は何れも國際的關係を有するのである。従つて若し國際的關係を有する事業に對する資金の供給を國際金融といふならば、貿易金融も亦國際金融の一種となる譯であるけれども、通常謂ふ所の國際金融の意味は一國が他國に對して金融を爲す場合にのみ限られて居る。自國民の國際關係の事業に資金を供給することは、其結果は國際的であるけれども、金融としては矢張國內金融として取扱はれるのが普通である。

英國の金融學者ハートリー・ウキザーは、其著「國際金融」の劈頭に於て次の如く述べて居る。

一國の資金を他國に融通することによつて、其金融は國際金融となるのである。英吉利人が外國に於て事業をなす爲に、其事業資金の一部又は全部を其の外國から借入れれば、それは即ち國際金融である。多くの場合に於て外國資金の最大の借入手は政府である。従つて國際金融は多くの場合資本國の金融業者が、他國の政府に對して貸出をすることに依つて現れる。それは鐵道の建設、港灣の改修、其他生産力を増加し國富を増進する爲に資金を要する場合に借入れることが多い。(H. Wither's International Finance, p. 2)

ウキザーの稱するやうに國際金融に於て、資金の最大需要者は外國政府である場合が最も多いけれども、さればとて其資金の需要者は必ずしも政府のみに限られてゐるのではない。否寧ろ一般の傾向から云ふと、政府以外の資金需要、即ち政府以外の者に對する資金の融通と云ふことが著しく増加しつゝあるのである。

之を我國に就て云へば、我國が初めて國際金融の仲間入をしたのは、明治初年に京濱鐵道及び阪神鐵道建設資金として、英國から百萬磅の資金を借入れたことが最初であつた。其後我國が外國に於て起債を爲したことは頻繁に行はれ、今日に於ては我政府外債の現在額は十四億五千萬圓に達して居る。手近い實例として昭和五年五月に、我が政府は昭和六年一月一日を以て滿了すべき四分利附の英貨公債二億三千萬圓を償還する爲に、英米の市場に於て二億六千四百萬圓の外債を募集した。斯の如く我國の例に見るも、國際金融關係に於て最も資金を需要する者は政府であるけれども、經濟事情が進歩するに従つて、政府以外の者も外資を需要する場合が漸次増加して行く。元來或國の資本家が他國に對して其の資金を融通するには、相手方の信用と云ふことが第一且つ最大の條件をなすのである。然るに其信用なるものは相手方が國家と云ふが如きものであれば容易に之を知ることが出来るけれども、地方團體或は一民間



會社の如きは、其信用程度が不明である爲に外資の輸入には困難な事情がある。併しながら經濟事情が進歩するに従つて一民間會社にても、其の資力が十分に充實し信用の大なる者もある。それ故に經濟の發達に伴ふて、民間會社にても資金を外資に仰ぐ者が漸次増加することになり、我國に於ても民間會社にて資金を外資に仰いでゐるのが少くない。南滿洲鐵道會社、東洋拓殖會社の如き半官半民の會社はずつと以前から資金の一部を外國にて調達してゐたが、近來に於ては純然たる民營會社たる電力會社なども外國から資金の供給を受けてゐる。

## 第二節 國際間の資金移動

資金は利子の安い所から利子の高い所に動くものである。一國が外國から資金を借入れることは、體面上好ましい事ではないやうに考へる者もないではないけれども、外國の資金を借入れ、それが爲に其事業が繁榮して、其利子上の収益を擧げることが出来れば、利子を拂ひ又元金をも償却して、其會社の基礎を益々鞏固にすることができるのである。故に今日の如く交通關係の進歩した時代にあつては、其資金が何國の物であるにしても、利子が安ければ之を使つて事業の収益を増加することを努めるのは當然である。外國の資金を使ふことは、其會社の信用が十分でなければ成り立たないことであるが、經濟事情が發達すれば、一民間會社でも貧弱國家よりも却つて信用するに足るものがある。我國に於て電力會社が頻りに外資を輸入して居るのは、電力會社には巨額の固定資産があつて、其營業狀態資産狀態を具體的に表示することが出来ると云ふことも一理由をなして居る。

斯様な關係で今日我國に於ては、外資を輸入して居るものは政府の外に地方公共團體があり、民間の會社があり、

其金額は市の外債が約二億五千萬圓、民間の外債が約四億五千萬圓、合計して約七億圓になつて居る。

別章にも説明する如く、倫敦と紐育は世界に於ける金融の二大中心市場である。従つて自國に於ける所の資金を供給する許りでなく、外國に對しても其有り剩る資金を貸出して、國際貸借上の受取財源となして居る。米國が今日外國に貸出して居る所の金額は頗る巨額であつて、且つ一年に激増の狀勢を示して居る。一九一三年末に於ける米國の對外貸付現在額は二十六億弗であつたが、一九二九年末の現在額は百六十六億弗に達したと稱せられて居る。之には米國政府の歐洲聯合國に對する戰時債権を含んでゐない。斯の如く米國の對外貸付の増加したことは、米國の資金が横溢して居るからであつて、年々新に十億乃至十數億弗の新規投資を爲してゐるのである。是等の新規貸出を取扱ふのは、主として紐育の金融業者であつて、ナショナル・シチー・バンクのやうな國立銀行、ガランチー・トラストの如き信託會社、或はモルガン商會、クーン・ロープ商會のやうなファイナシヤ、是等のものが或は單獨に或はシンデケートを組織して國際金融のことに携はつてゐる。而して是等の金融は長期のものが多いために短期の金融と區別するため投資 (Investment) と稱する言葉が普通に用ひられてゐる。

國際金融市場として最近米國の發展が如何に大であるかを示すために左に米國の海外各方面に對する投資現在高を掲ぐ。

### 米國の海外投資高及び其の分布

マックス・キンクラー博士 (Dr. Max Winkler) の調査に依れば、一九二九年中に米國資金の海外に投下された總計は一、六七八、〇三九、四〇〇弗であつて、一九二八年の投資に比し約三三%の減である。而して一九二九年末現在の米國



の對外投資高は對聯合國政府債權の分を除いて一六、六〇四、〇五二、〇〇〇弗に達し、前年より多きこと約六・五%である。

其の地理的分布は左の如し。(Financial Chronicle 掲載)

	一九二九年末	一九二八年末	一九一三年末
ヨーロッパ	五、一七、四九五、〇〇〇 弗	四、九八、〇〇〇、〇〇〇 弗	三、五〇、〇〇〇、〇〇〇 弗
カナダ	四、三九、〇〇〇、〇〇〇	四、一〇、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇、〇〇〇、〇〇〇
南米	二、七六、八二五、〇〇〇	二、五三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
中米 (以馬、墨西哥及西印度を含む)	二、九六、五二〇、〇〇〇	二、九四、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇、〇〇〇
オーストラレシヤ	九二五、八七〇、〇〇〇	八四一、〇〇〇、〇〇〇	一、九三、〇〇〇、〇〇〇
其他	四、五九、三八五、〇〇〇	三、七四、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇
計	二六、六〇四、〇五二、〇〇〇	二五、八〇一、〇〇〇、〇〇〇	二六、二五二、〇〇〇、〇〇〇

國際金融は今日に於ける金融の最も大規模のものであつて、單に産業資金として外國の資金を仰ぐ許りでなく、國家經濟の根本を建直す如き場合にも外資に依る場合が多い。獨逸の幣制改革、澳地利の幣制改革の如きも、外資に依つて其目的を達したのである。又國際金融は必ずしも資金そのものを融通せず、資金融通の豫約のみに依つて其目的を達するが如き場合もある。英國が一九二五年四月金解禁を行ふ場合に、米國の聯邦準備銀行及びモルガン商會との間に、三億弗の金融豫約を爲して金解禁の目的を達したことがある。茲に金融豫約と云ふのは普通にクレヂットの設定と稱するのであつて、現に資金を融通して貰ふのではなく、金解禁の結果英國の正貨が續々外國に流出するが如き

ことがあれば、其國の金本位制の基礎を脅すことになるので其の危険に備へ、正貨の流出が意外に多い場合には正貨を現送せず、外國に於て資金の支拂を爲すことができるやうに、金融の豫約を爲して置くのである。我國に於ても昭和五年一月十一日金解禁を行ふに先つて、英米兩國間に於てクレヂットを設定して、正貨流出に備ふる方法を講じた。是等は現實の金融ではないが、その金融の豫約に依つて一國の經濟政策の基調を整へんとするのである。廣い意味に於ては國際金融の中に含まれるのである。

一般の金融にありては、一回の資金融通が何億に達すると云ふことは殆どないけれども、國際金融にては一回の資金融通に於ても、其額が數億に達することが稀ではない。我國の例として大正十三年に、英米に於て募集したる外債の額は五億五千萬圓に達し、昭和五年五月に於ける英米貨債の募集も二億六千萬圓と云ふ巨額に達して居る。國際金融は概して金額が多く又其關係が國際的で、一國若は數國に跨つて居る爲に其影響も大きい譯であるが、利率から云ふと國內金融のそれよりも低い筈である。と云ふのは資金が安く國內に於て十分調達することができる場合に於ては、何も外債を仰がないでも自國に於て目的を達することができるからである。自國に於て資金が缺乏し、或は金利が非常に高い爲に、外資を仰ぐことが必要であるから、原則として國際金融の利率は、國內金融のそれよりか安かるべきである。併ながら是は原則であつて常に必ずしも其通りだといふのではない。それは利子が高くて一國の經濟政策上外資に依らなければならぬやうな場合もあるからである。例へば昭和五年の我國の英米貨債借入二億六千萬圓の如きは、其當時國內に於ては資金が過剰して居つて、金利も著しく低落し、定期預金は四分五厘、當座預金は日歩三厘と云ふが如き低率であり、従つて貸付金利も低落して居るが、それにも拘らず政府は外國債を六分以上の利廻に



て借入れた。それは何故であるかと云ふと、是は昭和六年一月一日を以て償還期限の到来する四分利英貨公債の償却に充つるものであつて、此場合に内地で外債償還資金を募集し正貨を以て外債の償還に充てたならば、内地の正貨が急に流出して、金本位制の擁護の上に危険を感じるようになる。だから内地の金融市場は著しく緩漫であつて、二億圓三億圓の公債應募は不可能ではないに拘らず、金本位制擁護の立場から、態々高い利子を拂つて迄も外債を募ることになつた。

斯の如く特別な事情がある場合には、國際金融上の利子が必ずしも國內金融の利率よりも安くはないけれども、原則としては國際金融上の利率は、國內金融上の利率より安いのが當然である。元來資金を外國に融通する如き國、即ち英米の金融市場にありては、資金が豊富である爲に其利率は安い。現に昭和五年五月現在の金融狀況から云ふも、日本銀行の公定割引歩合は五分四厘八毛である。之に對して英蘭銀行の公定歩合は三分、紐育聯邦準備銀行の公定歩合も三分である。我國の中央銀行との間に著しき開きのあることを知るのである。のみならず我國に於ては中央銀行の金利よりも、市中金利の方が高いのが普通であるが、英米に於ては中央銀行の金利よりも、市中銀行の金利の方が更に安い。だから我國の金融市場と英米の金融市場とを比較して、如何に利率が違つて居るか云ふことは容易に認められるが、其根本は資金が非常に豊富であるからである。斯の如くに豊富な資金を外國に融通するのであるから、國際金融の資金が、借入國の國內金融の利率よりも安いのは當然のことであらねばならぬ。

## 第六章 庶民金融及び中小産業者金融

何等かの事業を営むについて相當の資金を要することは、それが上層階級たると庶民階級たるとにより異なる所はない。然るに今日の金融機關は主として富裕階級の機關であつて庶民階級のもの殆ど之に潤ふ所がない。大銀行に資金がたゞついてゐるからとて庶民階級のものもそれを使用する譯には行かぬ。之は今日の金融制度の一大弊害であるが、此の現象は歐米各國に於ても程度の差こそあれ大體同様である。

庶民階級は信用が薄弱である。確實の擔保物件を提供する資力が無い。しかしながら是等の人々もそれぞれの事業を営むについて資金の融通を受けるの必要あることは同様であるから、庶民階級に對しては特殊の金融機關が必要といふこととなる。

是を歴史的に考察すると金融制度の最初のものゝ寧ろ庶民金融のそれに屬するものであつた。我國の經濟史に現はれた最古の金融制度は出舉の制度であつた。出舉といふのは奈良朝前後から平安朝にかけて廣く行はれた制度であつて、政府・寺院又は富豪が貧窮農民に對し一定の利息を徴して救濟的の金融をなしたのである。貸付けた物件（資金）は稻穀又は金錢の類であつて擔保として土地奴婢財物等を徴したのである。鎌倉時代になつて頼母子講、無盡、土倉、貸上等の金融制度が現はれたが、土倉は今日の質屋、貸上は金貸業者である。徳川時代に入りて頼母子講、無盡は共濟的の金融制度として頻りに流行したが、金融業者として質屋、金貸業の外に札差商なるものが發生した。札



差といふのは江戸の旗本又は御家人に對する特殊の金融機關であつて必ずしも庶民金融機關とは稱し難いが、我國の金融制度の研究に於ては閉却し難いものである。札差商は幕府から旗本又は御家人へ支給される米穀を書入れしめて金銭の融通をなしたもので「糜米受取手形の渡るや其の人名を書して之を割付に挟み藏役所の薬包に挿した」ために札差と稱するやうになつたと傳へられてゐる。

以上は我國の金融制度が各國のそれと殆ど同様に庶民金融から始つたことを示すために陳べたのであるが、斯の如く庶民金融は制度の發生に於て古い歴史を有するに拘らず其の進歩發達に就ては見る可きものが甚だ乏しく、現存の庶民金融制度としても、叙上の制度の二三に加ふるに新に信用組合の如き相互的金融機關が實現してゐるだけである。

今日に於ける我國の庶民金融機關としては

(一) 信用組合

(二) 金貸業者

(三) 質屋(私人質屋、公益質屋)

(四) 無盡業者及び無盡會社

(五) 卸商(原料又は製品の卸商及び仲買商)

等であつて甚だ不完全なものである。

貯蓄銀行は主として細民の貯金を預つたものである。又郵便貯金も三千八百萬人からなる零細なる資金の集積した

ものである。是等の資金の性質を考へ郵便貯金や貯蓄銀行の資金は庶民階級の金融資本として之を運用す可き公益的の責務がある。

今日中小商工農業者の金融難の問題も可なり矢筈しいが、之も庶民金融の一部分である。庶民金融は資産階級への金融に對立するものである。中小商工農金融は有力商人や工業會社農業地主等への金融と對立するものである。だから中小商工農金融の緩和に資することは庶民金融に資することになるのである。中小商工農の金融難を緩和するには預金部資金を之に充當することが最も合理的であり且つ有効であるが、最近(昭和五年四月)の例として政府が預金部資金二千萬圓を信用組合を通じて中小商工農業者に供與した内容及び條件を示せば左の如し。

中小商工農業者に對する資金融通の件

中小商工農業者等の所要資金として左の通預金部資金を融通すること

一、融通總額 二千萬圓以内

二、融通の形式

(イ) 預金部は産業債券、勸業債券、農工債券又は北海道拓殖債券の引受をなす

(ロ) 産業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行は右債券の發行に依り得たる資金を直接又は府縣信用組合聯合會を経由し信用組合に貸付く

(ハ) 信用組合は右に依り得たる資金を別記條件の下に中小商工農業者等に貸付く

三、融通利率



(イ) 預金部の債券引受利率は年五分

(ロ) 産業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行の信用組合に對する貸付利率は五分五厘以内(但信用組合聯合會を経由する場合は聯合會の利鞘は年三厘以内とし従て信用組合に對する貸付利率は年五分八厘以内)

(ハ) 信用組合の中小商工農業者等に對する貸付利率は年九分以内

信用組合は資金貸付に對する利鞘中年一分に該當する金額を控除したる残額は年々滞貸準備金として積立て之を資金經由機關たる中央金庫又は銀行に預入すること

右預金は借受金を完済する迄は之を引出し又は之を組合員の持分に算入することを得ず

四、償還期限 五ヶ年以内

中小商工農業者に對する上記資金の貸付條件

一、借受人の資格 借受人は二ヶ年以上組合の事業区域内に居住し現に商工農業者等を含み今後も引續き營業繼續の見込あるものたることを要す

二、資金の用途

- A、工場、店舗、農舎の新築増築、改築並に設備、機械器具資金
- B、原料(肥料、種子を含む)商品及家畜買入資金
- C、其他の運轉資金

D、前記各號の爲に起したる舊債の借換資金

三、一人に對する貸付限度

二千圓以内但し市街地信用組合の場合は五千圓以内

四、貸付保證

A、無擔保貸付の場合 確實なる保證人二名以上を要す

B、有擔保貸付の場合 確實なる保證人一名以上を要す。擔保物件としては工場財團、土地、建物、機械器具、船舶、有價證券、原料、商品、農産物、家具什器、預金、債權、電話加入權等を以て之に充つ

五、償還方法 五ヶ年以内の年賦若は月賦償還又は期限及元金に相當する月積立若は日積立貯金の方法に依ること



第四編 金融市場



## 第一章 金融市場の意義

大商品の取引にはそれ、くの市場がある。米穀市場、棉花市場、青物市場、魚市場と稱するが如き其例である。資金の取引にもそれに相當する市場がある。金融市場は資金需要供給の市場である。金融市場に於ては他の市場例へば正米市場、青物市場などのやうに、一定の地域に特定の建物を設け、其の構内に於て取引の目的物を賣買するのではない。總べて資金を貸付け又は借入れんとする者の一團こそ即ち金融市場である。だから此の市場では資金貸借の局に當る機關の種類範圍等に就ても確乎たる限界があるのではない。又資金取引者の團體も借方と貸方とに明確に區別することは出来ない。といふのは一個の機關にて或る割合に於て資金を借入るゝと同時に、又或る割合に於ては之を貸付けんとし、同時に借方たり貸方たるからである。要するに金融市場は資金の貸借を行ひ、其の需要供給を調和する團體である。

金融市場の意義に就てスバイサーは次の如く述べてゐる。曰く  
「金融市場」なる言葉は大なる範圍に亘り、總ての金銭取引業者 (All dealer in money) の集團を表示するものである。而して其中には銀行業者 (Bankers)、債券發行業者 (Issuing House)、手形仲買人 (Bill Broker)、手形引受業者 (Accepting House)、手形割引業者 (Discount House)、株式取引所 (Stock Exchange)、保險會社 (Insurance Co.)、外國銀行 (Foreign Bank)、及び金融業者 (Financing Houses) を含む。(Spicer's The Money Market in relation to



Trade and Commerce)

又マーシャルは金融市場の意義に就て左の如く述べて居る。

金融市場は貨幣支配に對する市場である。(The "money-market" is to market for command over money.) 金融市場にて貨幣の價格といふの割引利率即ち短期債務に對する利子を意味するのである。銀行の初期に於ける業務は大部分兩換と關聯してゐたけれども今日の金融市場では種々なる貨幣を取引することはない。要するに今日金融市場といふのは貨幣の貸借或は貨幣融通の市場である。(Marshall's Money, Credit and Commerce, p.14.)

金融市場を構成するものは金融機關である。我國に就て云へば、金融市場は日本銀行を中心として普通銀行、特殊銀行、其他の金融機關に依つて構成されて居る。日本銀行が金融市場の中心となるのは、日本銀行は紙幣の發行權を獨占し、且つ銀行の銀行たる地位を占めてゐるからである。普通に稱する金融市場は、主として商工資金を供給する市場であつて、日本銀行を中心とする預金銀行の集團を指すのである。金融市場は一定地域の特定の建物を指すのではないけれども、其の集合的存在は地域的にも自から之を認めることが出来るのである。之を我國に就て云へば、東京の金融市場と云へば日本橋區から丸の内に至る主要銀行の所在地が金融市場として之を地域的に表示することになる。英國にてはロムバート街が金融市場を地域的に表示し、米國に於てはウォール街が之を表示して居るのである。普通に金融市場と云へば預金銀行の集團である商工資金の供給を指すのであるが、是は此集團が金融市場として最も發達し、組織的に完備し、又資金の需要供給額に於ても著しく大きいからである。

## 第二章 金融市場の構成及び種別

### 第一節 金融市場の構成

金融市場を構成する金融機關は各國の事情によりて必ずしも同一ではない。我國に於て云へば中央銀行たる日本銀行、預金銀行たる普通銀行、其他手形仲買人、爲替銀行などが金融市場の重要な構成分子をなしてゐるが、此外に日本興業銀行は主として工業金融の事に當り、勸業銀行、農工銀行等は不動産金融市場を構成し、信用組合、信託會社、保險會社なども金融機關として特別な地位と使命とを有つてゐる(第二編金融機關參照)。併ながら是等の種々なる金融機關の中特に重大な關係を有するものは中央銀行と預金銀行及び爲替銀行である。英國金融市場の構成要素は少しく異つてゐる。英國に於ては中央銀行たる英蘭銀行と普通銀行の外に、アクセプタンス・ハウス、ヂスカウント・ハウスなど云ふ機關があつて、是等が割引市場を構成して、金融市場の機能を遺憾なく發揮してゐる。(詳細は第八編英國の金融機關參照)我國に於ては手形引受商、割引商の如きは見るべきものがなく、手形仲買人は存在して居るけれども、其規模の小なる點に於て到底英國の比較ではない。

米國に於ては聯邦準備銀行が中心となり、其の株主たる所の國立銀行即ち普通銀行が、金融市場として重大の要素を成して居ることは我國に類似してゐるけれども、米國では信託會社が金融機關として重大なる働きをなしてゐる。



又米國にはモルガン商會、クーン・ローブ商會の如き偉大なるフキナンシアがある、米國が國際的金融市場として今日の大を成して居るのは、寧ろ是等の個人的金融業者乃ちフキナンシアの力に依る所が非常に多い。斯の如く金融市場を構成するものは、其國々によつて必ずしも同一ではないけれども、大體に於ては中央銀行が中心となり、其他の機關が之を取巻いて金融市場を構成し、更に地方々々にそれ／＼の地方的の市場を構成して居るのである。

## 第二節 金融市場の種別

金融市場は之を種々に區別することができる。地域的に區分すれば、中央金融市場と地方金融市場に分ち、又同じ地域的の區別にしても、之を國際的に區分すれば、國際金融市場と國內金融市場に分つことが出来る。如何なる國に於ても資金の供給に付ては全國的と地方的の市場とがある。我國に付て云へば東京は政治上の首府であると共に、經濟上の中心であるから、其金融市場は中央金融市場であり、其他各地方ではそれ／＼の金融市場がある。之を中央金融市場に對して地方的の金融市場と謂ふ。大阪の金融市場は其規模が廣大であつて、東京の中央金融市場に對して甚しき遜色はないけれども、併し我國の中央銀行たる日本銀行は東京に其本店を構へ、今日五大銀行と稱せらる、三井、三菱、第一、安田、住友の五大銀行の中にも、四大銀行はそれ／＼其本據を東京に置いてゐる。是等の事情からして大阪が經濟都市として大なる力を有つてゐるに拘らず、金融の中心市場たる地位は矢張東京が之を占めてゐる。尤も金融の中心市場は必ずしも政治上の中心地點と合一するものではない。米國に於ては華盛頓が政治上の中心地であるが、金融の中心市場は紐育である。紐育は單に米國の金融の中心市場である許りでなく、國際金融の中心市場たる地位をも占めてゐる。併ながら多くの國に於て政治上の中心は又經濟上の中心であり、金融上の中心である。倫敦、伯林、巴里、ブラッセル等は其例である。

又金融市場は其供給する資金の性質に由つて種々に分類することが出来る。商工金融市場、不動産金融市場、農業金融市場と云ふが如き例である。金融市場は、資金供給の聚團であるけれども、是は必ずしも地域的の一範圍内に限らるべきものではない。特に農業資金の供給の如きは其需要者が全國に分散して居る爲に、勢ひ金融市場なるものも一地域に集團さるべきものでない。併ながら農業資金を供給すべき諸機關を聚團的に考へて之も亦一つの金融市場と稱し得るのである。

此の外に金融市場の一つの形態としてコール市場、割引市場等の類を擧げること出来る。



### 第三章 中央銀行と普通銀行との關係

金融市場の動きを知る爲には、中央銀行と普通銀行との關係を知ることが必要である。倫敦に於て英蘭銀行と一般金融市場との關係、米國に於て聯邦準備銀行と一般銀行との關係に就ては、それ／＼別章を設けて説明する筈であるから、茲には主として我國の金融市場に付て、日本銀行と普通銀行との關係に就て説明する。

日本銀行は銀行の銀行である。個人とは取引しない。普通銀行は日本銀行と當座勘定を有してゐる。日本銀行に對する普通銀行の預金には利子を附せない。普通銀行は此の預金を以て手形交換尻の決済をなしてゐる。而して此の日銀預金は各銀行の支拂準備金にもなるのである。昭和二年春の金融恐慌後特に日に立つ様になつた現象は普通銀行の日銀預金が急増しそれが其の後も繼續してゐることである。此の預金は何時でも引出されるものであるから其の額が巨大であることは日銀の通貨統制力を妨げることになる。何故なれば日銀が通貨を收縮したいと考へてゐる時でも普通銀行が續々日銀預金を引出したならば通貨の收縮は行はれないからである。

日銀と普通銀行の他の關係は普通銀行が日銀から資金の供給を受けることである。普通銀行は其の所有する商業手形を日銀に再割引して貰つて所要資金を調達することが出来る。又國債を擔保として日銀から借入金をなすことも出来る。更に又普通銀行は日本銀行に國債を擔保に入れて當座借越の契約をなすことも出来る。日銀は斯様な方法によりて銀行に資金を融通するのであるから此の點から考へても日銀が有力の金融機關であることは容易に納得されるのである。

普通銀行の日銀預金が何程の額であるか。日銀が普通銀行に融通してゐる額が何程であるか。是等は常に變化するものであるが其の額の變化は金融界の變動を知る一つの目標であるから其の計數は日銀週報を以て毎週公表されてゐる。試みに最近の日本銀行週報を左に掲ぐ。(昭和五年五月卅一日現在)

負債の部 (單位千圓)		前々週比較(△は比較減)	
五月卅一日現在			
資本	六〇,〇〇〇		
株主	一一〇,九四〇		四二二
兌換券發行高	一,一八六,二五八		一一〇,九八三
小額紙幣引換準備寄託金	一一,八八〇	△	一〇〇
政府預金	五二八,二二六	△	一一三,三四五
預店	二二二,五五五	△	一二九,七五一
他店	二	△	一三
本支店間未達勘定	四,三四〇	△	二,六八六
合計	二,二二四,二〇二	△	九二,二〇〇
資産の部 (單位千圓)			
拂込未済資本金	二二,五〇〇		
割引手形	六六八,九三二		
政府法定貸金	二二,〇〇〇		一一,六五五



貸付金	三九、二四〇	一六五
外國爲替貸付金	三〇、四七七	一五、四七四
代理店勘定	二七九、五二六	六〇、八八七
公債	八九、七二八	四、四四七
土地建物	四、七二二	—
小額紙幣引換準備保管金	一一、八八〇	一〇〇
政府勘定特殊現金	三一、〇五一	一三八
通貨及び地金銀	九二四、一四三	四六八
合計	二、二二四、二〇二	九二、二〇〇

負債の部に預金二億二千二百五十五萬五千圓があり、前週に比し一億二千九百七十五萬一千圓の減少であることを示してゐる。是は普通銀行の日銀に對する預金で普通銀行としては支拂準備金として現金と同一の作用をなすものであるが、月末であるため前週に比して一億三千萬圓近く減少してゐる。

又資産の部に於て割引手形六億六千八百九十三萬二千圓がある。之は日銀が普通銀行所持の手形を再割引したものであるが、此の額の多いのは特別融通法による資金の融通が六億圓に近い巨額を占めてゐるためで變態的の現象である。又貸付金三千九百二十四萬圓は普通銀行に對する證券擔保の貸付金の残高を示すものである。外國爲替貸付金は爲替資金として正金銀行其他に貸付てゐる金で、大戦當時の好況時代には此貸付が二、三億圓に達したこともある。要するに日銀と普通銀行との直接交渉は預金及び割引、貸付の關係に於て行はれるものである。

## 第四章 コール市場

金融市場の一つの態様としてコール市場といふものがある。コール市場はコールを取引する市場である。コールの融通状態は金融界の繁閑を測定するバロメーターとなるのである。

コールは英語の Call を其のまゝ日本語に取入れたもので、「呼べば答へる」、乃ち何時でも要求あり次第決済すると云ふ意味である。是は極めて期日の短い貸借であるから、譯して「短資」と云ふ。短い期間の融資といふ意味である。銀行としては手持所持金が多額である方が、支拂準備に於ては安全であるけれども、手持所持金や日銀預金は利子を生まない。是は資金の運用上からは有利な方法だと云へない。若し何時でも回收ができる融通で、幾らかの利子を生むものがあれば、極めて調法である。何故かと云へば斯の如くに運用される資金は、何時にても回收されるから支拂準備金に充てることも出来るが、しかし幾らかの利子を生むと云ふ點に於て、手持現金や日銀預金に優つて居る。コールは之に當るものであつて、コールを出す方からは、之をコール・ローンと稱し、コールを取る方からはコール・マネーと謂ふ。コールの貸出の相手方は主として銀行である。即ち銀行間に於て貸借せらるゝものである。或銀行に於て資金の餘裕がある場合に、他の銀行に於ては資金が缺乏してゐる場合がある。斯の如き場合にコール・ローンを爲せば、貸手の方からは僅少ながら利子を收めることができ、借手の方には之に依つて其當時必要なる資金を調達することが出来る。



我國に於けるコールの種類は六、七種もあるが、今日普通に行はるゝものは左の三種である。

- 一、翌日物 是は翌日決済さるべきものである。
- 二、無條件 是は取組の翌日以後にて一日前の豫告を以て決済し得るものである。
- 三、普通物 取組の日より一週間据置を條件とし決済の前日に豫告をなすものである。

倫敦のコールは日貸 (Money at call) と短期貸 (Short notice) と宵越 (Over night money) の三種あるが、最も多いのは日貸で我國の翌日物に類似してゐる。倫敦のコールは主として銀行がビル・ブローカーに對して貸出するのである。紐育に於ては株式取引所がコールの相手方となる場合が多い。我國に於ては銀行仲間であつて、一時は特殊銀行が其主な相手方であつたが、昭和二年の金融恐慌後特別融通法其他の救済によりて特殊銀行のコール漁りは著しく減少した。

我國ではコールの仲介を爲すものはビル・ブローカーである。是は倫敦に於ける事情と類似してゐるが、紐育では取引所のマネー・ブローカーと云ふのがコールの仲介を爲して居る。コールは銀行としては短期貸出で極めて確實なものでなければならぬから、之を出すに就ては擔保品を徴することになつて居る。

## 第五章 紐育の金融市場

### 第一節 概観

米國金融界の中心をなすものは紐育金融市場である。紐育は國內の剩餘資金の集中し來る全國的市場であるが、近年は倫敦と相對立して、國際金融市場として頗る重要な地位を占むることになった。

今日紐育金融市場の組織は、紐育聯邦準備銀行を中心とし、有力なる國立銀行、信託會社、個人銀行等あり、更に手形引受業者、手形割引商の如き何れも専門として金融業務に従事し市場の構成要素となつてゐる。

全國的の中心市場としては、各地方の銀行或は事業會社の如きより、一時的不用の資金を預託され市場に於て之れが運用を委ねられる。之等の資金は單に銀行に預金されることもあるが、主として引受手形の購入、國庫證券その他短期の證券への投資或は及株式取引所に於けるコール・マネーとして貸出をせられるのである。而して地方に於ける資金需要の増加すると共に之等の資金は漸次引上げらるゝものであるから、國內に於ける資金需要の緩急は直ちに紐育市場に反映し來るのである。のみならず歐洲戦後にあつて紐育は國際金融市場として異常なる發達をなした爲に、今日に於ては巨額の外國資金は常に其用途を紐育市場に求むることとなり、反對に又國內の資金は投資其他の關係に於て國際金融に振り向けらるゝのである。其結果海外の資金需要の状態も極めて鋭敏に此に反映するのである。



新様な事情であるから近年に於て紐育金融市場は、單に國內金融の中心地たるのみでなく、國際金融の中心地點としても其組織を完成しつゝあるのである。

紐育金融市場は、之れを概観して（一）株式取引所金融市場（二）銀行引受手形市場（三）商業手形市場（四）國庫證券市場の四市場に分つことが出来る。

之等の四市場の内、株式取引所金融市場並に商業手形市場は、既に聯邦準備制度の創始以前から久しく存在してゐたものであるが、國庫證券市場及び銀行引受手形市場は、準備制度創設の後最近の十數年間に於て急速な發達を見たものである。

準備銀行と金融市場との關係を見るに、上記市場を構成する重要な四市場の内、株式取引所金融市場と商業手形市場は、準備銀行と直接の取引關係はない。準備銀行は一般市場に於て銀行引受手形、政府諸證券、或は短期都市證券、聯邦農地貸付債券などを購入することは出来るけれども、商業手形の買入、株式市場への貸出は之れをなすことが出来ない。後の二市場は準備銀行と直接の通路はなく、加盟銀行を通じての間接的の關係に立つものである。併しながら準備銀行の一般市場取引は、その數量に於て加盟銀行を通じて市場に放出さるゝ數量（即ち加盟銀行の借入）に比較すれば遙かに小額である。

所謂國庫證券市場は、聯邦準備制度創設後に於て、恰かも歐洲戰爭參加に依る財政上の必要の爲政府證券の増發を見たるに際し、金融市場に於ける一つの重要な方面となつたもので、一方聯邦準備銀行は國庫證券市場を利用し、其信用政策を直接に實現する方法を取るに至つたのである。然しながら近年其の償還が急速に行はるゝに従ひ

その市場に及ぼす作用は漸次減少し來るを免れない。それに引き替へ引受手形市場は益々市場組織に於て重要な要素となりつゝあるのである。

商業手形市場は主として所謂商人引受手形 (Trade Acceptance) の賣買をなす市場である。商人引受手形と云ふのは國內の商取引より生ずるもので即ち商品の賣手が商品の買手宛に振出したものを買手に於て支拂の引受をなしたものであるが、之れがブローカーを通じて手形市場に於て賣買せらるゝに至つたのは比較的近年のことである。商人引受手形の發達は銀行引受手形と共に聯邦準備制度創始後に於て之れを見たのである。その以前にあつては米國の商業取引に於ては多く爲替手形の流通を見ず、約束手形が取引上又金融上に使用されてゐたのであつたが、準備制度の開始後爲替手形の流通を奨励し商人引受手形なるものも急速に流通を増すに至つた。元より商業金融の手段たる商業手形の割引市場は舊くより存してゐたが、聯邦準備制度と共に加盟銀行は此種の商業手形を擔保とし準備銀行より借入をなし又その再割引を受くるを得るに至り此にその組織は完備したと云はなくてはならぬ。

尙紐育が歐洲戰後國際間の起債市場として重要な地位を獲得したことは注目すべき點である。紐育市場に於ては近年外國政府及會社の起債が頻々として行はれ、有力なる銀行、信託會社、個人金融業者の引受になる各種の證券は、株式仲買人、ボンド・ハウス其他證券商に依つて國內の投資家に分布せられるのである。

以上述べ來つた各種の市場の内、最も重要視すべき株式取引所金融市場と引受手形市場の兩者に就て以下少しく説明を試みたい。



## 第二節 株式取引所金融市場

紐育市場に於てコール・ローンと稱するは、株式取引所、即ちウォール・ストリートに對する短期資金の放出をなすを指して云ふのである。

倫敦市場に於けるコール・ローンは市中銀行の手形仲買人に對する短期貸である。又我邦に於ては銀行間に於ける短期資金の融通を指してコール・ローンと呼ぶのであるが、米國に於ては株式市場に對する貸出をコール・ローンと稱する。紐育市場に於けるコール・ローンは、其取引の大規模に行はれ、數量の異常に巨額に達する點に於て特別の注意を拂はなくてはならぬ。曾て紐育準備銀行役員カール・スニードーは紐育に於ける銀行預金を概略五百二十億ドル以上と計算し、其内コール・マネーに六十五億ドル、商業手形に四億ドル、銀行引受手形に十二億ドルを放出してゐると述べたことがあるが、之れを以て見るもコール市場の如何に樞要の地位を占めてゐるかが分る。最近のコールローンの額は左の如し (National City Bank of N. Y. Monthly Report, Feb. 1930. による)

	一九三〇年 一月二十二日	一九二九年 十月二十三日	一九二九年 一月二十三日
紐育市中銀行	八一四	一〇七七	一〇一〇
地方銀行	八七四	一、七三三	一、八五三
其他勘定	一、六五三	三、八二三	二、五七九
合計	三、三四一	六、六三四	五、四四二

一九三〇年一月二十二日現在に於ては、三十三億四千百萬弗のコール・ローンが放出されてゐる。一九二九年十月二十三日のコール・ローンは、六十六億二千四百萬弗に達してゐるが、之は當時ウォール・ストリートに於ける株式投機熱の最高頂に達したる際の記録的數字を現出したものである。此の數字は紐育準備銀行が加盟銀行の報告に基いて發表したものであるが、一方株式取引所に於て別個に發表する數字は準備銀行發表に比し遙かに多額であつて、一九三〇年一月一日現在にて三十九億八千九百萬弗、一九二九年の記録的數字は十月一日に於て八十五億四千九百萬弗を算してゐる。此の相違は市中銀行を経由することなくして直接株式市場に對し、短期放出を試むる多數の會社或は個人資本家の如きが存在する爲である。何れにしてもかゝる大量取引は紐育市場に於ける此種の放出が非常に重要な地位にあることを示すものと云はねばならぬ。

上記準備銀行發表に就て見るに一九三〇年一月二十二日現在紐育市中銀行が自身の勘定にて貸出したものは八億千四百萬弗で、地方銀行の八億七千四百萬弗は紐育以外の各地銀行が紐育に於ける其取引銀行を通じてコール放出をなせるもの、而して其他勘定の十六億五千三百萬弗は事業會社或は個人資本若くは外國銀行の如きが等しく紐育銀行を通じて株式市場に資金放出をなせるものである。

然らば是等の貸付は如何にして實行せらるゝかと云ふに、元來紐育株式取引所は、我邦の如く定期取引を主とするのではなく、實物取引に限られて居り、賣買は約定の翌日證券の受渡をなすこととなつてゐる爲に、日々の受渡に必要とする決済資金をコール・ローンにて借入れるのである。即ち買主は仲買人に對しコール借入に必要とする頭金(證券時價の二割三割と云ふ如き)を提供し、仲買人は受渡株式を擔保として市中銀行其他よりコール・ローンを借入れ



買主が之れを轉賣するに至るまでその投機取引を繰延べしむるのである。株式仲買人に對する貸出は翌日決済のもの即ち普通に云ふコール・ローンと、又定期に貸付のもの一ヶ月拂、二ヶ月拂、或は三ヶ月拂の如き定期貸の二種類あるが前者が貸出の大部分を占めてゐる。

コール・ローン取引は株式取引所に於ける銀行の代理人に依りて行はれ、紐育市中銀行は毎日の放出額を此所に通告し、それに依り資金を需要する仲買人に割宛てるのである。株式市場に於ける所謂マネー・デスクとは、此取引場所を指して云ふのであるが、尙マネー・デスクを経由せずして仲買人と直接の取引をなすものも少くない。モルガン、クーン・ロープ、ブラウン・ブラザースの如き有力なる個人金融業者は、巨額の資金を直接取引に依り市場に放出するのである。

仲買人貸付の利率は、市場取引の繁閑に依る資金需要の程度と、一般金融界の形勢如何に依つて決せられる。試みに一九三〇年一月と過去一兩年間に於けるコール利率を他の手形割引率に比較して見ると左の如くである。

	一九三〇年一月末	一九二九年一月末	一九二八年一月末
コール	四%—四・五%	六%—八%	三・五%—五%
タイム・ローン	四・五%—五%	七・五%—七・七五%	四・三七五%—四・五%
商業手形	四・七五%—五%	五・二五%—五・七五%	四%—四・二五%
引受手形	四%	五%	三・五%

之れに依つて見る時はコール・ローン並にタイム・ローン利率は商業手形或は引受手形率に比較し、多くの場合高率にあるのみならず其變動の幅が頗る大であることが分る。殊に上掲の表は寧ろ株式市場の靜穩に歸したる時期に於け

る利率を示してゐるのであるが、試みに一九二九年秋期に於ける投機熱旺盛の場合を例に取つて見れば、コール・ローン利率は最高二割に奔騰したこともあり、一割以上を越へたことは屢々ある。而して九月中に於けるコール利率は八分乃至九分を普通としたが、投機取引のやゝ下火となるに連れ十月末に於ては五分乃至六分見當に低落するに至つたのである。何れにするも利率の變動は他の割引歩合に比し極めて急激に且つ大幅に行はれることが分る。斯の如きコール利率の急激なる變動より他の一般商工資金利率の安定性を害するに至るは勿論であるから、株式市場の役機取引に對する聯邦準備銀行の統制に就ては、從來も屢々それが問題となつたのである。先に一九二七年の頃、株式投機賣買の非常に増加した當時にありては、聯邦準備銀行の利下（四分より三分半に引下ぐ）が、之れを助長した最大の根源であるとして輿論の非難を招いたが、翌年早々準備銀行は其再割引率を四分に引上げ、其後幾ばくもなして更に四分五厘とし、續いで同年中には五分とした。畢竟株式投機熱の抑壓を目的とせるに外ならなかつたのであるが、何等奏効を見なかつた爲に、翌一九二九年二月に至り、聯邦準備局は終に株式市場に於ける投機資金吸收の増加を防止して商工業資金の金利昂騰を阻止せんとするの運動を開始したのである。即ち聯邦準備局は投機抑制の手段として、金利政策以外にウォール街に於ける浮動資金を減少する爲に、加盟銀行に對する貸出を制限すると共に屢々信用膨脹の危険を警告し、或は紐育準備銀行をして一般市場政策を行はしめ信用の收縮を計る等種々の方策を試みたが、却つて其結果コール歩合は漸騰することとなつたから英獨佛を始め我邦の如きも此高利を目懸けて紐育に續々資金を送り仲買人貸出に之れを運用した。即ち聯邦準備銀行の統制外にあるところの之等巨額の資金の爲に、準備局の金融政策の効果は結局に於て非常に減殺されることとなつたのである。而かも一方に於ては金利政策を以て投機抑壓



の方針を續けた結果、再割引歩合は六分に昂騰し、其の影響は外國の金融市場に實現し、同年後半期を通じて世界的の高金利時代を現出したことは周知の如くである。其の後投機熱の旺盛も警告の目的が漸く達せられ、又市場自身に於ても行き過ぎの反動として株價の暴落を招き次第に鎮靜に歸したけれども、ウォール街金融市場に及ぼす準備銀行信用統制力が頗る薄弱であることは、米國金融組織上の重大問題とせられ、今日も引續き論議せられてゐるのである。ブローカー貸に對する統制は獨り準備銀行と加盟銀行のみの協調では達成さるべきものでなく、現狀に於ては銀行以外の貸手、外國流入資金の如きに對しては到底完全なる支配力を及ぼすを得ないから、此問題は株式市場の金融組織そのものから生ずる難問であると云ふの外はないのである。

### 第三節 引受手形市場

手形引受のことには後章倫敦市場の組織を論ずるに當り詳しく説明するが、倫敦に於ける手形引受業務は、同地が國際貿易の決済市場たる關係上自然的に生長したものである。之に反し本國に於ける手形引受制度は近年に至り意識的に計畫的に設備せられしもので、パーゼスの云ふ如く「米國銀行制度の養子」たるものである。即ち聯邦準備制度の創始以前に於ては銀行の手形引受は法律を以て禁じられて居たが、歐洲戰爭前米國銀行制度の改革を審議せられる際手形引受制度の必要を認められ、始めて手形引受に關する幾多の法案が起草されたのである。而して聯邦準備法の制定に依つて、手形引受の權能が一般銀行に與へられると共に聯邦準備銀行は引受手形の購入を以て一つの重要な仕事とすることになつた。蓋し歐洲戰爭の影響を受け米國は異常なる財的發展を遂げ紐育は國際金融市場として

倫敦との對立を企圖するに至つたが、それには手形引受制度並に手形市場（割引市場）の完備せることを絶對的の必要條件としたからである。此意味に於て手形引受の普及並に手形市場の發達を促進する目的を以て金融界の有力者に依つてアメリカン・アクセプタンス・カウンスル即ち手形引受協會なる機關が設立せられ、引受業務を實地に指導する爲に種々の宣傳に努めたのである。此宣傳は極めて良好なる効果を奏して、過去十數年の間に引受業務は急速に發達し、一方其流通を便ならしむる爲に容易に且つ低率を以て是等の手形を賣買する廣き市場も次第に完成するに至つたのである。

現今米國に於ては手形引受を六種類に分けて居る。即ち輸入引受、輸出引受、國內引受、倉庫引受、爲替引受、在庫商品引受又は航海中の積送商品引受である。右の内輸入及輸出に關するものが最も重要であるは云ふを俟たない。銀行引受手形は、本來主として輸出品及輸入品の移動を金融する爲に使用されるものであるが、米國に於ては上の如く倉庫貯蔵の重要商品に對し又は貨物の國內的移動の爲に使用せられ、或は時としては外國銀行をして一時又は定期的に缺乏を告ぐるドル資金を獲得せしむる爲に爲替信用引受の如き方法も行はれてゐる。然し寧ろ之等は附隨的であり變則的のものであつて、總額から見れば輸出入に關する引受が大部分である。倫敦市場に於ては斯様な變則的引受の存在するを聞かない。

最近數年間に於ける引受手形流通の狀況を見ると毎年著しく増加してゐる。左の如し。

一九二六年末

七五五、〇〇〇、〇〇〇

一九二七年末

一、〇八一、〇〇〇、〇〇〇



一九二八年末  
一九二九年末

一、二八四、〇〇〇、〇〇〇  
一、七三二、〇〇〇、〇〇〇

(American Acceptance Council による)

右の引受手形中の大部分は棉花取引(他の總ての取引の三倍)に關係するもので其他砂糖、珈琲、穀類等が之れに次ぎ、一九二七年中に取引せられた引受手形總額六十億弗の中、其五割は農産物に關するものと云はれる。

引受手形業務に従事するは、主として紐育及びボストンに於ける大銀行信託會社であるが、此外シカゴ、ニュー・オルレアンズ、桑港の如き都市に於ても有力なる銀行は引受業を營んでゐる。されど之等の銀行、信託會社の外に倫敦市場に於て見るやうな専門の引受業者は數に於ても左程多くなく、又其取扱高に於ても銀行、信託會社に較べて遙かに少額であるが、之は未だ其發達期にあるが爲であらう。紐育に於ける専門の引受業者としては

International Acceptance Bank.

Kir'der Parbody Acceptance Corp.

Henry Schroder Banking Corp.

Goldman Sachs & Co.

が最も有力である。其他

French American Banking Corp.

Huth & Co.

の如きがある。是等の専門の引受業者の外に

J. P. Morgan & Co.

Drown Irms Co.

Lee Higginson & Co.

Heidelbach Ickelheimer Co.

Equitable Eastern Banking Corp.

の如き金融業者にして引受業務をなす者もある。此の外に外國銀行支社にして引受業務に従事する者もあるが、倫敦の如く多數ではなく、僅に

Royal Bank of Canada.

Banca Commerciale Italiana.

位のものである。

次に引受手形の流通を便ならしむる割引市場の構成に就て見ると之も亦近年著しき發達を示してゐるのである。既に商業手形市場は商業金融上の手段として五十年以上も存在してゐるのであるが、引受手形市場は最近十數年の發達に拘らず今日引受手形市場を通じて取扱はるゝ金融數量は商業手形市場に於ける取扱量を遙かに超過してゐる。紐育準備銀行が主たる手形取引商二十六名より徴した報告に依つて計算した一九二九年末の商業手形總額は三億三千四百萬弗で此報告に洩れてゐる分を斟酌するとしても、同年末の引受手形十七億三千二百萬弗に較ぶれば非常な相違であ



ると云はねばならぬ。

斯様に引受手形流通高の激増したこと、それは即ち今日引受手形市場の大きさを示すものであつて、一九二七年頃に於ては倫敦の取扱高十五億弗に對し、紐育は約十億弗であつたが、現在では兩市場の取扱高は俄かに優劣を判じ難いものと思はれる。紐育引受手形市場即ち割引市場が、かく短日月の間に急速の發達をなすに至つた事情は種々あらうが、過去において紐育市場の金利が倫敦に比較して低率を維持した爲に國際取引の商談は多く紐育に吸引せられたこと、尙ほ又戦後において弗貨は國際的に最も安定してゐたから、弗貨に依る國際決濟が激増するに至つたこと等に依るのである。それと共に紐育準備銀行に依つて指導せられた市場政策が、引受手形市場の發達を助くる上において多大の力ありしことは勿論である。聯邦準備銀行の市場政策に就ては別章に陳べて置いたが、準備制度は時として引受手形を一般市場より買入れ、又これを賣り放ち以て市場資金の増減調節を計るのである。準備銀行の手形買入高は常に巨額に上り或場合の如きは米國に於ける手形現在高の半額以上を保有して居たこともある。(Faugess The Reserve Banks and Money Market p. 140参照)

準備銀行の所有する手形の三分の一乃至二分の一(買戻條件付のものを含む)は手形取引商から購入され、他は銀行から購入する。而してその買入歩合は手形の長短に依り定まるが、試みに一九二九年十二月中の歩合を見ると、九十日引受手形にて三分四の三乃至四分で、當時の紐育準備銀行公定割引歩合四分半に比較すると、二分の一乃至四分の三パーセント方の低率である。

次に之等の引受手形に對し自己の計算を以て賣買をなす手形取引商 (Dealer) がある。

National City Company, Discount Corporation, Salomon Brothers, First National Corporation 其他多數の個人又は會社が引受手形の賣買に従事する。準備銀行が買戻條件付にて引受手形を買取るは是等の手形取引商を相手とするものである。

即ち手形取引商は彼等の手に集つた引受手形を八分の一パーセントの手數料を以て大部分は之れを國立銀行、州立銀行或は信託會社其他一般の需要者に賣渡すのであるが、其手持の手形に對しては市中銀行の金融に仰ぐと共に又市中銀行の金融が梗塞すると、準備銀行に依頼し買戻約定を以て十五日以内の割引を求め、恰かも英蘭銀行に於て手形仲買人に對する貸出をなすと同様の結果であるので、之れが爲紐育の割引市場發達を助長した効果は看過し難いことである。

斯様に紐育引受手形市場は一大市場を形成するに至つたのであるが、手形市場に於ける買手は専門の銀行以外種々雑多なもので、保險會社、貯蓄銀行、工業會社、鐵道會社、個人商人其他外國の政府、外國銀行等その利用が如何にも廣汎に互つてゐるのは驚くべきものがあるのである。要するに引受手形制度並にそれに伴ふ割引市場の發展は、過去十數年間に於て頗る目覺しいものであるが、尙それでもパーセスの云ふ如く「手形市場は未だ狹隘であり、又餘りに準備銀行に從屬的である」との感なしとしない。紐育市場に於ける外國銀行、外國會社等の所謂外國勅定に屬する手形買入高を除いたならば、割引市場は屢々狹隘とならざるを得なかつたであらうと云はれる。米國の銀行が引受手形に放資せる金高は、かの倫敦の銀行が第二段の支拂準備として引受手形を保有してゐる額に對照したならば、非常に少額である。それと共に紐育に於ては手形市場は常に株式取引所金融市場と競争の地位にある。即ちコール・ロー



ンの放出は手形市場に對する放資と殆んど相選はざる流動性があり、金利も高い。取引も簡便に行はれる。是等の事情よりして手形市場の擴大を妨げることも尠くないのである。加ふるに倫敦に見るが如く手形取引商に對する融通資金の潤澤さが無い。即ち倫敦大銀行は常に仲買人に對する巨額の手形買入資金の供給者であるが、米國の市中銀行は準備銀行に對し多大の債務を負ふてゐる關係よりして十分なる餘裕を持つてゐない。是等の點は手形市場の將來の發達上考慮すべき問題とされてゐる。

## 第六章 倫敦の金融市場

倫敦金融市場を構成する各種の機關に就ては第八編に於て詳述するから此には市場の中樞をなすところの英蘭銀行と一般市場との關係に就て説明をなすに止めて置く。

中央銀行が一國金融界の中樞であり、銀行の銀行(Banker's Bank)として一般銀行並に金融市場との間に密接の關係を有することは何れの國に於ても然るのである。只英國に於ては金融制度の自然的發達の結果として英蘭銀行と一般銀行との間の關係に於ても多少他の諸國と趣きを異にしてゐる點がある。英蘭銀行の貸出は普通銀行を相手とするものではなく、手形仲買人を相手とするものである。例へば日本銀行の場合に於ては貸出を受くるものは一般の銀行である。又米國の聯邦準備銀行の貸出は會員銀行(Member Bank)に對する再割引である。然るに英國の場合は中央銀行と株式銀行との間には資金借入の關係は全然存しない。英國の市場では株式銀行はその支拂準備金の一部を手形仲買人に對するコール又は短期貸として放出してゐるのであつて、若し資金の必要が生じた場合は第一次的に先づ之れを回収する。而してその結果手形仲買人は英蘭銀行に赴いて割引或は貸付を依頼するに至るのである。斯の如く英蘭銀行と普通銀行の間には資金借入の關係は存しないのであるけれど、普通銀行は英蘭銀行との間に預金取引を有してゐるのである。即ち市中銀行に於ては預金支拂準備として手許現金の外に英蘭銀行預金(Balances with the Bank of England)を有してゐるので、之れが英蘭銀行の週報に於ては「其他預金」(Other Deposits)なる勘定を以て示



され、金融市場と極めて密接の關係を持つてゐるのである。「其他預金」は倫敦金融市場に於ける資金供給力の測度を示すものとして注意されてゐる。故に「其他預金」勘定の増減が急激に起れば引いて金利の變動を豫想せられることとなる。其他預金の増減は一年を通じて、大體に於て規則正しく示現するのであるが、或時期に至つて其平均を破つて急激な増減を見ることがあれば、市場に於ては何等かの事情に依り資金の供給又は需要の何れかに偏したることを示し金利の上に影響してくるのである。

倫敦市場に現はれてゐる金利は、之れを大別して公定利率 (Bank rate) と市場利率 (Market rate) の二種に區別せられる。公定利率は即ち英蘭銀行の貸出利率である。英蘭銀行は手形仲買人に對し手形割引を行ふのであるが、其期限は十五日を超えざることを原則としてゐる。而して所謂フロータース (公債大藏省證券の類) を擔保とする貸付は通常一週間を期限とするのであるが、何れの場合に於ても公定利率は、之等の割引貸付に課せらるべき利率の最低歩合を示すものであつて、實際の取引に於てはそれよりか半パーセント高を以て多く貸出をなさるゝのであると云ふ。(Spalding, London Money Market, p. 75)。市場利率と稱するは一般市場に於て株式銀行手形仲買人割引業者等が爲替手形の割引をなすに用ひる利率を云ふのである。市場利率は公定利率に比較し常に低いのである。何が故に然るか云ふと株式銀行の保有する資金は平常極めて潤澤であつて、市場に對し英蘭銀行よりは遙かに低利を以て資金の融通をなし得る立場にあるからである。然しながら市場利率は公定利率に對し無關係ではあり得ない。即ち市中銀行がその預金に對し支拂ふ利息の標準となるものは公定利率であつて、今日では公定利率より二パーセント下を以てデポジットの利率としてゐる。株式銀行の市場利率は、預金利息を基礎として算定せらるゝ以上、公定利率と市場利率との

關係はそこに必然的に存する譯である。尤も株式銀行の預金中、利息を付さない當座預金が多額を占めると云ふことは、それだけ全體としての預金のコストを低めることになるから、その點から云へば株式銀行の貸出利率はその預金利息のみを考慮に入るゝ要なく平均的により低下せしめ得るのである。此故に現在の如く市中銀行が非常に發達し、殊に五大銀行の如く絶大なる金融力を現出して來ては、市中銀行の貸出利率は少くとも平時に於ては英蘭銀行と無關係に働き、利率も時々市中銀行手許資金の情勢如何に依つて決せられることになる。今日英蘭銀行の市場に對する支配力は五十年前バジョットが「ロムバード・ストリート」を書いた當時とは餘程異つてゐるのである。

只株式銀行が金融の逼迫に際してビル・ブローカーに對するコール貸の回収を行い、又銀行手形の割引を中止するが如き場合はブローカーその他割引業者は英蘭銀行の援助を求めざるの外はない。故に最後の避難所は常に英蘭銀行であつて、左様な場合は英蘭銀行は完全に市場を支配するに至る。所謂市場は英蘭銀行に移ることになるのである。

株式銀行の發展と共に英蘭銀行の市場に對する勢威は昔日の如くでないとしても、尙中央銀行としての三大機能とも云ふべき、銀行券の發行、支拂準備金の集中、財政事務の取扱を合せ有することに依つて、市場の統制、通貨の調節に任じ、殊に又應急通貨 (Emergency Currency) を供給する最後の源泉として、金融市場に於て權威ある地位を保有してゐることは今日に於ても變りない。

斯かる立場に於て英蘭銀行は其信用政策を行ふのである。信用政策の核心をなすものは公定利率の變更に依る割引政策 (Discount Policy) であつて國內的にも又國際的にも至大の影響を及ぼし來るのである。金利は要するに資金の需給關係に依つて定まり、此需給關係は種々の事情に依つて變化するが、之れを國內的に見れば大體に於て變動の季



節的關係が存して居り、それに順應して必要なる場合は公定利率の変更を實行するのである。それと共に英蘭銀行利率の變動が、同行金準備の移動に大なる影響を及ぼすことは英國が國際金融の中心地であり又金の自由市場たる點に鑑み極めて當然とすべきことである。英蘭銀行の金利政策と金移動の關係に就ては、先に通貨及外國爲替委員會(Coinage on Currency and Foreign Exchanges)の報告に述べたる戦前の状態が最もよく之れを説明するのである。即ちそれに依ると「外國爲替が倫敦に取つて順なる場合—外國貿易が英國に有利なる状態である場合は、金は自由に英國に流入し、その逆なる場合は英國より金を積出すことが有利である。金の輸出を試みんとする者は英蘭銀行に到つて金を受取り自己の當座小切手を以て支拂ふ。英蘭銀行は銀行部の準備中から引出した銀行券を發行部に渡しそして發行部の金を拂出す。その結果預金債務並に預金準備も同額に減少し預金準備割合は低下する。今若し斯る正貨取付が引續いて行はれ、此預金準備割合が危険と認められる點に迄下つたならば、英蘭銀行は公定利率を引上げる。而して海外に送金せられんとする資金はその儘倫敦市場に留るのである。尙又海外に於ける資金は倫敦の高金利の爲に吸引せられる。その結果正貨の流出は止み、却つて正貨は流入するの傾向となる」(First Interim Report, Cunliffe Committee, 1919)。斯の如くに金利政策と正貨流出の事情を説明してゐるのである。公定利率の引上げは、引いて市場利率に影響し來るのであつて、金を海外に積送せんとする者は不利益となり、倫敦に於て資金を運用するを有利とするに至る。英國は戦時戦後に互つて金の輸出禁止をなし金の自由市場たる地位を失つた爲に右の如き作用は久しく見られなかつたが、一九二五年に至つて金輸出解禁をなした爲に、再び英蘭銀行の金利政策は此國際的機能を恢復することになつた譯である。

公定利率引上の内地市場に及ぼす作用が信用の收縮であるに申す迄もない。上掲カンリッフ委員會報告は此點に言及して「公定利率引上げの目的は通貨の收縮にある。利率を引上げその効果を市場に有効に及ぼさんとする方法を取れば、金利は一般的に騰貴し信用は收縮する。金利高ければ新事業は見合はずこととなり建築材料その他重要物資に對する需要は著減する。次いで労働の需要を減じ消費の減退を來す。借入金に依つて商品の手持をなせる者は、借入の繼續に困難となり金利高に悩まされる。のみならず先安の見越しで手持品を投資するため、益々市況を悪化せしむる。其結果國內市場に於ける一般物價の下落を招き、此爲に輸入を阻止し輸出を促進せしむる。而して金の海外的需要を生ずる第一の原因である貿易の逆勢を轉じて順調ならしむるに至る」と述べてゐる。公定利率の變更に依る國內的及び國際的影響は大約上の如きものである。然しながら上にも云つたやうに株式銀行を始め一般の金融機關が漸次強力となつた爲に今日では英蘭銀行の金融市場に於ける統制力が著しく弱められて來た。

勿論非常の時期に際しては決してさうでないが、平常無事の日に於ては普通銀行の金融力が極めて豊富である爲に公定利率の引上の効果が適切に市場に現はれないことも屢々見受けるのである。かかる場合は所謂市場取引(Market Operation)と稱して英蘭銀行は自ら市場に出動して金融の調節を試みる。戦前に於ては英蘭銀行は手持のコンソル公債を賣出して之れを以て市場の遊資を吸引し、二週間後に於て之れを買戻すと云ふ方法を取つた。コンソル公債賣放ちの結果市中銀行の手許は減少を來し、英蘭銀行に於ける「其他預金」の勘定は減じてくる。而して金融市場は緊縮することになる。併し戦時中株式市場に於ける二週間受渡の取引方法が停止されたと共に、再び之れを行はざる有様であるが、戦後引續き政府の大藏省證券が割引市場に現はることとなつたので、それに依つて或る程度まで



市場の遊金吸収の目的を達することも出来るのである。

第五編 資 金